関東学院大学キリスト教と文化研究所所報

キリスト教と文化

第 3 号

大学の"知"の再統合へ森	島	牧	人… 1
研究論文			
教団新生会の回顧と検証 (その 2)村	椿	真	理… 5
			雄… 45
いのちに関する自己決定権についての一考察			
――安楽死・尊厳死における自己決定権のあり方を想定して――三	浦		郎… 57
研究ノート			
「いのち」を考える教材と授業実践安	達		昇… 69
「巡礼地化」する島:観光事業と信仰/実践のあいだ藤	原	久仁	二子… 79
坂田祐資料研究特別チーム			
総 括	苅		猛… 89
『坂田祐日記』解読	田		創… 90
思いつくままに一「坂田祐日記英語篇」解読に携わって―佐々	々木		晃… 98
調本報告			
2004年度 資料委員会報告	椿	真	理…111
公開シンポジウム			
テーマ:関東学院の奉仕教育			
基調講演:関東学院の奉仕教育	澤	保	孝…113
発 題 1:関東学院中学校・高等学校の奉仕教育			隆…120
発 題 2:関東学院六浦中学・高等学校のボランティア活動の取り組み木		喜	
研究プロジェクト報告	•	_	
2004年度バプテスト研究報告村	椿	真	理…126
「いのち」を考える研究グループ	Ħ	和	憲…128
「奉仕教育における課題と実践」研究グループ高		•••	進…130
「キリスト教と日本の精神風土」研究グループ			
総 括	木	紀	男…131
公開研究会 1 「主にあって、歴史に学び、今を生きる	•		
一改めて靖国神社問題を考える一」	Ш	重	Bil···134
公開研究会 2 「平和へのメッセージとしてのキリストの山上の説教」森			
田村直臣の『子供の権利』および『子供中心のキリスト教』について帆			猛…158
2004年度キリスト教と文化研究所 主な活動森	島	牧	人…160
編集後記/キリスト教主義の関東学院大学から与えられた恵み安	田	—— 八十	165

2005年3月



大学の"知"の再統合へ

所長森島牧人

今回ここに、関東学院大学「キリスト教と文化研究所」所報第3号を送り出すこととなった。その内容は、本研究所の所員、研究員もしくは客員研究員の論文、現在当研究所が抱えている四つの研究プロジェクト(「『いのち』を考える」、「キリスト教と日本の精神風土」、「奉仕教育における課題と実践」、「バプテスト研究」)からの成果、および「資料研究プロジェクト」からの成果の報告等である。本研究所の2004年度の歩みにご尽力いただいた多くの方々に、この場を借りて感謝する次第である。

さて現在、関東学院大学では、大学における研究所のあり方が議論されている。 大学の構造改革が模索されている中、大学に所属する各研究所のあり方も、従来の 各学部付属の形から、大学の「知」を世界に発信する形へと再構築されようとして いるといえよう。この教育・研究活動における「パラダイム・シフト」という観点 から、いくつか述べてみたい。

1. "Differentiation" から "Integration" へ

さて、「分かることは分けられる能力である」とあるように、大学が求め、大学が与えてきた学は、たとえ同じ領域にあってもお互いが理解できないほど、それぞれが持つ固有のテーマは専門化し、細分化の一途をたどってきた。誰も知らない領域に立ち、未知の分野を開拓する姿こそ研究者としての誉れであった。大学においては、もちろんこれを否定する必要はない。(むしろ以下に示す事柄とのバランスの問題であると考える。)しかし今日、もう一つの学の方向性が必要とされてきているとはいえないだろうか。つまり、細分化した知の再統合という観点である。現実的なテーマの下に、今持ちえる個々の知を最も価値高く統合する知恵への希求ともいえる。この勇気ある実験データこそ、実社会へとリンクできる大学がもつ、新しい指標となるべきものではないだろうか。

例えばそのような観点から、個々人が具体的なサービス活動(建学の精神)への

参加を通じて、自己の可能性を見い出し、人に仕える意味を理解し、社会の構成員としての責任感を構築できるとするならば、それは大学が提供する諸科学(differentiation)を日常生活の上でもっとも価値高く統合(integration)する実践をしていることになると、確信するからである。

2.「デュナミス」から「エネルゲイア」へ

「力」を表す場合、「デュナミス」と「エネルゲイア」という二つの言葉がある。 それらは互いに区別して用いられる。「デュナミス」は「ダイナマイト」の語源で、 「内に蓄えられた力」を表す。川をせき止め、ダムを築き、そこになみなみと水が たたえられている状態である。それはまさに私たちにある種の力を感じさせる。し かし、それはまだ潜在能力としての力であって、働きとしての力とは区別されなけ ればならない。つまりそのダムの口から具体的に水が注ぎ出され、タービンが回さ れ、その結果家々に明かりが灯る時、私たちはそこに「エネルゲイア」を感じるの である。

教育・研究活動に例えると、「デュナミス」は一個の人間にどれだけ多くのもの を詰め込むことが出来るかという観点から、その人間の力を評価しようとするもの である。故にそこでは常に「量」が最大の問題になる。たくさんものが詰まってい る者は「秀」と評される。もちろんそこに詰まっているものは「知識」であり、そ の主人公は例えれば「頭」である。確かに教育・研究活動の多くの場合、この「デ ュナミス」としての力が求められ、時に知識の量でその存在自体までもが評価され る。しかし一個の「人」として、トータルな意味でその存在が問われるとき、人間 の持つ力のもう一つの要素、「エネルゲイア」の重要性を知らされるのである。つ まりここに言う「エネルゲイア」とは、どのようにしたら、自分が身につけた能力 を、自分の置かれた場(コンテキスト)で、最も価値高い仕方で適切に働かせるこ とが出来るかという観点から、その一個の人間のトータルな力を評価しようとする ものだからである。故に、「エネルゲイア」は、「量」ではなくその「方向性(価値 観)」が最大の問題となるのである。自分もまた周りも幸せになるためには、自分 の力をどのように働かせたら良いのかと言うことが、最大の関心事だからである。 世の中は、この「方向性」にとても敏感である。どんなに素晴らしい学(デュナミ ス)があったとしても、その力の働かせる方向(エネルゲイア)が少しでも狂って いると、人々は容赦なくその人を糾弾するのである。その時人々は「あなたは知識

が足りない」とは言わない。「あなたは、知恵が足りない」と評するのである。「知識」は「頭」の問題であるが、「知恵」は「心」の働きだからである。ゆえに両者の教育・研究活動に於けるシステムは、全く別ものであると考える。

そこで、いま特に「エネルゲイア」の欠如を露呈している我が国の教育界にあって、関東学院らしい教育・研究活動が十分に評価されていくためには、この二つのシステムをバランス良く組み立てるための大きな切り口、理念(建学の精神)と実験の場(実践)が緊急な課題であると考えるのである。

3. 大学の「学」の連携から大学の「知」の再統合へ

大学の「学」は従来、自然科学、人文科学そして社会科学の三分野に分けられ、その社会的意義もそれら三分野の連携の中にあった。つまり、自然科学が新しいデータを世に送り、人文科学がその生のデータに価値付けを行い、社会科学はその摘要とフィードバックに努める。生のデータにはこの世に有用であるための価値付けが必要であり、その人間の成す価値付けが相対的なものである以上、それは常に現場において再吟味されフィードバックされ続けていかなければならないものだからである。この意味での大学の「学」の連携は重要な事柄であった。

しかし20世紀の中盤に入って、この「学」の連携に大きな亀裂が入ってきたと感ずる。それは特に、放物線的に急上昇し続ける自然科学の業績(データ)に、人文科学の業績が対応できなくなってきたことに見られる。必然的にそのデータの社会的適応を担う社会科学系も麻痺し、フィードバックどころの話ではなくなってゆく。それは生命科学の進歩においてより顕著であった。現実の問題としては、人文科学のその役割の放棄により、データの提示を本来使命とする自然科学の分野に、従来は人文科学が担うべき倫理観の確立という課題が持ち込まれていったのである。しかしこの事柄自体は、大学の「学」のシステムの危機であるということよりは、大学の「知」の財産(知識・技術、人材・資材)の再統合化に対する社会からの要求であると考えたい。

以上のような観点から、当研究所としても、「キリスト教研究所」や「日本プロテスタント史研究所」という大きな遺産をふまえつつ、次年度はさらに、世界に向けて発信できる研究プロジェクトを生み出して行けるよう、研究所に集うすべての人々と共に一層努力して参りたいと願っているところである。

盛岡における宣教師の活動 1880-1934

大 島 良 雄

Works of Baptist Missionaries in Morioka Field 1880-1934

Yoshio Oshima

1. ポートの働き 1880年1月—1891年9月

1879年6月頃盛岡のギリシア正教会の一人の信徒が横浜でたまたま浸礼(バプテスト)教会の集会に出て N. ブラウン訳の聖書を入手して帰郷し、研究の結果、同志と共に正教会から浸礼教会への改宗を希望して、繰り返し宣教師の派遣を要請した。1880年1月横浜在住の宣教師ポート T. P. Poate はその要請に応じて盛岡に赴き、諮問の結果6名を信徒として受け入れ1月25日盛岡浸礼教会を設立した。これがバプテスト宣教師による東北地方伝道の始まりとなった。彼は同行した伝道師鈴木任を残して3月1日に帰途についた。

1880年5月彼は再び東北伝道に旅立ち、古川、盛岡で伝道し、盛岡で最初のバプテスマを執行した。1月に教会を形成した時の6名と、今回教会員として加入した原祐知は既に正教会でバプテスマを受けた信徒であったので諮問のみで入会させた。帰途古川で3名にバプテスマを授けた。

ポートは同年7月に夫人やミス・サンズ Clara A. Sandsなどを同行して第3回目の 東北伝道に出かけ、10月10日に仙台、11月10 日には花巻に教会を設立した。彼はこの一年 間の活動の成果として盛岡、花巻、仙台の3 教会を設立した。翌年には春秋二回東北に伝 道し、1882年4月には柳津に教会を設立した。

当時は修好通商条約に規制され一定の条件 を満たす者以外は内陸部に定住することは許 されず、また旅行の自由も制限されていたの で、ポートは条約港である横浜に生活の根拠 を置いて年に数回東北地方の巡回伝道に出か けた。また、当時の日本には伝道師として教 育を受けたものは少なかったので、彼は自分 がバプテスマを授けた者や、バプテストに改 宗した正教会の説教者などを伝道師として起 用した。また聖書販売人を雇用して伝道師と ても働かせた。しかし伝道者の不足のために 折角設立した教会も、彼が不在の時はその維 持や発展には多くの困難があった。1881年の 盛岡と花巻教会の教勢報告には働き人が欠け たままで数ヶ月放置したので生命がないよう に見えた、と言う。

アメリカン・バプテスト宣教師同盟は彼の 東北地方における活動に注目し、彼の要請に 応じその活動を支援するためにジョーンズ E. H. Jones を派遣した。ジョーンズは1884年 11月29日に仙台に着任し、英語学校の教師と して仙台に在住する旅券を獲得した。ポート は宮城県の伝道をジョーンズに任せ、自分は 横浜から年に数回の岩手、青森両県への巡回 伝道を継続した。当時の仙台は人口7、8万を有する東北の重要な都市だったので宣教師同盟はジョーンズの定住を機会に1885年にはバプテストの宣教拠点とした。ポートは1885年に家族を連れて一時帰国する前、75 th Annual Report に1884年当時の盛岡教会についての報告を残し「一番古い教会である盛岡教会の成長は遅いが希望の持てる教会であるとは遅いが希望の持てる教会である長い間彼らに自給の義務を促して来た。家賃その他についての援助を求めないようにといいての援助を求めないようにといいて17の家族が一週に3銭づつの献金に応じる約束をした。私はこのことを喜び、輝かしい時代の始まりであると確信した。」と言う。

1885年10月にポートは家族を連れて休暇帰国した。不在の間は仙台のジョーンズが盛岡を含め八戸と花巻の教会を指導した。ジョーンズは当時の盛岡について、木綿の手工業の為に南の地方から原料が送られて来る、人々は貧しい、34名の教会員がいるが集会に集まるものは小数である、という短い報告を残している。

1887年にポートが再来日した時、盛岡教会 には伝道師が不在で、教会はメソジスト教会 と合同して礼拝を守っていたが、彼は盛岡中 学の教師に就任することで定住旅券を取得 し、教勢を挽回して、軽米にも伝道するよう になった。彼は学校より受けた俸給で学校に 隣接する大きな家屋と土地を購入し、家族の 住居とすると共に教会の集会にも使用した。 その後教勢は順調に発展し、新しく礼拝堂の 建築が必要になり1890年10月には新会堂の献 堂式を挙げた。それについて「ミッションの 土地に新しく簡素なチャペルを建てた。それ はバプテストリー、更衣室、台所などを備え、 250名収容できる。費用は400ドルを少し上回 ったが、学校からの俸給と、前回の土地と家 屋の購入代金の残額と、前年度の未使用金と、 活動資金の若干を加えて支払う事が出来 た。」と77th Annual Report に報告している。 活動は軌道に乗ったように見えたが、1889年 の憲法発布、1890年の教育勅語の発布により、 それまでの欧化主義の時代は反外国、反外国 宗教を主張する反動的な時代にかわり、反動 勢力の強まりが彼の学校の教師としての地位 を奪った。彼は定住の旅券を得られず1891年 9月には盛岡を去り東京で N. ブラウンの 聖書の改定に従事し、暫く後に帰国したが再 度来日することはなかった。

※大島良雄「T. P. Poate 小伝」『日本につくした 宣教師たち』ヨルダン社 1997年 参照。 Annual Report は毎年7月に The Baptist Missionary Magazine に宣教地から報告されるアメリカン・パプテスト宣教師同盟の年次報告書。

定住宣教師不在の時代 1891年10月—1904年5月

ポートが東京に転住した後は仙台在住のジョーンズとハンブレン S. W. Hamblen が盛岡地区の宣教の責任を担う事になったが、1893年には両者の間で活動の地域を分担しハンブレンが盛岡地域の責任を担うことになった。彼は同年の夏と秋に盛岡を訪ね、それぞれ3名、と4名にバプテスマを授け、伝道師の市川の働きと、教会の状況に満足したと言う報告を残している。また同時に尚絅の宣教師ミス・ミード Lavinia Mead が盛岡のために一人のバイブル・ウーマンを養成中という。

1894年にはジョーンズも休暇で帰国し、ハンブレンが青森、岩手、宮城三県の宣教の責任を担うことになった。彼は当時の一般的状況を80th Annual Report に、「若し数字が判断の基礎になるなら明らかに後退であった。高潮は1891年に達成された、その年東北の教会には49名のバプテスマがあった。1892年に退潮が始まり31名が信仰を告白した。1893年には退潮が一層進み僅か18名がバプテスマを受けたに留まった。」と報告している。彼は

それを単に時代の風潮として受け止めず、「旧来の基準を支持するよりも理論的な神学を追求することで、また、実践的なキリスト教よりも神学に関心を寄せ過ぎ、神の霊よりも肉の力に頼り過ぎた。」と反省している。また、盛岡については伝道師が誠実に勤めを果たしており、会員数には変化がなったがその勢力は拡大したと記している。

3年間盛岡で活動した伝道師市川徴は1894 年末に病気の為に辞任し、中島力三郎がその 後を継いだ。尚絅の宣教師ミス・ブゼルA. S. Buzzell は1895年9月の GLEANINGS に 盛岡の報告の寄せ、「その地の活動は非常に 希望の持てるものであることを知った。会員 は少数しかいないが一致して活動している。 7名のバプテスマ志願者がいる。祈禱会の出 席もよく、婦人会は姉妹たちが交代で主催し 継続している。全ての人が中島牧師を敬愛し、 彼の若妻を温かく歓迎しているようである。 彼女は既になくてはならぬ人として良い働き をしている。」と言う。これはミス・ブゼル がその教え子で、同年7月に尚絅女学会を卒 業し、中島に嫁した中の目キョシを訪ねた時 の報告である。

ハンブレンも1896年1月の GLEANINGS で盛岡についての報告し、「中島さんは大き な励ましを受けている。5名がバプテスマを 受け1名が教会に復帰した。特記したいこと は教会に隣接する学校の生徒たちの少なくと も数名の者に見られる態度の変化である。」 と、中島の若者に対する伝道が成功を収めつ つあることに注目している。「集会の妨害を 意図して参加し若者たちが最初の集会の際に は騒いだが、ジョーンズ師は聖霊の助けによ って秩序を維持した。その翌日の集会は平穏 で聴衆の数も減っていなかった。我々が出か ける前には中島さんは妨害を受けていたが、 現在では彼らは騒ぐことを止め、定期的に彼 から聖書を学んでいる。」と、ジョーンズと 一緒に巡回した時の報告を残している。

ハンブレンは同年3月に盛岡の教勢報告を寄せ、礼拝出席者は20名以上、日曜学校は25名、金曜日夕方の祈禱会には17名から20名、婦人会には10名以上が出席している。中島さんの働きで出来た20名の会員を有する青年会はさらに多くの青年を獲得したいと願っている。1896年7月の三陸の大津波は27,000名の人命を奪う大きな災害であった。盛岡の中島と八戸の原口の二名の伝道師は日本人クリスチャンの支援金を被災者に配布するのを手伝った。

ハンブレンは 83rd Annual Report で、 1896年の日本でのキリスト教活動は特に希望を持てるような成果を挙げなかったというのが一般的な見解であるが、盛岡は全体的に良い状態であった。かなりの人が心から伝道師中島夫妻に協力しており、集会と日曜学校の出席は良好である。一番希望の持てるのは30名程の専門学校の学生の群れであるが、彼らは卒業後就職の為に盛岡を離れるので教会は彼らに余り大きな期待を寄せることは出来ない、と指摘している。

1897年5月に中島が仙台の教会に移転した 後、直ぐには後任者を得ることが出来ず、暫 定的に八戸の原口伝道師が兼務していたが、 9月には伊達謙伝道師が就任した。彼はミ ス・サンズの影響を受けて医業から転じて学 校の教師、伝道師になった人で、当時は宮城 県の伝道師であった。彼の伝道方針は中島と 異なり戸外伝道を重視した。しかしそれに対 する盛岡の評判は芳しくなかったので、同年 11月には仙台でハンブレンの助手をしていた 神学校の新しい卒業生の小野村功が伝道師に 就任した。

1898年、盛岡を巡回したハンブレンは小野村を伴って岩手県東部を視察し、花巻、遠野、大槌を巡回し、同地に住まう盛岡教会の関係者を問安した。この年には八戸に伝道師がいなかったので、彼はしばしばこの地区を巡回したが目に見える成果は得られなかった。

ハンブレンは1899年春に休暇帰国し、1900 年12月に再来日するが東京に留まりミッショ ンの会計の仕事に着き仙台には戻らなかっ た。彼が帰国した後は仙台に居住するジョー ンズがこの地区の責任をも担うことになり、 同年の7月のGLEANINGS に盛岡につい て報告し、小野村さんと信徒たちの活動が祝 されて2名の女性と一人の若者をバプテスマ に導いたと言う。また、86th Annual Report はその年には8名がバプテスマを受けたと言 う。また、教会自給の問題に関してジョーン ズは小野村伝道師と会員との意見が合わずに いる教会の状況を、「日本における大きな問 題は服従の精神の欠如である。人々は皆指導 者になろうとするが未だに指導者としての特 別の能力を身に着けていない。」と批判して いる。また、彼が巡回中に条約改正が発効し 外国人の内地雑居が可能になり、特別な旅券 の交付を受けなくても内陸部への旅行と居住 が可能になったと告げ、宣教師が自由に伝道 地を巡回できるようになった事を喜んでい る。それによって数年後にアキスリングが盛 岡に定住することになる。

1901年には20世紀を迎えて全国的に展開された大挙伝道は仙台では余り成功しなかったが、盛岡では大きな前進があったと、ジョーンズは報告している。

1902年にはアキスリング夫妻の仙台から盛岡への移転願いが許可されたが、病気の為に実現するのが遅延し、1904年までジョーンズが引き続いて盛岡地区を担当した。ジョーンズは1902年11月の GLEANINGS に同年8月末に盛岡おいて開催された東北部会について報告し、「信徒たちは未だにそのような集会に自費で参加しようとはしないので、参加者は思ったより少なかった。我々は出来る限り日本人クリスチャンを援助した。」と、宣教師に依存する当時の教会の状況を報告している。

1904年1月の GLEANINGS に尚絅の宣教

師ミス・ポールソン Gerda C. Paulson が盛岡で伝道し、多くの家で受け入れらたが、それはただ婦人にだけ開かれたものだった、と報告している。詳細は不明であるが子供や婦人の間に伝道する婦人宣教師の活動の報告である。伝道師は小野村が1899年まで働き、その後岩永英作、武田亀吉と続くが、武田は1904年に陸軍のチャプレンとして旅順に出征した。

同年5月の GLEANINGS はアキスリング夫妻 William Axling が盛岡加賀野町へ転住したことを告げている。盛岡は彼の来盛によって再び在住宣教師を持つことになった。

※ GLEANINGS は在日の南北バプテスト・ミッションの機関紙。

大島良雄「E. H. Jones」『灯火をかかげて』ヨル ダン社 2002年 参照。

3. アキスリングの時代 1904年―1906年11月

アキスリングは1904年7月の GLEAN-INGS に盛岡からの最初の通信を寄せてい る。「最も難しい問題は何をするか、また何 をしないかである。何処に出かけても聖書を 学びたいと熱心に願い、またキリスト教につ いて知ろうとする多くの人がいるのを知っ た。人々の求めに応じて時間の許す限り多く のバイブル・クラスを開いている。盛岡警察 学校長よりそこで学んでいる警察官のために 日本語で聖書を教えるように依頼された。こ れは流行している思想の現れである。」と一 般的な状況の変化について述べた後で、教会 について、「全体的状況には大きな希望が持 てる。この三ヶ月の間に神は8名のバプテス マ受領者を与えてくださった。其の内の2名 は警察官、他は学生であった。」と言う。

1905年1月の GLEANINGS はそれまで敷 地の奥にあった会堂を人通りの多い道路に面 するところに、現地で調達した費用で移動・ 修復させたと、教会の積極的な姿勢について 報告している。更に一般的な状況については 寛容の精神が不寛容の精神にとって変わり、 キリスト教に対する教育機関の反対がなくな ったと言う。

夫妻は病気のため暫く入院した後1905年9 月の GLEANINGS において、彼らの退院 を待っていた人々にバプテスマを授けるのが 最初の仕事であったが、それは忠実な伝道師 たちの働きによるものであったと、前途に希 望を寄せた報告をしている。同年11月の同紙 に岩永伝道師の誠実な活動によって礼拝出席 者が増えており、数名のバプテスマ志願者が 待っていると、報告している。また彼は伝道 地の花巻に触れて、バプテスマを受けた4名 の娘が迫害されている実情を報告し、その勇 気を旅順の英雄に劣らないという。彼女たち の一人は仕事を解雇され、二人は自分たちの 両親によって家から追い出された。四番目の 娘は父親から叩かれた。彼女たちの聖書は焼 かれ賛美歌は引きちぎられた。しかし彼女た ちは動揺せず固く信仰をも守った、云々と言

1906年、青森、岩手、宮城の三県に大飢饉が発生した時、教会はその救済に当たった。1906年1月の GLEANINGS にアキスリングは岩手県での活動について「我々は飢餓救済活動の準備に忙殺されている。これまでの二三週間は主として飢餓の状況の調査と県当局との相談に費やした。身体的飢餓救済の活動と関連して魂の飢餓を覚えている人々に命のパンを与える無限の機会がある。それゆえ私は全身全霊をこの働きに捧げている。」と、記している。

同紙3月には心労の様子を「何度も何度も 私は心を痛めて家に戻った。栄養があり食欲 をそそる食卓に着く時、今見てきた光景を心 に思い浮かべ、自分が悪人であるように実際 に感じた。……我々は出来る限りのことをし ているが、必要の大海に一滴を注いでいるに 過ぎない」と述べている。

彼が外に出て救済活動に忙しくしていた時、アキスリング夫人ルシンダ Lucinda は若い女性の間の伝道を志して、前年の12月から女性の英語クラスを始めた。それには女子師範学校の教師1名と女学校の教師1名が参加している。また希望者は誰でも参加出来る料理のクラスを始めた、参加者の半数はクリスチャンでなく初めてキリスト教に接した人々である、などと具体的に活動の報告を寄せている。

また7月の報告では、岩永伝道師の協力を 得て、週に一度、三田医師の経営する大きな 病院の看護婦養成所で3、40名の少女たちに キリスト教について教えていると、記すと共 に状況が著しく改善されたので6月10日には 外国人の飢餓救済委員会が閉鎖された。尚委 員として配布した金額は¥102,500で被害者 の食物や生活必需品の購入に用いられたと、 記している。

同紙の同年11月の報告はアキスリングの盛 岡からの報告の最後のものになるが、それに は、北日本部会の年会の報告をよせ、宣教師 は部会の評議員と定期的に会合すること、そ のための費用は部会に属する教会と宣教師同 盟が折半すること。評議員は部会と年会に、 その年の活動、経済的状況について年次報告 をすること、などと決めたことを記している。 日本人の間に宣教師の活動資金使用について 関与を求める声があり、それに対して理解あ る態度を示している。

しかし、残念なことは彼ら夫妻の神経的な病状は帰国療養を必要とすることになり11月 17日に故国に戻った。再来日後は東京に在住して活躍し再び盛岡に戻る事はなかった。

4. ヘンリー・タッピング夫妻の時代 1907年1月—1913年6月

1907年1月の *GLEANINGS* にタッピング 夫妻 Henry Topping は盛岡からの第一信を 寄せ、彼らが盛岡の宣教師として赴任した経 緯を報告している。それを要約すると、「ア キスリング夫妻が健康上の理由で彼らが成功 裡に立ち上げて来た仕事を離れることを余儀 なくされた。自分たちは休暇から東京に戻り 東京学院の仕事に復帰したばかりで、高等部 と外国人留学生の教育に関心があったのに、 アキスリングの仕事を継承するために盛岡に 赴任することは不本意であった。」と、記し た後で、新しい赴任先の様子や家族のことを 次のように述べている。

「盛岡の人々は数年前までキリスト教に不信感と嫌悪感を持っていたが、状況は変化した。アキスリング夫妻は県知事から子供たちに到るまで彼らが接触した人々の心を掴んだ。……我々は温かく迎えられた。幼い息子は岩手県立師範学校の実習クラスで体育と工作の授業を受けることになり、娘は中学校の生徒と教師に英語を教えることになった。」

「教会は四半世紀ばかり前に設立された。 しかし教会の礼拝に出席する者の殆ど全部が 若い人であるのを見て驚いた。……古い記録 を見て、他の宣教拠点と同様多くの人が東京 に移転している事実を知った。この事実を見 て東京に強力な中心的な活動を始めなければ ならないという事を強く確信した。」云々と 述べている。

その年にタッピングが GLEANINGS によせた報告を見ると、3月には教会を次のように紹介している。「教会は市の中心部に位置し、県庁、市役所、裁判所などと同じ町内にあり、中学校に隣接しており、生徒と接触するには絶好の場所にある。……会堂は古く手狭であり、殊に日曜学校には狭すぎる。会堂に隣接して昔ポートの家族が住まっていた家屋があるが、修理されずに来たので荒廃している。修理すれば有効に利用できる。今は現状のままで日曜学校のクラスとして使用している。」7月には、「夏季は盛岡地区全体が多忙な時期であった。夏季休暇をここで過ご

す神学生の助けを借りて伝道師たちは刺激を受けながら活動している。地区伝道師の竜田は伝道地を巡回してその活動を助けた。」11月には、この夏の間にバプテスマを受けた者が10名あったと教会の発展を報告している。

1908年の GLEANINGS に報告された記事を要約すると、1月には前年度は22名のバプテスマがあった。それはその前の年の3倍であった。また会員で神学校に学んでいる者の数が4名から6名に増加した。岩永伝道師は昨年12月の初めに九州に移転したと伝え、無牧になったことが教会に及ぼす影響を心配している。また古い宣教師館が修復され、一部が宣教師の住まいとなり、他の一部を教会のために使用している。などと報告すると共に、宣教師館を用いて世界 YWCA のミス河合と川島を指導者とする修養会を休暇中に開いた。更に宣教師館を使用して幼稚園を始めることになった、などと報告している。

9月号はミス・エーカック Amy Acock が 盛岡で働くことになり、彼女の最初の報告が 見られる。それによると、「私は彼らが幼稚 園の幼い子供たち、YWCA の若い女性たち、 教会の青年たち、また他の人たちとの交わり によって十分報われていると感じている。ま たこの家は多くの人々にとって自分たちの家 よりも良い家であると思う。」云々と、タッ ピング一家と宣教師館が人々に愛されている 様子を伝えている。

1909年の GLEANINGS の報告を要約すると、5月号では教会に再度の覚醒が起こり、集会中に新しい回心者が会衆の間のあちこちで立ち上がって、キリストによって罪を許されたと証をした。……彼らが進んで証をしているのは先を争うように二三人が同時に立ち上がることにも見られた。と言う。同号には幼稚園の卒業式の模様がタッピング夫人によって詳細に伝えられている。そこにキリスト教には関心のない人々に対する幼稚園の間接的伝道の効果の大きさを見ることが出来る。

11月号は夫人が病気療養のため帰国し、ミス・エーカックは幼稚園と婦人伝道の責任を担うことになったと告げている。

1910年の GLEANINGS を要約すると、7月にミス・エーカックの婦人伝道と幼稚園についての報告がある。「幼稚園は単に子供たちに天の父について教えるだけでなく、家庭に我々の働きを届けている。小さい子供のあるものは本当の小さい宣教師である。」とき藤夫人や佐藤夫人の活動を紹介している。同年11月にはタッピング自身の報告がある。そこでは妻への配慮と自分が病気をしているに受けた親切を感謝し、自分の病気とミス・エーカックの不在とによって活動は停滞したが、伝道師、バイブル・ウーマンたちが休暇も取らずに活動したことを賞賛している。

1911年 3 月の *GLEANINGS* の報告にタッピングは前年11月に戻った夫人を同伴してクリスマスの時期に地方の伝道所を訪問することが出来て嬉しかったと言う。

1912年1月の GLEANINGS でタッピングはクリスマスには通常の行事の他に二人の男性のバプテスマがあった。一人は地位の高い銀行員、一人は中学校の教師の二人であった。正月には県警の高官が続いてバプテスマを受けた。地位の高い影響力のある成人が周囲の反対を押し切って入信した経緯を興味のあるものとして詳細な報告をしている。

同年11月の同紙にタッピングは「遂に盛岡は二番目の宣教師を持つことになったと、バアレン夫妻 Walter Bullen の來盛を報告している。しかし彼らはタッピングと一緒に活動するためではなく仙台のジョーンズの活動を援助する為に来盛したのであるが、他の宣教師の家族を仲間として持つ喜びを語っている。

また教会の現状を次ぎのように報告し、「新 任の牧師の小川さんには従来よりも増額した 俸給を支払っている。中学校の教師は彼の生 徒を連れて教会に来ているが、彼らは教会 YMCA で週に二回聖書研究をしている。病 院の看護婦と YWCA の会員が毎日曜日の礼 拝のとき婦人席を一杯にしている。幼稚園も 園児が増え60名の定員のところに65名の幸せ そうな子供たちが私の家にやって来る。」云々 と言う。

同年8月5日の『教報』の教勢報告によると、現在会員数は126名内訳は男子55名、女子71名、集会平均出席数32名、男子15名、女子17名とある。

1913年 5 月の *GLEANINGS* はタッピング 夫妻の休暇帰国予定について報告している。 彼らは同年 6 月に帰国した。

※大島良雄「ヘンリー・タッピング小伝」および「タッピング夫人の幼稚園事業」『灯火をかかげて』 ヨルダン者 2002年 参照。

『教報』教報社が出版しているバプテスト教会の 機関紙。

5. ステッドマン

1913年7月—1916年5月及び 1917年9月—1918年9月 タッピング(第2期) 1914年7月—1919年9月 共労の時代

1913年7月の GLEANINGS は小樽拠点廃止に伴って同地で活動していたステッドマン夫妻 Frank W. Steadman が来盛し内丸に居住したこと、またミス・ジェッシー Mary D. Jesse が盛岡幼稚園の責任者として着任したことを報じている。

同年11月号でステッドマンは、「夏の休暇の後で私は責任を持つ地域を巡回し、その活動に希望を持った。盛岡では未だ僅かな働きしかしていないが、現在の活動と将来の計画を忠実に進めたいと考えている。幾つかのクラスを始める計画がある。……タッピング夫妻はこれまで7年の間に多くの人と接触し、

キリスト教を知らない所に当然存在する障害を打ち破ってこられた。我々は彼らの友人たちが我々の友人になり、また助手たちが力を尽くして成功してきた成果を我々の働きに継承できるように願っている。」と述べている。

またバアレン夫人がタッピング夫人の中学 生の英語クラスを引き継いでやっている。と 記し、引き続き遠野、釜石など地方伝道の報 告をしている。

1914年1月のGLEANINGSでは多忙なステッドマンに代わってアグネスAgnes 夫人が報告して、「ステッドマンは3/4の時間を伝道旅行に費やし、また在宅時には手紙を書くこと、日本人同労者との相談などで忙しく家族と共に過ごす時間も殆どない。ミス・ジェッシーは日本語の勉強と幼稚園の管理、訪問、授業、会合などで手一杯である。バアレン夫妻も活動に協力してくれ宣教拠点として最も幸せな状態なのだろう。」と言う。しかしその年の11月にバアレンの病気のために一家は帰国した。

同年3月にはミス・ジェッシーが幼稚園にいて詳細な報告を寄せ、またステッドマンについて彼は競走馬のように朝、昼、夜を過ごしている。云々と言う。

1914年7月の GLEANINGS でステッドマンは将来問題検討委員会 OUTLOOK COM-MITTEE の報告をしているが、その中で彼は総務委員として3年の間に根室から姫路まで宣教拠点とその重要な伝道地を歴訪し、また福音丸ではビッケル船長 Luke W. Bickel 共に数日を過ごした。今年は最後の年で、仕事は京都、大阪、神戸、姫路と内海の訪問であった。と、その多忙な仕事について述べている。

その年の7月にタッピングは夫人と息子を 残して単身下盛岡にもどった。

1915年3月のGLEANINGSにタッピングは盛岡教会の教勢について報告して、「出席者が増えクリスマスの前から人々を会堂に招

き入れることが出来なくなってきた。今では 20名を超える実業家が会堂に入り1時間余り の礼拝中席を立たないでいる。時には集会の 後にも残っている。かなりの数の求道者があ り、また遠方から礼拝に来る人もいる。しか し回心者の多くは学生で、彼らは卒業と共に 町から遠くに離れて行く。この教会は盛岡に 定住している実業家で運営されているので、 その階級の人の増加することで強化できると 信じている。」と記し、更に「私は書斎でバ イブル・クラスと英語授業とを行っている が、学生たちの関心は高く出席率も高い。」 と言う。

9月の報告には7月に夫人と息子が盛岡に 戻ったが、娘のヘレン Helen はカリフォル ニアに在住する日本人女性のために働くこと になったと、言う。

1916年 5 月の GLEANINGS の報告でタッピングはステッドマン夫妻の休暇帰国について触れ、「2 年前に彼らが北海道から来た時に教会の教勢は大いに増した。また、この短い期間に彼らは教会活動に大きな影響を及ばした。更に彼らは助手たちから非常に慕われた。」と記している。

1917年7月の GLEANINGS にタッピング 夫人は幼稚園の卒業式について触れ、毎年の 卒業生に国際的な奉仕について何らかの関心 を持たせるようにしている。とその教育方針 を述べている。同年12月6日の『基督教報』 は盛岡教会の教況を報じ、11月4日の礼拝出 席者35名、婦人2名にバプテスマを授けた。 その前の日曜日にも3名の受浸者があり、合 わせて5名の入会者があった。と言う。

この頃の宣教師と日本人伝道者の協力関係 乃至その力関係を示す報告が1918年6月13日 の『基督教報』掲載されている。即ち、内外 協同委員会に権限を与えるようにと言う決議 文の要約である。その中に、新たに宣教師を 任命する場合には協同委員会の請求に由って なさるべき事。各宣教師が休養のため帰国し たる時は協同委員は其宣教師が再び日本に来 るべきか否かに関して伝道会社に提議すべき 事。などの条項がある。

ステッドマンは1817年 9 月に休暇から盛岡に戻った。1818年 1 月の GLEANINGS に夫人が、日本に戻ってからの活動の報告を寄せているが、彼らは福音丸の宣教師となるために 9 月30日に盛岡を離れた。

この時期には盛岡で働く宣教師の移動が激 しいので整理すると

1918年 9 月30日 ステッドマンは福音丸の 宣教師として赴任のため

離盛。

1918年12月13日 ロス Charles H.Ross の

新任宣教師としての歓迎 会。彼はそれまで水戸と 仙台拠点の宣教師を兼務 していたが、今回はそれ に加えて盛岡拠点の責任 おも担うことになった。

1919年9月7日 タッピングは休暇帰国。

1922年に再度来日するが 盛岡には戻らす横浜に定 住した。

1920年4月 水戸に在住し東北の宣教

を助けていたジョーンズ

が引退帰国した。

6. ロス

1918年12月―1929年(仙台在住) スッデドマン 1922年―1925年秋及び 1930年11月―1933年

タッピングの引退を予定してロスは1918年 12月に盛岡を担当する宣教師になり、教会は 彼の歓迎会を催したが、彼の住まいは仙台に あった。ロスは1919年2月27日の『基督教報』 に「東北の叫び」と言う一文を寄稿し、「仙 台地区で牧師、伝道師、宣教師を困らせてい る問題は教役者の不足である」と、訴えているが、これは東北の地方の伝道所で働く伝道師不足の問題であった。

ロスは Report 1920 に宣教師同盟の政策を批判する文書を掲載し、「我々の政策は活動を決定して、其の仕事を達成するに十分な人を雇用する代わりに、教師の数に合わせるように活動を削減していると思える。我々は非常に危険な状態に置かれており、単純に多くの人を得るべきである、さもないと我々が初期において教育事業に失敗したのと同じような事になるだろう。」と言う。

同様の主張は Japan Baptist Annual for 1928 の North of Tokyo に更に具体的な表現されている。「集中政策は我々の伝道活動を減少させることになり、……町村だけでなく、都市や宣教拠点さえも遠慮なく放棄した。もしもこの不都合な政策が強要されていなかったなら、現在我々が報告する二、三倍に教会が増えていたかも知れない。」に見られる。盛岡の実情について後に再度ふれることにする。

Japan Baptist Annual for 1922 にステッドマンが盛岡に4年ぶりに戻り、ロスに代わってその地区の活動の報告をしている。「ロス牧師がこの地区の責任を持ち、大きな働きをしてこられたので、彼が報告すべき筈であるが、私が代わって書いている。この地域全体に亘って物質的な面で大きな進歩のあったのを見て喜んでいる。新しく鉄道が敷設され、火力発電所が稼動し電力の発電が始まり、トラックが荷車にとって代わった。また公の建物も近代的な優れた構造になった。日本のこの後進的な地域に新しい生命と事業が始まった。」と4年の間の変化について語った後で、

「盛岡教会は佐藤牧師の指導の下に着実で積極的な活動をしている。教会は平日も殆ど毎日、何時間かその門を開いている。ヘーンズ氏 G.E.Haynes が教えている二つのバイブル・クラスを継続しているが、それらの学生

のクラス以外にも若い商社マンのためにクラスを開いており、その中にはクリスチャンになった者が数名いる。」と言う。

同紙にステッドマン夫人が盛岡幼稚園について報告し、一月半ばまでミス・アンダーソン Ruby L.Anderson が仙台から指導に来ていたが来られなくなり、ヘーンズ夫人が1月から4月まで働いたが、酷い病気のためアメリカに帰らなければならなくなった。と記している。

同1922年12月6日の『基督教報』の教況は「ステッドマン教師の盛岡にこられて以来教会のために種々なる方面より助けられ毎週2回の英語聖書研究会を開き目下の処青年にして重に高等農林学校の学生なるも追々中学校の学生にも及ぶ計画なりその出席者中には熱心なる求道者もあり将来有望の集まりであると認め居れり過日高農学生二名中津川に於いて受浸せられたり。」と、報告している。

同年6月6『基督教報』にスッテドマンは「宣教師と教会の関係」と言う一文を寄稿している。今までは宣教師が指導に当たり、あるいは資金を出して、あるいはその事業を監督して来たが、日本の教会が外部の援助がなくても十分活動できるようになったので、「宣教師はたとえ指導者としての地位を与えられても、若し良い働きをする積りなら指導者の地位に立たず、かえって協力者の地位に立てと言いたいのである。」と、宣教開始以来50年を経過し、自立心を持つ日本人牧師と旧来の考えを持つ宣教師との間にある軋轢に対して提言している。

Japan Baptist Annual for 1924 and 1925 においてステッドマンは広い地域の8の活動センターの報告の後で、自分が主催する4つのバイブル・クラス、即ち銀行員、教師、学生たちと言う異なった人生を歩んでいる人たちに御言葉を与えていると言う。また同紙にステッドマン夫人は婦人の活動についてふれ、「幼稚園や日曜学校の昔の子供たちが成

長してクリスチャンになり、活発に活動をしている。また今年市内の4つの教会の婦人たちが婦人矯風会を組織した。」と報告し、更に幼稚園の責任を持っていたミス・ギフォード Ella M. Gifford が病気のために昨年辞任したと言う。スッテドマンの健康状態は帰国静養を必要とすることになり1925年秋に帰国した。そして、水戸、仙台、盛岡を含む大きな東北地方は通常少なくとも4家族の宣教師を必要とするが、再びロスが唯一の男子宣教師になってしまった。

Japan Baptist Annual for 1926 にロスは「盛岡にはステッドマンの活動を引き継ぐ宣教師がいない。そのためクリスチャン・センターとなっていた宣教師館が閉鎖され、庭に通じる門にも鍵がかけられた。……彼らが従事していた諸活動が停止してしまった盛岡のような宣教拠点がどのように見えるだろか。

私は再び盛岡の『鍵番』あるいは代理人にならねばならなかった。時折用事のある時に仙台から出かけている。しかしブラインドの下ろされた無人の家、雑草などの生い茂った墓場のような庭には何の興味もない。……構内の住宅部分は閉鎖されているが、他の部分は閉鎖されていない。美しい敷地の前面は市の幹線道路の一つに面しており、奇麗な教会堂があり、その背後には牧師館があり、その反対側には広くて魅力的な幼稚園の園舎がある。それらの施設は有効的に活動しており、それぞれが宣教活動を通じてキリストについての関心を広める働きをしている。

教会は今井牧師の指導によって着実に成長しており、間もなく財政的に完全な自給教会になろうとしている。教会堂に新しい椅子を入れ、また他にも新しい設備を入れた。数名がパプテスマによって教会に加えられ、全ての集会の出席者は以前よりも良くなった。ことに日曜学校が盛んである。

幼稚園は模範的な幼稚園で非常に盛んである。それはミッションから今でも若干の援助

を受けており、また宣教師が少し指導しており仙台のロス夫人が世話をしている。しかし 園長の佐藤徳さんはその優れた賜物と長年の 経験を持っており彼女自身で完全に運営でき る。」などと、定住宣教師の不在と、教会の 実情、幼稚園の状況などについて具体的な報 告をしている。

Japan Baptist Annual for 1927 に水戸、仙台、盛岡の三つの拠点の責任を持つロスが全般に亘って報告し、最初にこれらの拠点のうち、宣教師の定住する仙台拠点にある仙台第一、塩釜、気仙沼の三教会が自給教会であると指摘し宣教師の存在の意味を強調している。第二のグループに属する半自給の教会は仙台の北星、盛岡と八戸の諸教会である。第三のグループに属する伝道所のうち盛岡教会に属するものは花巻、遠野、釜石、岩屋堂、と黒澤尻であると言う。

Japan Baptist Annual for 1928 にロスは「盛岡教会は長い歴史の中で最良の年であった。信徒たちは今井牧師の下に結集して全ての部門で盛んに活動した。教会の財政的状況は東京以北の統計で最高であった。一人の熱心な信徒に指導されて教会は自給の問題に熱心に取り組み、間もなくその目標を達成しようとしている。」と記している。

ロス夫人は同紙に幼稚園の報告を寄せ、「どうすれば教会が幼稚園ともっと深い関係をもてるかを研究した結果、幼稚園、教会とミッションの代表で理事会をつくることにした。 佐藤たつ夫人は教会に関する活動を継続している。世界キリスト教矯風会、白十字、純潔連盟などで積極的に活動している。と、言う。

Japan Baptist Annual for 1929 の「ステッドマン夫妻が健康を害して帰国を余儀なくされたので、数年の間盛岡には定住宣教師が不在であった。バプテストの強力な牧師の多くはこの地方の出身者であり、大きく発展している地域以外で、多分日本で自給教会を立ち上げるのに一番大きな努力をしているところ

だろう。」と言う編集者の言葉に次いで、ロスが次のように記している。「盛岡教会は間違いなくその歴史の中で最善の年を喜んだ。教会は全ての事で、外部も内面も、物理的にも精神的にも今井鶴松牧師の整然として考えの影響を受けたように見える。教会の全ての部門の働きは活発で、自給の目標に着実に前進している。これは主として執事の大田氏の高い理想と不屈の努力の結果である。」と言う。彼は同年宣教師を辞任帰国した。

Japan Baptist Annual for 1930 は1930年11 月にスッテドマンが遅延していた休暇から盛 岡の住まいに戻ったと告げているが、彼自身 の報告はない。

同紙にミス・アレン Thomasine Allen が 東北の婦人伝道について報告しているが、そ の中で盛岡での活動について、「盛岡の婦人 伝道活動について考える時、直ちに幼稚園を 始めたヘンリー・タッピング夫人、ステッド マン夫人、バイブル・ウーマンの佐藤たつ夫 人と彼女の娘で幼稚園長の佐藤徳を思いだ す。これらの4名の優れた婦人たちの内で現 在も盛岡に残り活動しているのは佐藤徳さん だけである。彼女の母は種まき、水撒き、教 育の忠実な40年に及ぶ働きを終えて11月に引 退した。……しかし夫人は今なお盛岡の矯風 会の会長やバプテストの婦人会、幼稚園の母 の会、三業組合が市内に入るのに許可を与え ることに組織的に反対する事などを含めて、 市内の婦人の組織に力を尽くしている。幼稚 園長の佐藤徳は県庁に呼ばれ20年に及ぶ幼稚 園教育に対する感謝の徴として時計を贈られ た。今井牧師は教会の若者たち、中学生、女 学生と専門学校の年齢層のためにもっと働き たいと願っている。」と記している。

Japan Baptist Mission Annual 1931 にスッテドマンは彼の不在の間の盛岡拠点の活動を「5年の間に大きな成果を挙げていた。諸教会や諸グループは宣教師が望んで来た主の奉仕を力強く推し進め一層その力を増した。

……残念な事は盛岡の二つの伝道地の活動が停止したことを知った事である。……「神の 国運動」が不在の間に始まっていた。そして 大きな働きによる成果を約束されながら前進 している。農村活動に重点が置かれている事 に大きな関心を持っている。」云々と、休暇 から戻ってからの最初の報告を寄せ不在の間 に起こった変化について報告している。

Japan Baptist Mission Annual for 1932 でステッドマンは「神の国運動の一環である利府、花巻の農村福音学校について報告している。

また、同紙にミス・アレンが婦人伝道活動につて、「アレン、小原くに、佐藤みおが日本家屋を借りて近隣の子供のバイブル・クラス、若者のバイブル・クラス、週二回の女学生の会、週一回の岩手病院の看護婦の会(これは教会で行い、約40名の出席者がある)、孤児院でのバイブル・クラス、近隣の川口での日曜学校、商業学校生のための英語学校、裁縫学校での礼拝説教、その学校の校長久保夫人は生徒のためには宗教が必要と考えており、我々3名が援助を依頼されている。」と、報告している。

Japan Baptist Annual for 1933 にステッドマンは「盛岡教会は今井牧師の優れた指導の下で完全自給を間もなく達成するだろう。しかし現在の様な状況の下では教会にとって決して小さいことではない。」と短い報告を残しているが、これが彼の最後の報告でこの年に帰国した。その後盛岡を含めて東北には男子の宣教師は不在になり、その地方の指導と連絡は東部組合に委ねられることになる。

1934 Lights and Shadows – Japan (Japan Baptist Annual) にミス・アレンが東北の婦人活動の指導者として小原くにと佐藤徳について詳しく紹介をしているが、宣教師の活動が困難な時局になり、これが盛岡で活動した宣教師が宣教師の機関紙に報告、掲載された最後のものとなった。

※『基督教報』は『教報』の継嗣紙で、バプテスト の機関紙。

Japan Baptist Annual は日本で発行された American Baptist Foreign Mission Society and the Woman's American Baptist Foreign Mission Society の機関紙。

研究論文

いのちに関する自己決定権についての一考察 ――安楽死・尊厳死における自己決定権のあり方を想定して――

三 浦 一 郎

A Study of the Right of Self-Decision on Life

Ichiro Miura

目 次

- 一、はじめに
- 二、いのちに関する自己決定権
 - 1 自己決定権とは
 - 2 いのちに関わる問題は自己決定権の領域か
- 三、安楽死と尊厳死
 - 1 安楽死と尊厳死の現状
 - (1) 一般社会の認識
 - (2) 判例の動向
 - (3) 尊厳死のアメリカと安楽死のオラン ダ
 - 2 安楽死と尊厳死の違い
- 四、私見にかえて

一、はじめに

「いのち」とは何か。有史以来、人は、時に、理念的に「いのち」をビオス、プシケー、ゾーエーなどと定義してきた。また、そのような理念的な意識を持たなかったとしても、人の始期や死期についての客観的な徴候」を経験的に判断して現実に「いのち」と向かい合って生きてきた。すなわち、人は「いのち」についての真に客観的な答えを見出すことがなかったかもしれないが、時に理念的に、時に経験的に、「いのち」という概念を意識し、

「いのち」を受け入れ、また、「いのち」を受け入れざるを得なかったと云うことができよう。このことは、逆に、人類にとって、授かった「いのち」が何たるかを考え、定義することは出来たかもしれないが、その「いのち」その物を選択、選別したり創造するといったコントロールしたりすることは叶わぬことであったことを意味する。

なるほど、「いのち」の誕生に関しては避 妊や堕胎など、「いのち」の終焉に関しては 殺人や刑罰としての死刑など、人は「いのち」 について完全に受身である訳ではなかったと もいえよう。

しかし、最近の議論に見られる「いのち」についての概念に、もはや、絶対性はなく、社会において定義付けが出来ないが故に、一定の配慮ある崇高な共通認識があったと思われる「いのち」の価値自身に変化があるように思えてならないのである。

例えば、合法的に臓器移植をするために人の死の定義自体を変えてしまうという行為については、あまりにも「いのち」という概念を便宜的に扱ってはいないだろうか。また、親であっても生まれてくる「いのち」の可能性を診断して考慮した上で中絶するという行為は、結果的に堕胎ということで同じであるのかもしれないが、従来の妊娠中絶とは異質

な感じを受けてならない。

もちろん、このような問題が、現代の医療 技術等の進歩の結果に生み出されているもの であり、従来の議論で完結できないことであ ることは承知しているし、社会としての態度 のひとつの帰結として、便宜上であるにせよ、 法律による何らかの定義や方向性を導き出さ なければならないこと十分理解できる。しか し、それでも尚、「いのち」という概念の神 秘性というか絶対性は変わらないと思うし、 現在の「いのち」に関わる様々な問題の議論 の方向性や法律のあり方に、「いのち」という概念の配慮がどこか忘れ去られているよう な気がしてならないのである。

より具体的に述べると、クローン人間の可能性や代理出産の是非など、日本においては現実が法律の規定の先を行ってしまっている問題は多い。そのような場合、社会は、法律の不備があるなら改正し、法律がない領域においては新たな立法をして、先行する事実行為を追認するにしろ否定するにしろ何らかの態度をきめなければならない。

しかし、謂わば、便宜上のルールである法が、先行事実を追認するために、技術的に「いのち」という概念にまで安易に踏み込んでしまっていいのであろうか。

また、本人の意思の尊重という自己決定権と云う概念は、確かに、自由社会において「本人が望むから良いではないか」というように他人から否定しがたい理由付けではあるかもしれないが、「いのち」に関する諸問題についてオールマイティーに機能する絶対的な概念であるはずもなく、法律上の一要件に過ぎない。そうであるのに、どこか自己決定権という概念がひとり歩きしてしまってはいないだろうか。

以上のように、最近の「いのち」に関わる 諸問題の解決において、その根源である「い のち」の概念があまりにも軽視され、自己決 定権という概念があまりにも台頭し過ぎてい る様に感じるのである。そこで、本稿においては、人は「いのち」に関する選択をすることが許されるのかをより具体的に検討するために、古くて新しい問題である安楽死と尊厳死の自己決定権に焦点を当てその是非を検討し、「いのち」に関する自己決定権のあり方を考察したいと思う。

尚、本来は「いのち」とは何かという問いについて、まず、宗教的、社会的、思想的、歴史的等の考察を通して自分なりの見識を表明した上で議論をすべきであるが、一朝一夕に語れる訳もなく、本稿においては、その定義不可能性のみを挙げたうえで、その崇高性を前提に、「いのち」に関する自己決定権の真体的ケースを想定しつつ自己決定権の意味を明らかにし、安楽死と尊厳死の違いと現状に言及し、そこでの自己決定権の意味を通して私見を述べて、いのちに関する自己決定権の一考察としたい。

二、いのちに関する自己決定権

1 自己決定権とは

憲法上、自己決定権は「個人は、一定の個人的事柄について、公権力から干渉されることなく、自ら決定することができる権利²⁾」とされ、その保障内容として、①治療の選択や安楽死の是非に関わる生命及び身体の処分についての事柄、②結婚や離婚など家族の形成・維持に関わる事柄、③妊娠、出産や中絶などリプロダクションに関わる事柄、④服装や髪型などを含むライフスタイルに関する事柄などが挙げられる。

但し、自己決定権は、憲法の具体的条文で保障されているものはなく、憲法13条の幸福 追求権を根拠に学説によって承認され、具体 的な保障内容をめぐって、個人が人格的自律 に不可欠なものに限られるとする人格的利益 説と、服装や髪型などを含むライフスタイル についての決定など一切の自由を保障すべき とする一般的自由説とに分類される。

もっとも、両者の区別は自由が制限された 場合の制限根拠の合憲性の審査の厳格性の違 いにあるのであるが、これから議論する安楽 死や尊厳死については、服装や喫煙の自由を 含むライフスタイルを自己決定権の内容とす る一般的自由説でも自己決定権の領域である とするので、安楽死や尊厳死について両説の 違いは意識する必要はない。

しかし、自己決定権の領域であるとされる 安楽死や尊厳死のような生命及び身体に関わ る事柄であっても、日本においては、自殺が そうであるように現在のところ法的権利とは されていない。

つまり、安楽死や尊厳死が自己決定権の領域であると判断されることと、安楽死と尊厳死が具体的権利として社会で実現されることは、必ずしも、一致することではない。自分のことであっても、理由のない自傷行為や生命倫理上の問題、すなわち、「いのち」に関する問題の多くは、現在、日本においては制限されているのである。

また、一見すると自己に関する自由の問題であっても、突き詰めていくと、自己に完結していない問題も多くある。例えば、妊娠中絶という問題は中絶を決定する妊婦一人に完結する問題とは云えず、配偶者など子どもの父親や、「いのち」という観点からは胎児においても重大に関係している問題であると云えよう。

さらに、自己決定権の行使には自己決定するだけの判断能力が不可欠である一方で、後述するが、自己決定権への過度の依存は、自己決定が期待できない胎児や子ども、また、精神病患者や痴呆老人などの「いのち」の価値を軽視しがちになるという危険性という問題点も指摘できよう。

2 いのちに関わる問題は自己決定権の領域か以上のように、「いのち」に関わる問題は、

自己決定権の領域であるとされているのであるが、実際は、法的な権利とされていないケースが多い。そして、このことは、単なる立法の不作為による法の不備であると云うよりは、「いのち」に関わる問題が自己決定権の領域として論じきれない実情を多く含んでいることを意味していると思われる。

つまり、J・S・ミルが1859年の『自由論』のなかで「彼の意に反して、権力を行使することが正当とされる唯一の目的は、他人に告訴およぶことを防止することである」な内の権利を侵害するように、他人の権利を侵害するように、他人の権利を侵害するように、他人の権利を侵害するように、他人の権利を侵害するように、他人の権利を侵害するように、他人の権利を侵害するというに、そもそも、憲法上、私たちは自由であり、その内容を、個別に自己て保障してもの事はないはずである。ところが、歴史定をはいうがある。ところが、実質的自由を確保するに、まり必要はないはずである。ところが、実質的自由を確保するに、まり必要により、これば、自由の一歩をして人権カタログ、さらには、自己決定権という、云わば、自由の一歩をの概念を持ち出す必要があったのである。

そして、そこでの自由とは、換言すれば、「いかに生きるか」ということであり、その前提である生きているということ、すなわち、「いのち」という命題をどうこうするということは、いかに生きるかということと、もはや、関係なく、そもそも、論じる必要性はなかったはずなのである。

例えば、インフォームド・コンセントにより治療方法を選択するということは、正に、 生き方の選択であるのであるが、自殺の選択 というようなケースは、そこに、「いかに生 きるか」という命題はすでに存在しておらず、 生を前提とする自己決定権は、もはや、関係 ないのである。

整理すると、第一に、自己決定権の領域は、「いかに生きるか」という生を前提にする自由であるから、前提である生を否定する自由は、本来的に、そこには含まれないはずであ

る。但し、「いのち」に関する問題は非常に多義に渡るし、例えば、自殺意思は「死の原因を自ら設定する」ものであり、尊厳死への願望は「病気の進行による自然の死に委ねたい」とする意思である³³というようにその区別も、その定義や主観によって、かなり、変わり得るので、何に権利性があるかの判断は、個別的検討に因らざるを得ない。

第二に、自己に関する決定である以上、その内容は、基本的に自己において完結しなければならない。つまり、他者の決定権に属する内容や他者の決定権と重なる内容は、自己決定権の領域とは云えないことになる。具体的には、例え、家族であったとしても本人でない以上、代理して自己決定をすることは、原則として、許されないと考えざるを得ない。また、専門家による倫理委員会等の類も、専門性は本人の決定過程の重要な要素たる情報になり得るが、他人の「いのち」に関わる決定をすることが認めるものではないし、認めるべきでもない。

第三に、自己決定するには決定の前段階として、十分で正確な客観的な情報と、判断するだけの一定の時間的猶予、そして、当事者の判断が有効な判断能力が必要である。そうであるなら、幼児、精神病の患者や痴呆症の老人等について自己決定権を前提にした「いのち」に関する選択は、当然、不可能なことになる。

つまり、以上のような、①生を前提とした、②自己に完結する、③判断能力を伴うという3要件を満たした場合にのみ、「いのち」に関わる問題が自己決定権の領域になりうるのであり、「いのち」に関する自己決定権は、その可能性を否定することは出来ないにしろ、かなり限定され、具体的には個別のケースごとに判断していくしかないと思われる。

三、安楽死と尊厳死

1 安楽死と尊厳死の現状

(1) 一般社会の認識

森鴎外が安楽死を正面から扱った『高瀬舟』を発表したのは1916年のことである。もちろん、本作品の根底にあるのは兄弟の愛情なのであるが、安楽死という題材を森鴎外が扱ったことは、単なる偶然ではなく、鴎外が医者であったことも理由のひとつと挙げられることとは、やはり医学博士でもあう年、といる上とであるように、現代ほどは医療技術が進歩していない以前から、安楽死や尊厳死と云われるような問題に無関心でいられなかったことを示していると思う。

具体的には「単なる延命治療をいつまで続けるのか」、「死期を結果的に早めるような苦痛除去・緩和のための薬の投与は許されるか」、「安楽死を望む患者の意思と医者としての生命保持義務の衝突はどうなるのか」、「安楽死や尊厳死が認められる場合があるとしてその方法はどうするか」等のように検討するともでもの方法はどうするか」等のように検討では2004年の日本医師会・第11次生命倫理とによる「医療の実践と生命倫理」についても、末期医療の捉え方、人間の尊厳、ガイドラインと医師の裁量権や末期医療にあたる医師および医療機関のあり方と共に論じられている。

但し、これらの問題は単にマニュアルを当てはめて解決できるものではないが、その一方で、医者のみが悩み、判断すべき問題ではないことも確かである。この点、安楽死や尊厳死の問題が必ずしも医療専門者に限られる問題ではなく、その当事者は一般市民であることから、1976年には日本尊厳死協会の前身

である安楽死協会が設立され、1994年には日本学術会議により「尊厳死について」の報告書が取りまとめられるなど、安楽死や尊厳死について市民や医学系以外の学会レベルでの関心や認知が日本においては低いものではなかったことも指摘しておく必要があろう。

また、2004年7月に発表された厚生労働省による今後の終末期医療の在り方についての『終末期医療に関する調査等検討会報告書』によると一般国民の80%、医師の92%、看護職員の92%、介護施設職員の93%と大多数が終末期医療について「非常に関心がある」「まあ関心がある」と回答し、リビング・ウィル(書面による生前の意思表示)の考え方についても、「賛成する」という意見は、一般国民の59%、医師の75%、看護職員の75%、介護職員の76%に及んでいる。

(2) 判例の動向

また、法律的には、安楽死に関連するとされる判例がいくつか存在し⁵⁾、特に昭和37年名古屋高裁判決⁶⁾と平成7年のいわゆる東海大学事件についての横浜地裁判決⁷⁾は安楽死が成立するための要件を示したリーディング・ケースとされている。

昭和37年名古屋高裁判決

具体的には、まず、脳溢血で倒れ全身不随になり激痛を訴える父親の願いを容れて、事情を知らない母親を介して有機リン殺虫剤の入った牛乳を与え、死亡させたと事案に対して有罪を下した昭和37年名古屋高裁判決は、違法性阻却事由としての安楽死の要件として、次のような6要件を挙げた。

- ①病者が現代医学の知識と技術からみて不 治の病に冒され、しかもその死が目前に 迫っていること。
- ②病者の苦痛が甚だしく、何人も見るに忍 びない程度であること。
- ③もっぱら病者の死苦の緩和が目的でなされること。
- ④病者の意思が明瞭で意思を表明できる場

- 合には、本人の真摯な嘱託または承諾の あること⁸⁾。
- ⑤医師の手によることを本則とし、これにより得ない場合には医師により得ない首 肯するに足る特別な事情があること。
- ⑥その方法が倫理的に妥当なものとして容 認しえるものであること。

平成 7 年横浜地裁判決

次に、医師が関与した始めてのケースとされる、昏睡状態に陥った末期の多発性骨髄腫患者に対し、担当医が、一部の家族からの再三の要請で一連の措置を経て最終的に塩化カリウムを静脈注射し、その生命を奪った事案を有罪とした平成7年横浜地裁判決であるが、死期の迫った患者に対する対処を、尊厳死としての「治療行為の中止」と「安楽死」に大別し、「安楽死」をさらに「消極的安楽死」に大別し、「安楽死」をさらに「消極的安楽死」に分類し、それぞれが許容される要件を示している。

すなわち、本判決は、まず「一般論として 末期患者に対する治療行為の許容性について 考えると、治癒不可能な病気に冒された患者 が回復の見込がなく、治療を続けても目前に 迫っている死を避けることができない場合に おいて、なお延命治療を続けなければならな いのか、あるいは、意味のない延命治療を中 止することが許されるのか、というのが治療 行為の問題点であり、無駄な延命治療を打ち 切ってごく自然な死を迎えることを望むいわ ゆる尊厳死の問題でもある」と尊厳死という 概念を明示した。そして、「全く意味のない 治療を打ち切って人間としての尊厳性を保っ て自然な死を迎えたいという、患者の自己決 定を尊重すべきであるとの患者の自己決定権 の理論と、そうした意味のない治療行為まで を行うことはもはや義務ではないとの医師の 治療義務の限界を根拠」に治療行為の中止に ついて3要件を示した。

①患者が治癒不可能な病気に冒され、回復

- の見込みがなく死が避けられない末期状態にあること。
- ②治療行為の中止を求める患者の意思表示 が治療の中止を行う時点で存在すること⁹⁰。
- ③治療行為の中止の対象となり得る措置 は、薬物投与、化学療法、人口呼吸器、 輸血、栄養・水分補給など、疾病を治療 するための治療措置や対症療法である治療 措置、更には生命維持のための治療措 置など、全てがその対象で、如何なる措 置を何時どの時点で中止するかについて は、死期の切迫の程度、当該措置の中止 による死期への影響の程度などを考慮し て、医学的にもはや無意味であるとの 正さを判断し、ごく自然の死を迎えさせ るという目的に沿って決定されるべきで あること。

次に、判決は安楽死の中心的問題を「回復 の見込みがなく死が避けられない状態にある 末期患者が、継続的に激しい苦痛に苦しむと き、その苦痛を除去・緩和する目的で死期に 影響するような措置をし、更には、その苦痛 から免れさせるために積極的に死を迎えさせ る措置を施すことが許されるか否かというこ と」とし、安楽死を①「不作為型の消極的安 楽死」(患者の苦痛を長引かせないという目 的のため、行われていた延命治療を中止して 死期を早める)、②「治療型の間接的安楽死」 (とりあえずは苦痛を除去・緩和するための 措置をとるが、同時に死期を早める可能性が 存する)、③「積極的安楽死」(苦痛から免れ させるため意図的且つ積極的に死を招く措置 をとる)の3つに分類して、その許容性に慎 重な検討が必要なケースを「積極的安楽死」 とし10)、次のような4要件を挙げている。

- ①患者が耐え難い肉体的苦痛に苦しんでいること
- ②患者にとって死を避けることは不可能で

- あり、しかも死期が迫っていること
- ③患者の肉体的苦痛を除去・緩和するため の方法を尽くし、他に代替手段がないこ と
- ④生命の短縮を承諾する旨の患者の明示の 意思表示があること

(3) 尊厳死のアメリカと安楽死のオランダ

さらには、アメリカでは1976年3月31日の一定要件¹¹⁾で植物状態の患者の人工呼吸器(レスピレーター)の取り外しを認めたニュージャージー州の最高裁判決(カレン・クインラン事件)を受けて、1976年にカリフォルニア州において世界で始めてのリビング・ウイル法¹²⁾である「自然死法(The Natural Death Act)」が成立した。

同法は、18歳以上の成人が判断能力のある間に自分が末期状態になったときには生命維持装置を差し控え、撤去するようにと、事前に、医師に対して文書で指示する書面を作成しておく権利を認め、その指示に従った医師の行為を違法でないとする法律。その後、他の州で同様のリビング・ウイルの法制化が進み、「リビング・ウイル法(Living Will Act)」、「尊厳死法(Death with Dignity Act)」と名称を異にするが、現在、その数は50州にのぼっている。そして、このような州法が認める患者の権利についての知識を州民に普及させる目的から¹³⁾、合衆国政府は1990年に「患者の自己決定法(Patient Self-Deternination Act)」を制定した。

また、近年、2000年11月にオランダにおいて¹⁴、2002年5月ベルギーにおいて安楽死を合法化する法律も成立している。特にオランダの安楽死法は、①その内容が治療行為の中止と重なる尊厳死のみならず、医師による自殺の幇助という積極的安楽死をも含む、②患者の死期が迫っていることや耐え難い肉体的苦痛が要件とされておらず、③患者の苦痛は精神的なものも含み、患者が鬱病でないこと

が条件とされておらず、④12歳からの若年層の自己決定も条件付で認めているという点で、前述の日本における判例の要件とは大きな違いが認められる。

但し、オランダにおいては1993年の改正埋葬法によって今回と同じ措置をとった医師に対しての刑事責任は事実上問われていなかったように、単純比較によらずに、国によっての歴史や宗教観等の違いについての配慮の視点も忘れることは出来ないだろう。

2 安楽死と尊厳死の違い

そもそも、安楽死と尊厳死は区別されるべき概念なのだろうか¹⁵。

前述の平成7年横浜地裁判決は、尊厳死と しての「治療行為の中止」と「安楽死」を区 別し、「安楽死」をさらに「消極的安楽死」、

「間接的安楽死」と「積極的安楽死」と分類 ししているが、事実上、治療行為の中止とい う尊厳死と間接的安楽死と消極的安楽死の内 容は重なる部分が多い。例えば、多義的な安 楽死概念を認めることは、いたずらに安楽死 概念を混乱させるだけで意味がなく、「消極 的安楽死」=「尊厳死」とし、尊厳死は患者が 延命治療を拒否して死ぬという消極的なもの であるのに対し、安楽死は積極的に意図的に 患者を殺すことと区別する考えもある¹⁶⁾。

この点、日本尊厳死協会は尊厳死を『尊厳死とは患者が「不治かつ末期」になったとき、自分の意思で延命治療をやめてもらい安らかに、人間らしい死をとげること』とし、安楽死との違いを『安楽死は第三者が苦痛を訴えている患者に同情して、その患者を「死なせる行為」です。それに対して尊厳死は不治かつ末期の患者本人の「死に方」のことで、「死なせる」こと(殺すこと)とは違います』とする。

しかし、そもそも、安楽死を「死期を目前 にした傷病者の耐え難い肉体的苦痛を緩和・ 除去して安らかな死を迎えさすこと¹⁷⁾」とし、 日本尊厳死協会の尊厳死の定義を採用すると、死期が目前であるかどうか判断が困難で、苦痛もないと考えられるアメリカのカレン・クインランのケースのような植物状態の患者については、安楽死に該当しないばかりか尊厳死は定義からももれて、許されないことになってしまう¹⁸⁾。

さりとて、安楽死 の要件から、切迫性や 死を選択せざるを得ないほどの正当性たる耐 え難い苦痛を省いてしまうと、単なる自殺と の区別がなくなってしまう危惧が生じよう。

また、安楽死の分類についても、そもそも、 多くの説が存在する¹⁹⁾ 訳で、安楽死を多義 的な概念のままで、多義的な尊厳死の定義を 用いて両者の関係を導こうとしても、そこに 統一的な見解が派生する訳もなく、結局のと ころ学説の比較に終始しかねない。

思うに、両者は、共に「過剰な延命措置の中止」という目的で共通であるかのように扱われ、違法とされないための要件も重なる部分が多く、歴史的にも同一的に扱われたことから、その違いは、専ら、積極的か消極的かという方法の違いと考えられるにいたった。しかし、その手段に積極的か消極的かの違いがあろうとも、意図する結果が同じであるなら、その区別は絶対的なものではない。殺す意図があるのなら、積極的に薬物を注射しようが、消極的に水分・栄養補給のためのチューブを外して餓死を待とうが、本質的に、同じなのではないだろうか。

つまり、死ぬことを意図する行為は、作為であろうが不作為であろうが、そのことが安楽死の類型の何に分類されようが、合法的な行為、すなわち、尊厳死には成り得ないと考える。尊厳死とは死という結果を受け入れることでこそあれ、決して、死を選択することではないのである。

つまり、尊厳死とは、死の迎え方という生 における選択に関わる概念にほかならず、正 に、どのように生きるかという自己決定権の 領域の話なのであり、特別な法律を成立させなくても、本来的に、自由な行為であり、罰せられることなどありえないばかりか、他者から介入を受忍せざることのない問題なのである。

では、なぜこのように安楽死と尊厳死の定義が重ねて論じられてきたのだろうか。それは、まず、尊厳死という概念が登場する以前からある安楽死は、当初は、尊厳死の概念も含む幅広い概念であったことから、尊厳死を語る上で安楽死が何たるかは避けられなく、尊厳死を定義化するということは尊厳死が当てはまる安楽死の分類を創設することにほかならなかったのである。

そして、そのことは、合法か違法の問題から、罰せられるか罰せられないかという、専ら、違法性阻却か責任阻却かという刑法理論での解決の方法論に進んだのだと思われる。そして、その行為自体が合法でなければならない違法性阻却事由説からの要請からすれば、明確性を求めるためにも、客観的な要件の羅列にならざるを得ず、結果、本来、出発点であるはずの自己決定権が、後発の一般要件と同列化されてしまった一因になったと云えまいか。

前述のように、同列に扱われたが故に、対峙 する概念として利益考量されるようになって しまったのである。

そうであるなら、生きるという選択の範囲での自己決定による、結果的にも合法的な通常の治療行為の一形態が尊厳死であり、許される尊厳死と許されない尊厳死という結果的違いは存在しない。消極的安楽死の形態においても、死という結果を意図しているのであるならば、尊厳死とすることは適わないのであるという従来の安楽死概念と切り離した本来的定義を示すことができる。

次に、安楽死は、それこそ、自由な治療の 選択行為から、単なる大量殺戮である優生学 と結びついたナチスによる「生きるに値しな い命」に対する安楽死までも含む多義な概念 であったことから、類型を分け、許される安 楽死と許されない安楽死と分類せざるを得な かったか事情は理解できるし、その分類が尊 厳死とは何かを語る上でも不可欠なものであ ったことも事実である。

しかし、医療行為として合法的な自己決定を尊厳死と分類するのであるなら、尊厳死に該当しない合法的な安楽死は存在しないはずであり、仮に、罰することに対しても躊躇がなされるような行為があるとするなら、違法性阻却ではなく責任阻却で問題解決がなされるべきである。

整理すると、安楽死と尊厳死の区別は、その手段の違いによるべきではなく、目的、つまりは自己決定の内容によって決すべきである。すなわち、自然死の可能性をも含んだとしても治療に関する自己決定権に関する、①生を前提とした、②自己に完結する、③判断能力を伴うという3要件を満たした場合は尊厳死と考える。そして、その他の尊厳死として認められない治療に関する行為は、結果的に従来の安楽死のうちのどれかの分類されることになるが、合法とされることはない。

但し、適法な医療行為でなくても、戦場の

最前線という極限状態での安楽死の如きケースは、場合によっては、責任が阻却されて罰せられないことも考えられ、尊厳死は違法性阻却、そうでない場合は責任阻却という定型的解決法が導き出せると思う。

以上のように、尊厳死は治療という概念の領域にのみ、その意義を見出せる概念であるが、安楽死は、元来、治療と関係ない、医者でない者でも為せる行為であったはずであり、両者の重複部分に留意し、重ね合わせて定義する必要は、本来はなかったのである。つまり、尊厳死の定義のみがなされれば、歴史的概念である安楽死を便宜的に狭める必要はなく、尊厳死以外のケースについては、個別具体的に責任阻却の観点から法的判断をなせばよいのである。

四、私見にかえて

「いのち」そのものを否定する選択は、例え、苦痛を除去・緩和するための措置であり、消極的な方法であろうと許されないことはすでに述べた。また、その際に、自己決定権に正当性を求めることも、自己決定権が、「いかに生きるか」という治療行為の選択の在り方の最優先事項であるにしても、「死を意図すること」自体が、もはや、生きる上での選択でない以上、認められないと考えるのも上述の通りである。

但し、延命治療を拒否することによって、結果的に、自然死を迎える可能性があったとしても、そのことは意図的に死を選択している訳ではなく、「いかに生きるか」という、広い意味での自己決定権の正当な行使に他ならないから、人工呼吸器(レスピレーター)を取り外すことは許される。現に、アメリカのカレン・クインランのケースでは人工呼吸器を取り外した後も自力で呼吸ができたため、その後に9年間も生き続けた。

逆に、人工呼吸器のみならず、経管栄養(フ

ィーディング・チューブ)まで取り外す行為200は、結果的な餓死、すなわち、専ら、死を目的としているので許されないと考える。

なるほど、両者の違いは「自然死を認識するか」、「死を意図するか」ということであり、 曖昧であるかもしれない。また、経管栄養(フィーディング・チューブ)による生は、ある 人からすれば「尊厳のない」、「意味のない」 ものかもしれないし、残された家族には金銭 的な余計な負担等も掛けるかもしれない。

しかし、「いのち」の崇高な存在からすれば、他人や多数決の結果がその人の「いのち」 の価値を決めるということ自体が許されない 行為であるし、まして、金銭的要件などで「い のち」の在りようが変化してしまうことなど 絶対に認められない。

この点、そもそも、私は、本人自身が自分の「いのち」についても「死ぬ権利」は認められないとするのであるから、家族であっても、いかなる「死を意図する」選択も許されないとするのは当然の帰結である。また、高齢化社会を迎えるにあたっても、成年後見制度の中身に死を意図する選択の判断を託すようなことは、当然に、認められない。

では、植物状態の患者のように、意思表示ができない場合はどのように考えればよいのだろうか。この点、本人の明確な自己決定の表明であるリビング・ウイルがある場合は、その内容によっても、本人の意思が尊重されるのであり、問題ない。但し、そもそも、意思表示できる場合であっても「死ぬ権利」は認められないとするのであるから、リビング・ウイルの内容も、当然、「死を意図する」ということは認められず、自然死を認識しつつ治療行為の拒否程度に成らざるを得ない。

そして、リビング・ウイルがない場合の家族による意思の代行が認められるのという点については、リビング・ウイルに「死ぬ権利」の行使を、そもそも、認めていないし、家族

が代行する選択内容は、実際に家族が選択せ ざるを得ない治療行為にほかならず、認めて も構わないと思う。現実には、本人のリビン グ・ウイルがあるケースに、それ以上の治療 を家族が望んだ場合にどうするのかという対 処が、本稿では述べないが、むしろ、難しい 問題だと思う。

また、切迫性の要件の必要性についてであるが、延命治療を拒否することは、他の本来的なすべての治療の拒否に結びつくのではないから、生を前提とする治療の選択自体に切迫性の概念を持ち込む必要もないのではないかと思う。

以上、「いのち」の崇高性を前提に、自己 決定権とは何たるかを意識しつつ、安楽死や 尊厳死について考察してきたが、私の定義す る「尊厳死」は、死を目的としない、ある意 味で「死なせない尊厳死」であり、その結論 の妥当性には、まだ、自信は持っていない。 また、議論すべき問題の多様性をあらためて 認識し直したことはもちろん、必ず死ぬ人間 の、死に急ぐための議論の切迫性と重大性、 そして、ある意味での現実味の無さという、 相反する問題点がそこに感じられたことを指 摘しておきたい。そのことは、「いのち」に 関する諸問題を、便宜的な法で、すべてを解 決し、それが可能であるとする社会への漠然 とした疑問にも通じるものでもあるが、それ でも尚、現実の先行や不見識な人権論に「い のち」に関する法のあり方が惑わせられない ためにも、「古くて新しい」と云える本問題 について地道に検討することの意義はあろ う。

人は、人生において「いのち」の大切さを 学び、そのことを考え、また、伝えていく。 しかし、人生の最期の局面において、何らか の事情があるにしろ、「いのち」を否定する ことに奔走することは、私は不自然だと思う のである。

註釈

- 1) 例えば、人の死期については、脳死判定がなされる以前は、脈拍および呼吸の不可逆的停止と 瞳孔拡大という、いわゆる、三徴候によって判 断されてきた。
- 佐藤幸治『憲法(新版)』青林書院 1991年 412頁
- 石原明『医療と法と生命倫理』日本評論社 1997年 311頁
- 4) この点、植木哲『医療の法律学』有斐閣 1998 年 340頁は1920年代におけるドイツにおける 「生きる価値のない生命の抹殺」に関する刑法学 会の議論の影響も指摘されている。
- 5)後述する昭和37年名古屋高裁判決と平成7年横 浜地裁判決以外としては、東京地判昭和25年4 月14日 (裁判所時報58号 4 頁)、鹿児島地判昭和 50年10月1日 (判例時報808号112頁)、神戸地判 昭和50年10月29日 (判例時報808号113頁)、大阪 地判昭和52年11月30日 (判例タイムズ357号210 頁)、高知地判平成2年9月17日(判例時報1263 号160頁) など。また、現在係争中の2002年の川 崎協同病院における気管支喘息で植物状態にな った患者に対して女性主治医が家族の目の前で 気管内チューブを抜き、呼吸困難に陥ったとこ ろで筋弛緩剤 (ミオブロック) を点滴投与して 死亡させた事件や1997年に不起訴処分になった 医院長が末期癌患者に筋弛緩剤を自己判断で点 滴投与して安楽死させたとされる国保京北病院 事件なども関連する事件として挙げられよう。 但し、安楽死に関連するとされる事例の多くは 本文で検討されるような安楽死の要件を満たし ていないため、厳密に考えるなら安楽死の事案 とは云えない。
- 6)名古屋高判昭和37年12月22日 高刑集15巻9号 674頁
- 7) 横浜地判平成7年3月28日 判例時報1530号28 百
- 8) この要件について町野朔『「東海大学安楽死判決」覚書』ジュリスト1072号109頁は「病者の意識がなお明瞭であって意思を表明できる場合」でなければ「本人の真摯な嘱託又は承諾」がいらないとしている点について、日本において患者の自己決定権が急速に一般化した現状を受けて「とうに維持すべきものではなくなっていたように思えた」とする。
- 9) ここで注意すべきは、判決は「患者における治療行為の中止を求める意思表示は、十分な情報

と正確な認識に基づく極めて明確なもの」とし て病名告知やいわゆるインフォームド・コンセ ントの重要性を指摘しつつも、患者の明確な意 思表示が存在しないときについては、「現実の医 療の現場においては、死を避けることのできな い状態にある末期患者は意識ははっきりしてい ない。仮にあったとしても、治療行為の中止の 是非について意思表示を示すようなことはない。 それ故に、治療行為の中止が検討される段階で、 中止についての患者の明確な意思表示が存在し ないことが極めて多いことから、患者の家族か ら治療の中止を求められたり、家族に意向を確 認したりすることも少なくない」と現実を踏ま え、「患者の推定的意思によることを是認してよ い」として「推定的意思の認定」にまで踏み込 んでいることである。

要件」の範疇に該当する行為であるとし、治療 行為の中止として、その許容性を吟味すれば十 分であるとする。 次に、②の間接的安楽死は、たとえ生命短縮の 危険性が存していても、苦痛の除去を選択する という患者の自己決定権を根拠として是認され るものであるとし、患者の意思表示については、 患者自身が表明したもののみならず、患者の推

10) 判例は①の消極的安楽死は、「治療行為の中止の

11) ①後見人と家族の一致のもとに、②責任ある医師団が認識的・知能的状態の回復の可能性を否定して生命維持装置の施用が打ち切られるべきであるという結論に達し、③入院中の病院の倫理委員会の同意が得られた場合は、生命維持装置の取外しが認められるとした。板倉宏『刑法(第4版)』有斐閣 2003年 268頁

定的意思でも十分であるとする。

- 12) リビング・ウイル法について 立山龍彦『自己 決定権と死ぬ権利』東海大学出版 1998年 37 頁以下
- 13) 町野朔 他編『安楽死 尊厳死 末期医療』信 山社 1997年 154頁
- 14) オランダ安楽死法第2章は「正当なケア基準」 として、事実上、以下のように安楽死の要件が 規定されている。

第2条

- 1 刑法第293条第2項に関連した正統なケア基準に従うために、主治医は以下のことをしなければならない
 - a. 患者が要請を自発的にかつ注意深く熟考したことを満たしている
- b. 患者の苦痛が耐え難いものであり、改善

- の見通しがないこと
- c. 患者に状況と見通しが知らされていること
- d. 患者とともに患者の状態を考慮に入れた 合理性のある残された選択肢がないという 結論に達していること
- e. 患者を診察しa. からd. までの正当なケ ア基準に関して書面を書いている少なくと も他の1人以上の医師と相談していること
- f. 相当なケアと配慮により患者の生命を終わらせるかまたは自殺を幇助すること
- 2 患者がもはや自分の意思を示すことができない16歳またはそれ以上である場合、この状態になる以前になされた書面による生命を終わらせることの供述書をその人自身の利益に分別ある判断とみなすことができ、医師はその要請に従って差し使えない。第1項に関連する正当なケア基準には小さな違いを考慮に入れて適用するものとする。
- 3 患者が16歳から18歳の未青年で自分自身の利益に理性的に判断できるとみなされる場合、患者に対して責任を持つ親またはその他の後見人が相談した後に、主治医は患者によってなされた生命の終結もしくは自殺の幇助への要請に従うことができる。
- 4 患者が12歳から16歳までの未成年で自分自身の利益に理性的に判断できるとみなされる場合、患者に対して責任を持つ親またはその他の後見人から生命を終わらせることや自殺を幇助することに同意を得られた場合に主治医は患者の要請に従うことができる。第2条は小さな違いを考慮に入れて適用する。
- 15) この点、日本カトリック司教団『いのちへのまなざし 二十一世紀への司教団メッセージ』カトリック中央協議会 2001年 93頁は「安楽死」を選択することは、人間の生に対して、十分な尊重を払っていないことし、尊厳のある死の迎え方と明確に区別している。
- 16) 前出註11 61頁
- 17) 前出註10 265頁
- 18) 但し、日本尊厳死協会の HP によれば、日本尊厳死協会は、植物状態に陥った場合も含めて、死期が迫ったときに「尊厳死の宣言書」(リビング・ウイル)を医師に提示して、人間らしく安らかに、自然な死をとげる権利を確立する運動を展開している。

http://www.songenshi-kyokai.com/

19) 例えば、ドイツの刑法学者のエンギッシュによ

る分類では、本文中の3分類に加えて、生命短縮をともなわずに苦痛を除去する場合として「純粋安樂死」という概念が存在する。また、石原明『医療と法と生命倫理』日本評論社 1997年303頁では分類の名称も、「治療型安樂死」、「慈悲型安樂死」、「尊厳死型安楽死」と違っていて医師による自殺幇助を念頭にした「自殺関与型安樂死」なる概念も存在する。

20) 1990年6月25日のアメリカの連邦最高裁判所判決で、当人の明確な意思などの要件を満たせば「死ぬ権利」が認められるとしたナンシー・クルーザン事件に類似するケースと云えよう。

「いのち」を考える教材と授業実践

安達 昇*

Teaching Materials and Class Practice on the "Life"

Noboru Adachi

キーワード 「いのち」 教材開発 授業実践

1 はじめに

「いのち」に関わる痛ましい出来事が私たちの記憶から消えないうちに毎日のように起き続けている。事件が起きるたびに「いのち」の大切さ、生命尊重を説く声がいたるところから聞こえてくる。学校現場でも子どもたちに「いのち」の大切さを説く。しかし子どもたちに説けば説くほど、子どもの現実から遠くなっていく。語る声は説教調になり子どもたちも建前としての「いのち」の大切さを返してくる。

子どもたちが「いのち」に出会うのは生き物をペットとして飼う場合が多い。大切に育てていたとしても必ず生命は有限であり死れであり、悲しみであったりする。ペットの生命が有限であるということは人間も同じであり、輝かしい生命の誕生は死への出発であるともいえる。また生命は他の生命とのかかわりで「いのち」が成り立っている。一方、「いのち」を取り巻く様々な事柄は殺人であったり、虐待であったり、或いはまた自死(自殺)であ

ったりする。そして最も深刻なものとして「戦争」がある。それが「いのち」の危機として捉えられるのではなく、ごくあたりまえの日常とし映し出されているところがより深刻なのである。

2 教材開発の意義

ア 教材開発の必要性

子どもたちは「いのち」にかかわりのある 事件が起きるたびに情報を仕入れ話しかけて くる。その一方で子どもたちは「むかつく」 「きれる」「あなたには言われたくない」に 代表される直線的な言葉の世界に生きて行る。子どもは「きれる」と相手に対してなり、ある いは殴りそうな衝動に駆られるという。また いは殴りそうな衝動に駆られるという。また 切る。「いのち」の大切さを声高にとはかない。 説いてみても子どもの心に届くことはかなり、 関難である。このことは「いのち」の危機が 叫ばれているにもかかわらず、一方では「いのち」を育て、考え、生きていく力になる教 材がないという事実があった。

今、必要なのは子どもたちと「いのち」に

^{*} 客員研究員、小学校教員

ついて考え、向き合い、そして一人ひとりの 豊かな感性に磨きをかける取り組みをするこ とである。そのためには「いのち」について の輝きや豊かさ、驚き、醜さ、愚かさなどと 繰り返し出会い、学ぶことが必要である。「い のち」に出会い、考え、人間関係を深めてい くことを通して今を精一杯生き、未来に向け て生きていくことができるような教材開発 が、求められているのである。

イ 教材開発の意義と視点

今野喜清は教材開発をすすめることに『「いのち」とは何かと問うことは、「人間」とは何かを問うに等しく、永遠の謎解きに挑戦することではないか』とその難しさを認めている。そして人間の「いのち」を考えることは「生命体として人間自身(身体)と他生物についての科学的認識を規定にするばかりでなく、人間の生活的・社会的環境と結びつけられた観点で問題とされなければならない」(今野喜清、安達昇編著「いのち」を考える授業プラン48小学館)と述べ「いのち」の有限性と社会性、つながり、共生について問い続ける意義を提起している。

教材開発の視点としては「共感」「共学」「共生」を押さえつつ、「いのち」を学ぶことが生きる喜びにつながる内容が求められる。一方、学習の場面としては「道徳」の時間、学級活動、国語などの教科、総合的な学習の時間における『「いのち」を考える』学習課題に活用できる教材を考えた。また、学習の対象者としては小学生から大学生までが学ぶことのできる質の高い内容を開発することにした。

3 「いのち」の学習の流れ(学習過程)

「いのち」の学習を進めるについては講義型の学習方法からワークシートの活用と参加体験型の手法を2本の柱として授業展開を考えた。

基本的な学習の流れ(学習過程)は次の様におさえた。

- (1) ワークシートを配り、学習課題の提示をする
- (2) 参加体験的な手法を使い、各自で学習 課題の解決を考える
- (3) グループに分かれて学習課題の解決を めざして話し合う
- (4) 学級全体に話し合ったことを発表し深める
- (5) 学習の振り返りをする

これらの学習を進めていくときにポイントになる事柄として「ワークシート」「グループ」「参加体験型の手法」「話し合い」「振り返り」がある。これらの事柄は一つひとつが関連しながら全体として共鳴しあうものである。

ア ワークシートによる学習

ワークシートは学習課題に対して一人ひと りが最初に向き合い対話する場となる。自分 の考えをワークシートに書き表すことにより 話し合いの準備をすることにもなる。また話 し合いが得意でない子どもにとっては自分の 学習したメモの役割を果たす。

ワークシートを学習に活用するポイント

- ・ワークシートを与える場面と時期についてはっきりしておく
- ・ワークシートに書き留める時間を十分保 証し主体的な取り組みができるようにす る
- ・ワークシートに書き留めたことをもとに 話し合いや確かめ合いができるようにする

指導者(教師)側から見るとワークシートに書き留めた内容から子どもの考え方、感じ方など一人ひとりの個性を発見する手がかりにすることができる。

イ 学習のグループ

学習をすすめていくときに子どもたちの集団として「グループ」がある。グループは学

習を深めていく上で非常に大切なものである。教室におけるグループとしては大きく二 つ考えられる。

一つは学級の日常的な活動を担っているグループ。これを「仲間グループ」とする。仲間グループの活動は学級における生活班や係活動を指すとわかりやすい。そして活動は日常的に行われる場合が多く、学級の中でなくてはならないものになっている。お互いを深くしているので仲間グループで学習をすすめた場合、話し合い、学び合いなどの活動は積極的に行うことができる。また、学級の活動があまり活発でない、或いは学級が出来て間もない場合などは仲間グループを使うことが望ましい。

二つ目は新しい出会いのグループ。これを「友達グループ」とする。学習で友達グループを作るときには子どもたち同士のかかわりを重視することである。例えば誕生月によるグループ作りを取り上げる。

グループの解説と初めの声かけは教師がする。

「新しい友達づくりをします。今日は生まれた月が同じ人です。声を掛け合って同じ月に生まれた友達を見つけましょう。同じ月に生まれた人が見つかったらその場に座りましょう。」しばらくすると、あちらこちらから「〇〇月生れはいませんか。」「〇〇月生れままれ」という声が響く。この活動はいろんな友達をよく知るきっかけになると同時に、たくさんの体験をするチャンスに恵まれ学習が活性化する。友達グループでの学習は新しい出会い、新しい発見につながり、子どもたちがお互いを知るきっかけとなる。

ウ 参加・体験型の手法

学習の方法は講義中心の方法から参加体験 を通しながら話し合う方法を取り入れる。参 加体験は多様な方法があり新しく開発されて もいる。例えば「いのち」の関わりのある事 柄を題材にして、ロールプレイ(役割演技)、 ブレーンストーミング (思いついたことを書き留め表現する)、ランキング (優先順位に並べ換え話し合う)などの手法を用いて考え、体験しながら問題解決に向けて取り組むことができる。

エ 話し合い

ワークシートにお互いが書き留めたことをもとに話し合いをする。話し合いでは発言者の発言内容をまず、受け入れることから始める。話し合いはお互いの考えを伝え、理解し合うものであり、発表内容の優劣を競うのではない。話し合いは言葉を通してお互いが共通の状態になり分かり合うことである。話し合いが深まると相手の気持ちがわかるようになり相手の考えに重ねた意見交換ができるようになる。

オ 学習の「振り返り」

学習の終わりには必ず振り返りをする。学習に対する振り返りは自分が学習したことに対する対話となる。また、自分の考えを整理する場面にもなる。振り返りを通して学習課題を広げて考えていくこともでき、問題解決への発展にもなる。一方、教師にとっても子ども一人ひとりのとらえ方考え方がわかり、子どもの関心を把握し学習の発展へつなげることができる。

4「いのち」を考える授業実践

(1)授業実践1

教材名「作ってみよう『詩・あいたく て』 — わたしー」

小学校の子どもたちが国語の学習で「詩」を学ぶことは多い。詩の創作で「いのち」に 迫ることができないか考えた。そんなときに 工藤直子の「あいたくて」という詩に出会っ た。工藤の「あいたくて」を参考にしながら、 創作を通して自分の「いのち」と向き合い、 生きていることを表現することを考えた。創 作する詩の題は工藤と同じく「あいたくて」 とした。

- ア 対象 小学生 (6年生)
- イ 授業時間 90分
- ウ 目標 自分と向き合い、生きていることを「あいたくて」という題の 詩で表現する

エ 学習の流れ

- ワークシートに「あいたい」という言葉に 対する一人ブレーンストーミングをする
- ・ブレーンストーミングで書き留めた内容 をみんなに発表する
- ・工藤直子の「あいたくて」を音読する 詩の感想を発表する
- ・「あいたくて」の言葉を生かして詩を創る
- ・自分の詩をグループで発表し、認め合う
- ・振り返りをする

オ 学習の様子

思ったり、感じたりしたことを一人ブレーンストーミングをした後

「あいたいと思うのはどんなことですか。」と聞いてみた。すると多くの手が挙がった。

「わたしの赤ちゃんの頃の自分にあいたい。」

「宇宙人にあいたい。」

「大人になって自分が赤ちゃんを産んだと きの自分にあいたい。」

「未来の自分に会ってみたい。」

「ちょっと恥ずかしいけど結婚する人に会いたい。」

等、楽しそうな反応があった。そこで子ど もたちに

「『あいたくて』という題の詩を創ってみませんか。」

と呼びかけた。子どもたちは書けそうというサインを送ってくる子どももいたが 「どう書けばいいの」

「あいたいことなら何でもいいの」

「書き方を教えて」

と、どのように書いたらいいのかわからな

いという反応する子もいた。

そこで工藤直子の「あいたくて」という 詩を紹介した。何回か音読した後

「『あいたくて』という言葉をいかすといいよ。」

「ブレーンストーミングで書いたことを つないでいくと詩になるよ。まずそこから 始めてごらん。」

と話した。子どもたちは「そんなことで書けるかなあ」という表情をしたが思い思いに書き始めた。「あいたくて」という言葉を大切にしながら気持ちを表現していった。子どもたちの詩には自分の「あいたくて」が気持ちと言葉で表されていた。

「あいたくて」

やすひろ

ぼくを産んでくれた人に あいたくて 生まれてきた ぼくを産んだときの気持ちが知りたい もし つらかったのなら 一言 「産んでくれてありがとう」

「あいたくて」

といいたい

ようすけ

本当の自分にあいたくて 生まれてきた そんな気がするけど それはまだ見つからない 目の前においてあるごちそうが 手をのばしてもとれないような そんなむなしさがある だけどずっと求めている いつかあえるような気がして だから あいたくて 「あいたくて」

じゅんこ

やさしい心にあいたくて やさしい気持ちになりたくて 今日も心をさがしに行く だけど 悲しい心にかくされて つらい心にかくされて やさしい心にあえなくて 一日中つらい だけど 楽しい心にあいたくて 楽しい気持ちになりたくて 今も心をさがしている

子どもの作品は一人ひとりが「いのち」に 向き合い、心にふれるものであった。そのこ とは子どもたちの作品鑑賞会で、自分の詩を 表現する子どもと受け止める子どもとの中に 通い合うものが表情から感じられ、満足して いることが伝わってきた。個人面談の時、や すひろの母親は「あいたくて」の作品を読ん でしばらく言葉にならなかった。そして「こ んなことを考えていたのですか。」と一言い った。そして何度も読み返していた。目には 涙が光っていた。

(2)授業実践2

教材名「太郎君のハムスター」

「いのち」を大切にということは誰もがい う。本当にそうだろうか。育てていたハムス ターのサムが太郎が旅行に出かけている間に 死んでしまった。世話をしていた花子は新し いハムスターを太郎に届けた。ハムスターを 通して「いのち」を考えたいと思った。

教材の目標は2匹のハムスターを通してい のちの価値を考える。

- ア 対象 小学生(6年生)
- イ 授業時間 45分
- ウ 目標 ハムスター「サム」と新しいハ

太郎君のハムスター

名前

太郎君はハムスターをかっています。名前はサムです。生まれたときから 世話をして大切に育ててきました。夏休みに太郎君は海外旅行に家族で行く ことになりました。海外にはサムをつれていくことはできません。そこで、 仲良しの花子さんにサムの世話を頼むことにしました。 1週間ぶりにサムを受け取りに行くと、花子さんはすまなさそうにハムス

ターを差し出しながら常いました。

「ごめんね。朝、えさをやろうとしたらサムが死んでいたの・・・ごめんなさ い。このハムスターはサムと同じハムスターだから・・・・」 花子さんの言葉を聞いた太郎君は次のように言いました。 r. 1

① 花子さんの言った言葉の続きを書きましょう。

「このハムスターはサムと同じだから

- 2 太郎さんが言った言葉を書きましょう。
- お飲着の言葉を聞いて思ったことを書きましょう。

太郎君へ	 	 	

ムスターの違いを通して「いのち」を 考える

- エ 学習の流れ
- ペットを飼った経験をはなす
- ・ワークシートを配り課題文を読む
- 花子さんの言葉の続きを考える
- グループの中でロールプレイをする
- ・太郎さんの言葉を聞いて自分の気持ちを 書く
- ・太郎さんに手紙を書く
- 振り返りをする

子どもたちはいろいろなペットを飼って いる。子どもたちに聞いてみた。

「ペットを飼っていて、うれしかったこと を話してください。」

「犬を飼っているけど気持ちが通じたとき は本当にうれしかった。」

「猫の名前はミケというのだけど初めはひっかかれたりしたんだけど、ミケのことが分かったときうれしかった。」

「ハムスターが子どもを産んだときはかわいかった。」

ペットのことを話す声は活き活きしていた。

「じゃあ、悲しかったときは」

「猫を飼っていたんですが突然にいなくなってしまったとき。」

「小鳥を大切にしていたのに死んでしまって悲しかった。」

子どもたちからペットが死んでしまった ときの様子が多く語られた。

「死んだ後はどうするの。」

「お墓を作る。」

「庭に埋めてお墓を作った。」

ワークシートを配った。子どもたちに花子と太郎の続きの言葉を書いてロールプレイをした。

かおりさんは

「このハムスターはサムと同じだから、このハムスターで我慢して。」

「そんなにあやまらなくていいよ。このハムスターをサムだと思って飼うよ。」と書いた。このような考えは多かった。一方、

ちひろさんは

「このハムスターはサムと同じだから、こ のハムスターをサムの代わりにして。」

「僕が花子さんにあずけたからだ。でも生き物はいつか死ぬから……だけどそのハムスターはいらないよ。」

なおとくんは

「このハムスターはサムと同じだから、サムと思って大切に育ててください。ごめんなさい。」

「ハムスターはハムスターでも僕が好きな のはサムだ。だから別のハムスターなん ていらない。」 こうじくんは

「このハムスターはサムと同じだから…… ごめんなさい。」

「そんなー。僕のサムは朝、死んだサムだけなんだ。」

はるなさんは

「このハムスターはサムと同じだから、サムと思ってかわいがってください。ごめんなさい。」

「いいんだ、僕が旅行なんかに行ったから。」

子どもたちの話し合いは太郎がサムと違う ハムスターを受け入れるかどうかであった。 子どもたちは太郎が許して、新しいハムスタ ーを受け入れるべきだという考えと、サムの 代わりはいないという考えにわかれた。子ど もたちはロールプレイをしながらとまどって いた。「サム」は一つしかいない。ハムスタ ーであっても「サム」ではないという思いだった。

最後に花子さんの気持ちも考えながら太郎 君へ手紙を書いた。

太郎君、元気だしな。

花子さんだってわざと死なせたわけでない と思うよ。

それに悔やんだってサムは帰ってこないんだからさ。

こうじ

太郎君がもらいたくないと思うのは正しいと思います。

でも、別の生き物を育ててみるのはいかがですか。

元気を出してください。

なおと

太郎君、しょうがないよ。 動物だっていつかは死んでしまう。 それを知っていて動物をかわないとだめだ よ。

ゆみ

子どもたちはサムの代わりにきたハムスターについて話し合った。ある子は花子の立場で、ある子は太郎の立場で、ある子はハムスターの立場で考えていった。ハムスターのいのちに違いがあるだろうかということにも話が及んだ。いのちに代わりはあるのかということを深く考えた時間であった。

(3)授業実践3

教材名 「『いのち』の色」

「いのち」を多面的に見つめていく教材と して「色」に着目をして考えることにした。

教材の目標は人間が生きているときの有様を「いのち」の色として考え、その時々を色で表現することによって一人ひとりの多様な「いのち」を認め合うことができる。また、

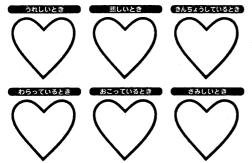


名前

1 いのちを色で表してみましょう。



② いろいろなときのいのちを色で表しましょう。



❸ いろいろなときのいのちの色を見て気がついたこと書きましょう。

自分の「いのち」と向き合い、考え、お互 いの「いのち」を受け入れ話し合いを通して 「いのち」に共感できることを考えた。

- ア 対象 大学生 (学部、院生)
- イ 授業時間 40分(講義を含めると90分)
- ウ 目標 「いのち」を色で表現すること を通して「いのち」のもつ豊かさを考 える

エ 学習の流れ

- ワークシートに自分の「いのち」の色を描く
- ・わけを書き発表する
- いろいろな場面での「いのち」の色を表現する
- ・グループで発表し、認め合う
- 振り返りをする

始めに「友だちグループ」を作った。今 回は好きな色同士の集まりにした。ワーク シートを配り、最初に一つのハートの形だ けを見せて「あなたのいのちの色は何色で すか」と問いかけた。この問いに対してと まどいとともに困ったような沈黙が流れた が、しばらくすると一人ひとりの「いのち」 の色がイメージされ、楽しそうにかきはじ めた。かきあらわしていくうちに学生たち の表情が変化していく様子が読み取れた。 そして自分自身の「いのち」の色ができて いった。学生たちは「いのち」の色を見せ ながら思いを発表していった。

「生まれたての赤ちゃんのイメージがする。あたたかくて、ぬくもりを感じる色で人間の内面をイメージする色だから。」 「常に同じ心であることはなく様々な感情を合わせ持った心だから。」

「きれいな水色。澄んだ空や海のように深 く高く尊いものだから。これは私だけで はなくみんなの色でもあるから。」

「いのちの色はいろんな色が混ざっている と思います。赤や黄色、オレンジは『嬉

52-

しい・楽しい・幸せ』それはあたたかい 気持ちを表していて、青は『さみしい・ 悲しい・辛い』それは苦しい時を表して います。でも、私のハートはとてもあっ たかいです。周りの人によって、私の色 は変わっていきます。」

「生きていることだけでも恵まれていることだと思うので、ただの白。ただ生きているだけのためにもいろんなものの支えが必要でいろんな色にしました。」

「赤のように情熱というか活き活きしたイメージもなく青のような冷たく寒々した 印象もなく、自分の中で上手につかめな いような気がするので灰色です。」

「あまりよく分からないものだと思うので。中は透明、周りのふちだけということです。空気みたいなものですか?」

それぞれの「友だちグループ」では発表 者の話を受け止めていく姿勢が言葉や行動 に表れていた。また、「いのち」の変化と して「嬉しいときのいのち」と「緊張して いるときいのち」の場面をワークシートに 表した。そしてグループで、お互いの色の わけを発表し理解を深めた。学生たちは発 表者に質問したりして自分の色と比較した り、同じ色であることの確認をして笑顔に なったりしていた。グループでの話し合い はたくさん意見が出てなかなか終わらなか った。

振り返りシートに学習の感想を書かれた。

「いのちを考える時間を誰かと持つことができる、そのことがとても大切なことだと今日思いました。自分と向き合うこと、他の人に自分の考えを知ってもらえる『場』を作ること、これら一つひとつのことが『いのち』という大きなテーマにつながっていくのではないかと思います。」(0)

「その人その人の人柄がでるなと思いまし

た。ストレートに赤や心臓をいのちと考える人は普段の生活でもまっすぐに生きている人なんだろうと思いましたし、そうでない人もそれぞれの生き方というようなものが垣間見えました。」(m)

「一番思ったことは学習して良かったということでした。このような場があるから改めて考えるし、他人の意見も聞くことができる。本当にこの「機会」に感謝します。心で受けた授業だったな、と思います。目や耳から入るのではなく、すっと心の中に入ってくる。心の中が問われるそんな授業でした。」(m)

「大学生も小学生も、やはり同じ人間で考え方のたどり着くところは同じなのかなあと思いました。やっぱりみんな根底は共通の何かを持っているのかなあ。それを大事にしたいと思いました。」(y)

「私にとっていのちの色はオレンジです。 あたたかくて、やさしくて、どぎつくな いオレンジ。まさに私にぴったりと思い ました。そして私はいのちをすごく肯定 的にとらえていることに気がつきまし た。何だか嬉しかったし、自信を持って 良いような気がしました。そして、人の いのちのとらえ方は見事にバラバラで、 同じ色でも考えが違っていたりと本当に 興味深かったです。 私はいのちを大切 にしたいと思います。大切な人がいっぱ いいて悲しませたくないし、生きている ことで私はたくさんの幸せを感じること ができるからです。そして周りのみんな もいのちを大切にして欲しいと思いま す。わたしは一人じゃ生きていけないし、 みんながいてくれたらもっともっといの ちを輝かせることができるからです。す ごく当たり前のことだけれど改めて気付 くことができました。」(m)

授業の前は「いのち」の色を聞いたらどん な色で表されるか楽しみであった。学生たち の「いのち」との向き合いは一つの色として 捉えることにとどまらず多様な広がりを秘め ていた。その後の話し合いも自分の「いのち」 の色を伝えると同時に相手の色の背景を受け 入れようとする学習へと深まっていった。書 かれていることや受け止め方は一人ひとり異 なりとても新鮮であった。また 一人ひとり が「いのち」の色の違いを自分の生活や経験 と重ねて、人の個性というところへと発展し て考えているのが伝わってきた。

(4)授業実践をして

「いのち」の授業は学習者の意欲を刺激するものであった。このことは小学生であれ大学生であれ、それぞれが「いのち」について受け止め考えることができた。このことは「いのち」の学習が学習者の関心を呼び起こし、成立するこの証でもあった。「いのち」の学習に一人ひとりが想像力や経験を通して向きあい、深め考えていった。またワークシートへの書き込み、参加体験的な手法での学習と関は一人ひとりの学習への参加を促し、話し合いを活発にした。授業者も学習者と同じ地平で意見に耳を傾けながらともに考えていく学習として捉えることができた。

5 終わりにかえて

「いのち」の教材開発や教育実践は始まったばかりである。確認できたことがある。

まず教材を使っての「いのち」の学習は成立するということである。しかも小学生から大学生までの学習が成り立つということである。これは授業実践の様子や学習者の振り返り等の感想から明らかである。

二つ目として「いのち」の学習は、教材、学習グループ、学習の流れ(学習過程)、学習方法の工夫など一体として捉えていくことが大切である。ともすれば教材開発に偏りがちになるが様々な活動を通して人間関係につ

ないでいくことが必要である。また、社会で 起きた事件の現実をみつめるなら「いのち」 を考える教材開発の必要性は益々高まってい るといえるだろう。

今後、教材の開発と教育実践が進めば「いのち」の学習は将来的には「人権科」或いは「人間科」カリキュラムの重要な柱になると考えられる。

開発した教材集

安達昇・今野喜清編著『「いのち」を考える 授業プラン48』小学館、2000

様々な問題意識の中から「いのち」との出会い、「いのち」のつながり、「いのち」がかがやく、「いのち」がゆらぐ、「いのち」との別れ、という時間系列で教材を配列した。

参考文献

- ・工藤直子『あ・い・た・く・て』大日本図 書、1991
- ・木村利人『いのちを考える』日本評論社、 1987
- ・尾藤りつ子『生と性をどう教えるか』解放 出版社、1997
- ・田代俊孝責任編集『いのちを育む教育』法 蔵館、1997
- ・東京学芸大学教授科学研究会『「総合学習 「にんげん科」のカリキュラム開発』明治 図書、2000
- ・拙稿他著『人間関係を豊かにする授業実践 プラン50』小学館、1997
- ・拙稿他著『みんなとの人間関係を豊にする 教材55』小学館、1999

「巡礼地化」する島:観光事業と信仰/実践のあいだ

藤 原 久仁子

1. はじめに

本稿は、ジュリア祭とジュリア祭を開催する神津島の「巡礼地化」現象について論じる ものである。

ジュリア祭とは、「おたあ・ジュリア」1と いう朝鮮出身のキリシタンで、徳川時代の禁 教令により神津島に流され殉教死したとされ る人物を偲び、ミサをあげることを主たる目 的に始められたお祭りのことである。1970年 より毎年5月の二日間に開催されている。神 津島の外部から訪れる人々は、ミサをあげて ジュリアの「聖なる」墓を訪問することに重 要な意義を見出しており、ジュリア祭に参加 する行為を「巡礼」と捉えている。ジュリア が朝鮮出身であるとされるため、日本だけで はなく韓国からも毎年「巡礼団」が訪れてい る。これに対し、神津島に住む地元の人々は、 ジュリア祭を日本と韓国の文化交流の場とし て認識しており、特にジュリア祭第一日目の 夜に行われる日韓親善芸能大会を楽しみにし ている。というのも、芸能大会では、神津島 の郷土芸能と東京から招待された韓国学校の 生徒による韓国民俗舞踊が競演されることに なっており、近所の子供たちやわが子が太鼓 を叩いたり踊ったりする様子を見ることがで きるからである。彼/彼女らはキリスト教徒 ではないため、聖体拝領を行うミサやジュリ アの墓への参詣等、キリスト教的要素の強い 行事には参加しない。一方、神津島の村役場 の人々は、ジュリア祭を観光事業の一環とし て認識しており、より多くの「巡礼者」およ び「観光客」に来てもらえるように、祭の活 性化に努めている。

本稿の目的は、ジュリア祭に参加する複数の主体(島外から参加するキリスト教徒の人々、島の一般の人々、島の行政の人々)が、ジュリア祭に対して異なる認識と意味づけを抱いていること、及び、そのことがジュリア祭の運営方法や祭りの提示の仕方、島の「巡礼地化」に与える影響について論じることにある。また、ジュリア祭の開催により村の民俗伝承にどのような変化が生まれているか、そのことが翻ってジュリア祭にいかなる影響を与えているかについても検討を行うことにしたい。

2. 神津島概要

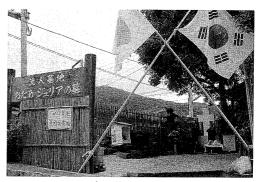
はじめに神津島の概要を述べる。神津島は東京から約178km、伊豆半島の下田から54km南の海上に位置する。東西約4km、南北約8km、総面積18.87kmの小さな島で、人口は2,221人(平成13年度統計)である。カツオ漁やイカや伊勢海老の刺網漁など、漁業を主たる産業として発達してきたが、近年はアシタバやレザーファンの栽培など農産業が伸びており、観光業も重要な産業のひとつとなった。しかし、観光客数は平成2年度の8万8千人台をピークに減少に転じており、平成12年に群発した地震もあり現在は1万人台へと落ち込んでいる。

神津島において観光がひとつの産業として 事業化した背景には、昭和37年、東海汽船の 新造船あじさい丸 (600トン) が下田と神津 島の間を就航するようになったことがある。 昭和40年1月に観光協会が設立されると、翌 41年には、旅館5軒、民宿16軒、ロッジ1軒

が建てられ営業を開始し、その4年後には民 宿の軒数が約10倍の150軒に増大し、観光業 は漁業に次ぐ産業に発達した。大型客船が 次々と新造され、接岸可能な接岸堤が建設さ れるとともに、風向きに応じて客船がいつで も接岸できるようにするため前浜と三浦漁港 の二つの港に接岸桟橋が建設された。大型客 船が順調に運航しだすと、次に東京からの所 要時間を短縮することが観光客数の増大のた めの重要な課題として認識されていった。と いうのも、神津島に到着するためには大型客 船で東京から約11時間の船旅を経る必要があ ったからである。そこで、昭和45年に「神津 島空港設置促進協議会」が結成され、その後 約20年の歳月を経て平成4年に空港が完成 し、東京の調布から55分で来島することが可 能となった。また、平成14年4月より、時速 約80キロで海上を走る超高速ジェット船が伊 豆七島を就航するようになり、東京から2時 間50分で来島することができるようになっ た。現在神津島は、ハイキングコースやキャ ンプ場が整備され、太平洋を一望できる展望 露天風呂のある温泉保養センターを完備し た、1年を通じて人々が訪れる場所となって いる。しかし、上記した通り、平成2年度を ピークに神津島を訪れる観光客数は減少に向 かっている。平成14年における宿泊施設の収 容人員は2,591人であり、最盛期の半分以下 となっている。

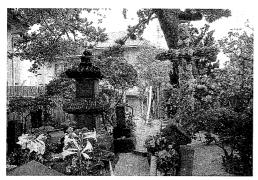
3. ジュリア祭概要

ジュリア祭は昭和45年より開始されており、神津島において観光事業がスタートした最初期に始められた祭りであると同時に、現在まで続いていることから、観光イベントの一つとして定着した祭りであるといえる。ただし、ジュリア祭が開始されることになったのは、観光事業として着目されたからではなく、昭和41年に大島の教会に配属された杉田司祭の尽力によるところが大きい。伊豆七島



流人墓地の入口

と小笠原諸島を含む小教区の管轄をまかされ た杉田司祭は、かつて家康の命に背いたジュ リアというキリシタン女性がおり、大島、新 島、神津島の順に流され殉教したことを配属 後に知るにいたる。そして、教区の視察の目 的で神津島を訪れた際に、流人墓地2の中に あるジュリアの墓とされる石塔を見て「感動 し」、神津村にジュリア祭開催の働きかけを 行ったのである。これに神津村の村長も賛同 し、二人はカトリック東京大司教館に出向き ジュリア祭開催の承認申請を行い、大島にあ るカトリック教会と神津島の村役場の協力の もとにジュリア祭は執行されることになっ た。杉田司祭にとって、ジュリア祭とは、聖 体にあずかることなく神津島で亡くなったジ ュリアの霊を慰めるためにミサを執り行うと いうものであり、一方ジュリアの墓のある神 津村側にとってジュリア祭とは、立ち上げつ つある観光事業の対象として、すなわち観光 資源の対象として取り組む、というものであ った。神津村は、第1回目のジュリア祭に「観 光巡礼団」という名称で島に400人を招待す ることを決定した。神津島をジュリアが眠る キリスト教の聖地としてアピールすること で、より多くの観光客と新たな来島者層とし て巡礼者を獲得することが期待された。当時 の新聞は次のような言葉を伝えている。「こ の巡礼団招致が無事に済み、神津島は、長崎 の26聖人殉教地や天草、島原に準じ匹敵する 『聖地』のイメージを得ることができるでし



ジュリアの「聖墓」

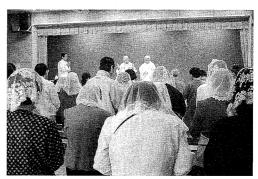
ょう。島の清潔な印象を保ち、俗悪化にブレーキをかけられるのではないでしょうか」3。神津島は当時、島の観光化に伴い様々な社会問題を抱えるようになっていた。すなわち、海水浴場以外でも水着で歩く若者が目に付くようになり、民宿の備品を勝手に持ち帰る人が出たりするなど、モラルと規律の低下が社会問題化していた時期にあった。村側がジュリア祭の開催をそのような事態に歯止めをかけるための契機になりえると捉えていたことがうかがえる。

17世紀に殉教したジュリアの墓が「発見」 されたのは、昭和32年のことである。東京都 の文化財調査団が神津島の流人塚を調査した 際、他とは異なる特徴を持った石塔をジュリ アを祀った墓であると認定したことによる。 この石塔は他よりもひときわ大きく、二層の 燈籠型をしており、四方の窓が田の字に切ら れている。この田の字が十字架を表現したも のとみなされ、神津島で殉死したというジュ リア伝承に基づきジュリアを祀った墓である と認定されたのである。ジュリアの墓である とされる以前、この石塔は地元の人々に「宝 塔様」と呼ばれ、婦人病に効験のある神様と して長らく祀られていたという。「宝塔様」 が実はジュリアというキリシタンの墓であっ たという新たな情報は、神津島では当時ほと んど注目されなかったが、20数名のカトリッ ク信者のいた大島では「歴史的大発見」とし て注目を集め、大島波浮港近くのおたいね浜

に信者の寄付金によって十字架が建てられた り、大島元町港近くの観光資料館に等身大の ジュリアの人形が展示されるなどした。十字 架の設置場所におたいね浜が選ばれたのは、 ジュリアの名前が「おたあ」であったという 伝承に基づいている。ジュリア祭がカトリッ ク教徒のいる大島ではなく神津島で行われる ことになったのは、ジュリアが殉教した地で ミサを挙げたいという宗教的動機からであっ た。一方、神津島の村役場の側は、彼らの心 情を理解した上で、ひとつの村のイベントと して企画・立案・運営を行い、現在まで続く 年間行事のひとつに育てあげていった。この 結果、ジュリア祭にはキリスト教徒とそうで はない村の人々それぞれの思いが反映され、 厳粛なミサとエンターテイメントの要素を併 せ持った祭りになっている。次節では、ジュ リア祭の概略を紹介する。

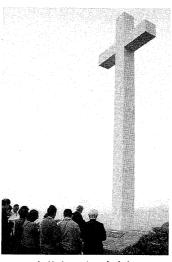
4. ジュリア祭の進行順序4

「巡礼」に訪れる島外部の人々は、浜松町の竹芝桟橋に夜7時に集合し、巡礼団結団式を行い乗船する。翌朝10時発の高速ジェット船を利用すれば3時間弱で到着するが、彼/彼女らの多くはあえて到着までに約11時間要する大型客船で神津島を目指す。神津島到着後は、各自に割り当てられた民宿でしばらく休憩をとった後、正午より保育園の2階を借りて行われるミサに参加する。巡礼の申し込



第一日目に行なわれたミサの様子

み位れ同宿人知あが行はに教教はでるじ泊々のる保わ、キ徒会会なめ宿すは柄ミ園る津スな存単わ、にる既にサでの島トく在



ありまの丘の十字架

しないためである。

(第一日目の行事)

第一日目に行われる主な行事は、ミサと「日 韓親善芸能大会」である。

ミサでは、入祭の歌に続き、日本人と韓国 人二人の司祭によるお話、ヨハネの福音書の 朗読、奉納の歌、司祭による奉納祈願が行わ れ、聖体が拝領される。司祭が「感謝の祭儀 を終わります」というと、「主に感謝」と互 いに声を掛け合い、ミサが終わる。2002年度 におけるミサの出席者は55人で、うち15名の 女性が白いレースを頭に被っていた。ミサが 終わると、一行は神津島内の開発センターに 移動する。そこで、郷土料理のあしたば汁や、 お弁当、つきたての餅を振舞われる。この昼 食代は旅行代金に含まれるが、食後は別料金 による3つのコースのどれかに任意で参加す ることになっている。1.天上山ハイキング のコース、2.遊覧船巡りコース、3.ありま の丘の十字架前でのお祈りのコース5、の3 つである。それぞれのコースの参加者はコー スの終了後再び民宿に戻り、夕食をとった後 に今度は中学校の体育館に移動する。7時20 分より始まるさんびの夕べと「日韓親善芸能 大会」に参加するためである。さんびの夕べ では、マリア讃歌をアレンジしたジュリア讃

歌が歌われる。「芸能大会」では、はじめに リボンの交換式が行われ、リボンの交換後、 村長による歓迎の挨拶の辞、韓国からの代表 者の挨拶の辞に続き、ジュリア祭執行委員会 委員長の挨拶が行われる。それぞれのジュリ ア祭にかける思いが異なっているため、挨拶 の内容もそれを反映し異なるものとなる6。 リボンの交換式の終了後は、神津島の小中高 生と、東京の韓国学校から招待された小中高 生による芸能発表が行われる。自分の子供や 友達が演じるのを見るために、後から遅れて 会場に入る島民も多い。巡礼者は「芸能大会」 の演者としてではなく、観客の一人として参 加する。2002年度の観客の総数は、さんびの 夕べの開始時点で120名前後(巡礼者55名、 島民約50名、その他スタッフが約20名)、「芸 能大会」開始の時点で約180名であった。「日 韓親善芸能大会」の終了により土曜日のジュ リア祭の行事は全て完了する。

(第二日目の行事)

第二日目に行われる主な行事は、共同司式 ミサとジュリアの墓への参詣である。

共同司式ミサは保育園裏手にある公園のジュリア顕彰碑前で朝7時に始まることになっている。2002年度は、入祭の歌、司祭の話、哀れみの讃歌斉唱、栄光の讃歌の歌詞朗読、使徒行伝とパウロのコリント人への手紙の一部の朗読、神への讃歌斉唱、「聖霊よ来てください」、「アーメン、ハレルヤ」の唱え文句の繰り返しに続き、ヨハネの福音書の一部の



日韓親善芸能大会



ジュリアの「聖墓」への行進

朗読、司祭の話、信仰宣言、共同祈願、顕彰 会と表慶会の代表による祈り、奉納の歌、感 謝の讃歌、平和の讃歌、聖体拝領の歌を歌い ながらの聖体拝領が行われた。そして、「我々 を守ってください、救いの道を力強く歩むこ とができますように」という司祭の言葉に続 き、「神に感謝、ハレルヤ」と皆で唱え、閉 祭の歌を歌い終了した。全体の時間は約1時 間20分であった。その後、村役場観光課の課 長の挨拶があり、巡礼団長の青山司祭に花束 が贈呈されると、「行進します」という掛け 声に続き行進の歌を歌い、ジュリアの墓まで 司祭を先頭に行進した。日曜日における共同 司式ミサとジュリアの「聖墓」への行進こそ が、「巡礼」に訪れたキリスト教徒の人々に とって最も神聖かつ重要な行為とされてい る。彼/彼女らは、ジュリアの墓に到着後、 流人墓地の手前に用意された花を一本ずつと り、ジュリアの墓とされる石塔に献花しその 前で祈りを捧げる。その後、民宿に戻り荷物 をまとめ、前浜広場に集合する。広場には臨 時にテントが設置されており、そこで販売さ れている神津の郷土品をみやげに購入するな どした後、島民に見送られながら乗船し、「巡 礼者」は神津島をあとにすることになる。

以上がジュリア祭2日間の日程のおおまかな流れである。

5. さまざまな思いが交錯する「場」として のジュリア祭

本節では、ジュリア祭の参加者たちがジュリア祭に期待するものについて検討する。

島外から訪れる「巡礼者」は、二回のミサ が厳粛に行われること、ジュリアがイエスの 背負った十字架にならい自ら苦しみの道を選 択した美徳を重視しており、そこにジュリア 祭開催の「正当性」を見出している。一方、 島の一般の人々はミサに関心はなく、土曜日 の夜に行われる「芸能大会」が楽しく行われ ることに関心がある。島の住民がジュリア祭 のなかで参加するのは、この大会と乗船前に 行われるみやげ物の販売の場面である。その 背景には、自分の子供や友達たちが演者とし て、あるいは自分の親や近所の人たちが販売 担当として参加しているということがある。 主催者側の神津村の役場(ジュリア顕彰会と ジュリア祭執行委員会)7は、祭が盛大に行 われ成功裡に終わること、島外部からの参加 者が前年度を上回ることに関心がある。そし て、聖地としての神津島のイメージが広まり、 より多くの観光客と巡礼者が島を訪れること を望んでいる。そのため、彼らはキリスト教 の信者ではないが、ミサを含むジュリア祭の 全行程に参加し、キリスト教的な意味合いを も含んだ挨拶を場面に応じて述べ、ジュリア 祭を継続する意義を祭りの過程で訴えてい

ただし、ジュリア祭に参加するキリスト教徒と主催する行政側の態度はこの数年で大きく変わりつつある。ジュリアをめぐる史実の曖昧さが研究者の間で問題視されるようになったからである。カトリック教会は当初、おたあジュリア列福推進本部を設置し、ジュリアの写真を発行する等して積極的に活動していた。しかし、神津島でジュリアが亡くおった。しかし、神津島でジュリアがってったままりシタン研究者の間でジュリアの本土復帰説が唱えられるようになって以降、ジュリア祭の開催の「正統性」に疑問を投げかけるようになった。このような状況を受け、「お

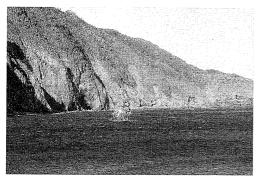
たあジュリア表慶会」は、ジュリアを殉教者 とする主張からずらし、「国境を越えた愛の 素晴らしい証し人」として再提示するように なってきている。たとえば、「今、神津島ジ ュリア祭に参加協力するのにはどんな意義が あるのでしょうか」というパンフレットを20 00年に発行した表慶会会長の青山司祭は、そ の中でジュリアを「現在の日韓親善の真のか すがいと、仰がれてよいのではないでしょう か」と述べるに至っている。つまり、神津島 で殉教死したことを強調し、殉教者=「聖女」 ジュリアの墓を参詣しミサをあげる行為の正 統性を訴える立場から、「日韓親善の立役者」 =「遺徳の持ち主」を強調する立場へと変化 しているのである。第33回のジュリア祭の最 中に配布された挨拶文の中には、さらに次の ような主旨の発言が載せられている。それは、 神津島の島民と日本と韓国からの巡礼団と が、キリストの愛のうちに一致してジュリア 祭を開催すること、そこに真の平和推進への 貢献という意義が見出せる、というものであ る。ジュリアの遺徳から、祭りを執り行うた めに努力する我々の美徳へと、強調点が移っ ていることが分かる。しかし、このような主 張は、ジュリア祭に参加する「巡礼者」の意 識とはかけ離れたものといえる。なぜなら、 彼/彼女らは、厳粛なミサに参列し、ジュリ アの「聖墓」と十字架の丘に参詣することを 「巡礼」行為と捉え、そこにジュリア祭の意 義を見出しているからである。ジュリアが神 津島で殉教し、神津島にジュリアの「聖墓」 が存在するか否かこそが、大型客船に11時間 揺られて神津島に参詣する行為を「巡礼」と 見なし得るか否かを決定する重要な事項とな っているのであり、平和推進に貢献するか否 かは、彼/彼女らにとり副次的な結果として 考慮されることはあれ第一義的な目的とはな らない。このように、ジュリア祭に関わるキ リスト教徒の側においても、カトリック教会 全体の意向とそれを受けた実際の主催者(「お

たあジュリア表慶会」)と、「巡礼者」として 参加する一般信徒の間では、ジュリア祭に対 する認識のあり方が異なっている点を指摘で きる。

ジュリア祭にかかわる複数の主体は、以上 見てきたように、ジュリア祭に対して異なる 意識と意味づけを抱いている。カトリック教 会側がジュリアの存在に対する態度を変化さ せるにいたった背景には、ジュリアに関する 史実にあいまいな点が多く、ジュリア祭の開 催の「正当性」が確保できないことがあった。 ジュリアに関する史実の真偽は、ミサを主催 する「おたあジュリア表慶会」にとっても「巡 礼者」にとっても、ジュリア祭開催の意義の 根幹にかかわる大きな問題となるが、その受 けとめ方には差異が見られた。一方、キリス ト教徒ではない島の人々にこれらのことはさ ほど問題とはならない。それは、彼/彼女ら たちがジュリア信仰に基づきジュリア祭に参 加しているわけではないからである。ジュリ ア祭は、主催者側にも参加者側にもキリスト 教徒とそうでない人々の双方を含んでおり、 それぞれが異なる思いで祭りに臨んでいなが らも、複数の主体が了承可能な一定の形式が 定められてゆき、反復的儀礼行為として繰り 返し毎年行われることで神津島の年間行事を 彩るひとつのイベントとして定着していっ た、その意味で非常に興味深い祭りであると いうことができよう。

6. 民俗的知識の再編

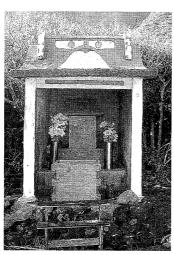
ところで、ジュリア祭が「伝統的」な神津島の祭として定着した結果、30年以上にわたりキリスト教と島の民俗的信仰というふたつの異なる宗教的要素が接触することとなった。その結果、島の民俗的知識がジュリア信仰とは別のところで、にもかかわらずジュリアと結びつきながら再編されるという現象が起きている。この点について本節において検討する。



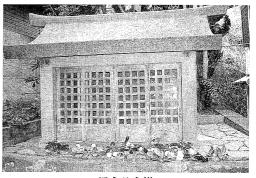
おたいね浜

民俗信仰の再編現象は大島と神津島の両島 で進行している。大島では、おたいね浜8は おたあジュリアが新島に向けて船出したとこ ろであるという逸話や、「おたいね大明神」⁹ の祠はおたあを祀ったものであるとするも の、さらには、波浮の人々が神津島で亡くな ったおたあジュリアの遺骨を葬って建てたの が「おたいね大明神」の祠であるという、新 たな伝承が生み出されている。これらの地名 や場所がおたあジュリアの名前と似ているこ とから、ジュリアと関連付けられ語られてい るのである。大島では古くから、強情でわが ままな娘を「このおたいさま!」と叱る習慣 があったが、なぜそのようにいうかについて も、おたいさまとはジュリアのことで、ジュ リアが徳川家康の命に最後まで背いたから

だはらをあ欲かい説れ大とた伝、、な最きしらう明て島結こ承あ手い後らがだ新がいのびれはるに聖まめっ、たなる民つら、い入体でずたとなさ。俗いの大



おたいね大明神の小祠



ほうそう様



「ほうそう様」に団子と花を供えて祈る子供たち

島の町役場が発行する観光ガイドブック等 様々な活字媒体により多くの人々に伝わり、 大島の民俗的知識として広まっている。これ に対し、神津島の側は大島におけるこれらの 伝承を史実にもとづかない根拠のないものと して否定している。その根拠として挙げられ るのは、ジュリアが大島に滞在したのは1ヶ 月であったとする「史実」である。彼らは、 一ヶ月しか滞在しなかった大島にジュリアの 影響はほとんどなかったはずだとし、40年間 にわたりジュリアが神津島で過ごし殉教した とする通説を強調し、神津島=聖地としての イメージを強く打ち出している。また、ジュ リアの墓とされる石塔には、ジュリアのもの と分かる以前、すなわち「宝塔様」と呼ばれ ているときからなぜかお線香を十字に組んで 供える慣わしが合ったこと、そして、他の石 塔には花が供えられるがジュリアの石塔には 古くから榊が飾られ、特別視されていたと語

らる査れは似同としるき例塔花れ現確範名対のて語象いば」月で地認囲称象も混らもる「はでい調さでのがの同れ起。宝、祝い調さでのがの同れ起。宝、祝い



道租神

われる「ほうそう様」¹⁰と同じ神様として語られる場合があり、また、道祖神や猿田彦様、 庚申様 (発音はこうせん様) に榊が飾られる ことから、ジュリアも厄除けの神として語られたりしている。

これらの現象により、ジュリアに関する史 実の真偽はますます不明瞭になりつつある。 このことは、ジュリア祭に参加することが「正 当」な信仰行為であるか否かを重視するキリ スト教の信者、すなわち「巡礼者」にとって は大きな問題となる。しかし、ジュリア祭 神津村の「伝統行事」の一つとなりつつある 現在、ジュリア伝承のヴァリエーションは本 来のキリスト教の信仰とは別のところで地元 の民俗信仰と結びついて編み出される構図に あり、キリスト教徒の人々にとりジュリア祭 の存在意義に疑問が付されることとなってい るのである。

7. おわりに

ジュリア祭は、第33回目の祭 (2002年)の終了後、今後の開催方法をめぐり意見が分かれ、議論が重ねられた。2003年度は開催を中止せざるを得ないとの方向に向かっていたが、急遽5月ではなく8月に1日だけ行われた。また、2004年度は従来通り5月の土日2

日間に行われた。キリスト教の祭儀としての 側面と、日本と韓国の文化芸能を披露する楽 しいイベントとしての側面を切り離して存続 させるか、それとも純粋な宗教儀礼としてカ トリック教会側が主催するのにまかせ、神津 島村側はもはや関与しないことにするか否か が現在も検討されているという。このような 「試行錯誤」は、一時は900人を超す参加者 を数えたジュリア祭が昨今は100人を割り込 んでおり、観光事業の対象として今後も行政 側が取り組んでいくべきかどうか、見直すべ き時期に来ているとの認識があるものと考え られる。2002年より高速ジェット船が周航を 開始し、「観光客」と「巡礼者」の増加が見 込まれたが、前者は天候上の理由□から、 後者は宗教上の理由12から、増加にはいた っていないこともその背景にある。

観光産業の勃興期に始まったジュリア祭というひとつの祭りは、多様な観光形態と自由な選択の機会に恵まれた現在の社会において、新たなニーズと信仰に基づく不変のニーズの双方に応える必要に迫られている。この祭りがどのような形態で今後行なわれていくのか調査を続けるとともに、「伝統」概念の再考や「シンクレティズム」研究への貢献を視野に入れた事例分析を進めていくことにしたい。

(参考文献)

- ・青山和美『今、神津島ジュリア祭に参加協力する のにはどんな意義があるのでしょうか』(パンフレット)、おたあジュリア表慶会、2000年
- ・H. チースリク監修/太田淑子編『キリシタン』、 東京堂出版、1999年
- ・原田耕作『おたあ・ジュリア』、文芸広場社、1988 年
- ・神津島村『神津島村史』、神津島村、1998年
- · 宮家準『宗教民俗学』、東京大学出版会、1989年
- ・宮家準編『民俗宗教の地平』、春秋社、1999年
- ・坂口一雄『伊豆諸島民俗考』、未来社、1980年
- ・真野俊和『日本の祭りを読み解く』、吉川弘文館、 2001年
- ・鈴木光志『神津島集誌Ⅱ:神津島の流人』、出版社 及び発行年不明

「巡礼地化」する島:観光事業と信仰/実践のあいだ

- ・高田三喜治「伊豆諸島の石神」日本石仏協会『日 本の石仏』、1979年、44-53頁
- ・田村襄次『孤島の華:おたあジュリアの一生』、お たあジュリア表慶会、1979年
- ・田村襄次/平田都共著『おたあジュリア』、アルバ 文庫、2000年
- ・田中英一『美しき孤島の聖女』、神津島おたあジュ リア顕彰会、1999年

注

- 1 ジュリアは洗礼名である。彼女の正確な名前は 分かっておらず、「おたあ・ジュリア」のほかに 「おた・ジュリア」、「ジュリア・たあ」、「ジュ リア・たい」等の名前で記述されることもある。 イエズス会年報ではOta Julia となっている。 ジュリアの年齢や出自、出生地、没年等につい ては不明な点が多い。
- 2 流人墓地は神津島の須賀原という場所にあり、 墓の多くは元禄年間に行われた日蓮宗不受不施 派の弾圧により流罪となった僧侶のものである。
- 3 昭和45年5月26日発行の東京新聞の記事「"観 光・神津島"の期待と不安」より。
- 4 本節の記述は2002年の参与観察に基づく。
- 5 筆者は3のコースに参加したが、2002年度の3 のコースの参加者は20名で、バスでありま岬に 移動した後、そこに設置されている十字架の前 で司祭とともに祈りを捧げた。
- 6 例えば、韓国の代表者の挨拶の辞ではジュリア についてほとんど触れられず、神の前に我々は 平等であるのだから定住外国人の参政権は認め られるべきとの主張がなされていた。
- 7 ジュリア祭は現在、「神津島おたあジュリア顕彰 会」、「神津島ジュリア祭執行委員会」、「おたあ ジュリア表慶会」によって主催されている。こ のうち、前二者は神津島の村役場の人々によっ て、後者は政教分離の原則に抵触しないために、 宗教的活動を担当する団体としてカトリック司 祭を中心に組織されている。
- 8 波浮港から約1.5キロ先に位置する。
- 9 「オタイ明神」ともいう。神の宿る「御体 (おた い)」を祀ったものとされる小祠がおたい浜の磯 辺にあり、島民たちが今でも航海や漁業の安全 を祈願しに訪れている。この神を祀ったとされ る「オタイ明神」が「おたあ・ジュリア」を祀 ったものとして語られる現象が起きているので ある。
- 10 「ほうそう神」はほうそう (疱瘡) 除けの神であ り、毎年旧暦の正月14日は「ほうそうさまの日」

- としてだんごをお供えする行事が行われている。
- 11 高速ジェット船は波の影響を受けやすく、風の 強い日には出航しない。
- 12 東京から神津島に来る過程も「巡礼」の一部と して認識されているため、便利な高速ジェット 船を利用する「巡礼者」は少ない。

「坂田祐資料研究特別チーム」研究報告 総括

帆 苅 猛

関東学院の現在の発展の基礎を築かれた坂田祐先生は、20歳のころより晩年に至るまでの間の膨大な日記を残された。これは関東学院、および、これと関係する「日本バプテスト同盟」の歴史を紐解く上で貴重であるばかりではなく、日本のキリスト教史にとっても重要な内容を含んでいる。とくに、坂田先生は内村鑑三の弟子たちのグループのひとつである「白雨会」の指導的な立場におられ、また、キリスト教学校の団体である「キリスト教学校同盟」でも長い間役員を務められた。したがって、坂田先生の日記はそれらの歴史的な資料としても貴重なものとなっている。

その日記が、とくに、学院史の研究の助けになるようにとの趣旨で、2003年に坂田家より「キリスト教と文化研究所」に寄贈された。ただし、この日記はもともとプライベートなものなのでその点は配慮していただきたいとの事であった。日記は、英文で書かれたものと日本文で書かれたものとがあるが、両者とも、坂田先生独特の、細かい癖のある字で書かれており、一般の人には判読が非常に困難である。そのままで保存するだけでは死蔵することになりかねないので、森島所長の強い要請によって、資料委員会のもとに「特別チ

ーム」を設けて解読することとなり、このチームが、2004年度から発足した。現在は坂田 先生のご子息である坂田創氏に日本文を、長年、坂田家と親しくして来られ、英語を専門にしておられる佐々木晃氏に英文の日記の解読をしていただき、その中から学びを進めている。今年度は6回の研究会を開催し、かなり読み進めてきたが、本論集の研究報告はその成果の中の一部である。

この日記の解読・研究と合わせて、坂田先生関係資料の調査、整理も行っている。今年度は、坂田記念館にある資料の調査と、関東学院中学・高等学校の旧学院長室にあった資料の整理を行った。その中には貴重な資料も含まれていた。ただ、気がかりなのは、資料が古いので劣化してしまうのではないか、ということである。したがって、次年度からは、坂田先生関係の資料を古い順から年代順にデジタルのファイルに記録していきたいと考えている。その中で、先年、前学院長の発掘し、発表してくださった坂田先生の東京帝国大学への卒業論文『預言者エレミヤ』なども合わせて、資料集のようなものが発行できないかどうか、探りたい。

研究ノート

「坂田祐日記」解読

坂 田 創

目 次

日 付	内容
明治44年10月1日	内村鑑三聖書研究会入門
大正 4 年 4 月27日	卒業論文完成の記
大正4年7月11日	内村先生訪問
昭和20年1月27日	創立記念日
昭和20年3月28日	捜真女学校卒業式
昭和20年5月29日	横浜大空襲
昭和20年6月7日	生徒召集
昭和20年8月15日	戦争終結
昭和20年8月25日	終戦直後
昭和20年11月20日	六浦校地使用許可
昭和20年12月3日	理事会

凡例

	原文	所 報
1.	縦書き	横書き
2.	1 行文字数不均等	均等 (流し込み)
3.	ほとんど句読点なし	1字あける
4.	旧漢字	現代漢字
5.	旧仮名遣い	旧仮名遣い (ママ)
6.	カナ書き (昭和20年)	ひらがな書き
7.	漢字数字	算用数字
8.	(解読不能箇所)	* * * *
9.	(人名)	適宜伏せる
10.	(省略部分)	文を詰める

文末の【注】は解読者の解説

明治44年10月1日

内村鑑三先生

内村先生の名は僕のハートに妙に強くひびくのである 先生は僕の畏敬する恩師である 僕の最も尊崇する予言者である 僕が先生の 名を知ったのは何時であったか今よく記憶して居ない 何んでも10年以前だ 先生を知ったのは聖書の研究をよんでである 先生の演説は明治36年であったか青年会館で東北飢饉に関する演説会で一度お聴した丈けである 未だ一度も親しく会ふたことがないのである 僕は戦争前に角筈の先生の宅に行って聖書研究初号より買って来て読んだのである 南来今日まで購読している 戦場に於ても内地から送られてよんで居た 右に剣をとり左に平和の (非戦主義) 雑誌を手にして戦ったのである 実に矛盾のことであった

先生に親しく教を受けんと幾度決心し幾度か やめた やめたのは僕は未だ先生に接する丈 けの修養は積んで居ないと感じたからであっ た 今日は明治44年10月1日である 昨日ク ラスメート鈴木君と今日先生の聖書の研究を 聴講することを約した 実は今回聖書の研究 をよんで居る人は誰れしも出席することを許 されたからである

午前9時50分に電車で大久保の停留場に着いた 鈴木君はまって居った 連れ立ちて10分計り歩いて講義する処の今井館についた 6,7名来で居た 浅見君も来で居た 約そ30分計りでかれこれ30名計り集た 婦人も5、6名居る 先生は来られた 満50才になられた写

真でよく拝見した通り眼光炯炯たる偉丈夫である。モーニングコートを着て居られる。詩編第65編9節以下御自身の訳を謄写版とされた刷物を御自身で配られた。開会に当たり先生の祈禱があった。実に印象を与へられた就中人をさばくことなく我等自ら自分をき就中人をさばくことなく我等自ら自分をきるがしめ給へと祈られたことであった。講義た次刻に印象を与へられた。今迄きいたことのない研究法である(講義の始まる前に共通に感じた聖句1節づつを順序に暗誦せしめられた。僕は太18章14節かくの如くこの小さきものの一人の亡ぶるは天に在ます爾等が父の御意にあらず、を暗誦した)

罪を責むる時は先生の炯炯たるくぼめる眼光 は我が五臓をも貫くが如く思はれ 神の恩恵 を語らるるときは莞爾たる温容恰も春風に吹 かれしが如き思あり 講義は約1時間にして 終った

新来者は別室に居て少し待てといはれた 今日の新来者は10名である まつこと10数分にして先生は来られた 各々名刺を出した 先生は之を見て学生には何校と問はれた 僕には今回初めて神のことをきくかといわれたから僕は10年来聖書の研究を読むでいることと (即ち1号からよむで居ること) 10年の軍隊生活を終って一高に勉学してることを答へた 先生がまた教会に入っているかと問はれたからバプテスト教会に属してることを答へた 1名宛きき取って然る後一同に注意を与へられた

- 1、先生は僕らに向って義務を要求せられないこと
- 2、忍耐を以て少なくも2年なり3年なり継続して来るべきこと
- 3、会員一同はただ講義をきく計りでなく相 互の間に親睦と親切を尽し各々ブラザー フッドには入ること
- 4、出来る丈けのコントリビューションをな すべきこと つまり個人を殺して他の為

に尽すといふ事を茲で学ぶべきこと 右の注意終って帰って来た 今日は実にうれ しき日であった

【注】

戦争:日露戦争

鈴木君:鈴木錠之助 浅見君:浅見審三

大正4年4月27日(曇)

卒業論文完成の記

僕が卒業論文の題目を選んだのは昨年の春で ある、

僕は殉教者がすきだ、旧約の殉教者の中では エレミヤは大好だ、で、僕は彼を論文の題と したのである、

夏休み前に参考書は少しは集めた、が夏休み には何ものをも出来なかった、悲しい事や心 苦しい事計りで夏の日はくれた、3ヶ月の夏 休みは終わった、

新学年になってから論文に取かかった、僕は 毎夜論文の為めに祈った、僕がこの大預言者 を少しにても 多く解することが出来る様に 祈ったのである、即僕の論文は祈禱を以て始 まったのである、

種々なことがあったが然かし4月20日に論文が完成した、予定通りであった、21日に製本した、それから読み直した、25日は中野にもっていって錠さんと松本君に校正してもらった、26日にもう一度読み直して少しく誤字の訂正をした、今日即ち27日午後2時文科大学事務室に提出した、内容は甚だプーアである、思った様にかけなかった

然かし帰宅して神に感謝の祈禱をした かくして余がプーアなるウァークが祈禱を以て始まり祈禱を以て終ったのである、之れからさきの合格不合格は仕方がない、全く天に任せるのだ、僕は僕の与へられた範囲においてベストを尽したと思ふ、

バプテスト神学校より沢山の参考書を借り た、感謝に堪へない、

【注】

錠さん:鈴木錠之助 松本君:松本実三

バプテスト神学校:日本バプテスト神学校

大正4年7月11日(曇 小雨)

クレメント先生を牛込南町に訪問した、御 夫婦大に喜んで迎へてくれた、30分計り話し て柏木に徒歩で往った、

今日は夏休前最終の集りである、今日は聖書 の講義でなく説教である 題は信仰の要素 神、霊魂、罪、永生(来世)

である、強いインプレッションを与へられた、 会後先生からさきに御目出度うといはれた、 南原、星野両君を連れて家に帰った、2時半 に両君が帰った、

僕は直ぐ支度して柏木に内村先生を訪問して 改めて卒業の御礼を申上げ且つ9月から就職 の事をも報告した、先生は非常の喜を以て祝 しくだされた、今回の卒業生中特に僕を賞め て祝してくだされた、奥様も同様、僕は中野 に往って見せる積りで卒業証書を持参したが 先生に御目にかける気はないから玄関に置い た、それを祐之さんが見つけて御母さんにい って是非見たいとの事で御覧にいれた、

九月後の就職に就ても先生は大に喜んでくだされた 而して二、三の注意を与へてくだされた、

- 1、ベストを尽くすこと
- 2、宣教師が本国へ報告する材料エバとならぬ様注意すること
- 3、相当の待遇を受くること

1時間半計り御話した、例によりて又た又た 戦争談をして僕が実戦の悲惨を申上げた、先 生は大に興奮せられた、

午後8時に教会についた、遊佐君のジョンハ

ツスの話しである 集りがとぢてから渡部牧師は僕に此次ぎの日曜の礼拝説教をせよと命じた、

【注】

クレメント先生: Ernest Wilson Clement

南原君:南原 繁星野君:星野鉄男 星野君:星野鉄男 教会:四谷浸礼教会 渡部牧師:渡部 元

昭和20年1月27日(金)晴

12時半および2時半頃と昨夜は3回警戒警報 ありたるも数10分にて解除せり 6時半頃起 床 7時朝食 団服にて登校 創立記念日に 付き会議室に於いて職員早天祈禱会 全学院 の職員20名出席 余司会奨励を与へたり 時迄かかる 直ちに大講堂にて創立記念式 清水教頭司会プログラム通り 出席生徒は航 専は勤労動員全員欠 工業学校は10数名出席 中学部は2年生3学級、第1年生全部出席 10時開式 本日**過日配給すべき汁粉の残 りを配給せり 博物室に於いて火を囲んで職 員たちと雑談せり 11時より白山校長宅に於 いて市内基督教主義学校校長教頭会議 山手 都留、森田 成美大竹、大塚 共立神保 捜 真岡本 関東白山、相川、坂田、清水出席 携帯の弁当を共にし懇談せり 中学より汁粉 と甘藷を提供せり 白山校長よりみかん、汁、 薯菓子等を提供 和気あいあい 共通事項の 件懇談せり 2時前警戒警報発令暫くして散 会せり 次いで空襲警報5編隊帝都に来襲 余は中学部に居り関係職員等と防護に当り3 時少し過ぎ空襲警報解除 3時半頃警戒警報 解除 暫く事務をとり 4 時15分頃帰宅 6 時 頃夕食 8時少し前就寝 11時25分警戒警報 11時55分解除

【注】

航專:航空專門学校

昭和20年3月28日(水)快晴

午前6時頃起床 山羊の世話 朝食一日一生 祈禱 捜真女学校卒業式 9時少し前着 9 時卒業式 工場よりも全生徒出席 来賓なき も父兄約50名出席 11時頃終了 それより新 館に設けたる茶菓(茶とみかんのみ)12時少 し過ぎ警戒警報 (1機) 間もなく解除 大講 堂に於て卒業生と職員と携帯の弁当を以て会 食 余一場の挨拶を述べ卒業生の学校に寄付 金あるを以て謝辞を述ぶ 記念写真をとり余 は中座して帰へる 学院に2時少し過ぎ海老 塚君に博物室に於てあふ 3時少し過帰宅 K中尉夫人来訪しあり面会せり 約1時間 話してかへる 中村**君余の招きにより来 宅 明日田村町教会に飯田君と共に疎開家具 引取り作業の為め出張を命ぜり 夕方N氏 来訪 明日頃出発呉に至り新任務に就くとの こと 子息のことを依頼してかへる 今早朝 友井君来訪 明日教会の荷物のことに付依頼 J来宅 午後H氏より電話ありたり 9時 報道をきいて就寝

【注】

山羊の世話:山羊を一頭飼育搾乳 一日一生:内村鑑三著「一日一生」を読む

友井君:芝田村町教会牧師 友井楨

昭和20年5月29日(火)晴れ

起床 朝食一日一生祈禱例の通り 学礼は国 民儀礼の後勅語勅諭奉唱 終て今朝は警報あ るを以て講堂の礼拝は止め 余再び号令台に 上り 聖句「我は甦なり生命なり我を信ずる ものは死ぬとも生きん 凡そ生きて我を信ず るものは 永遠に死なざるべし」を余の音頭 にて誦せしむ 敵編隊北上中なりとの情報

(ラヂオにて) ありたるを以って空襲少し前 あたり 直に予定の待避所に待避せしむ 即 ち第1学年1組は第1待避所(4号室下の地 下室) 第2号待避所には2組 第3号 (博物 室下地下室)には第3組 第4号(横穴)は 4組 第5号には5組を待避せしめたり 暫 くして5分以内に帰へり得る宅には直ちに帰 宅せしむ 而して人員を検査したるに大体各 組20名内外なり 危険の状況なるを以って第 1号第2号は第3号待避所に合併せしむ 暫 くして大編隊次から次ぎと焼夷弾落下 火災 四方に起こる 遂に学院の上にも驟雨の如く 降下 広き校庭火の海と化し黒烟更に強し 天日為に暗く 本日は太陽輝きあるも暗くな れり 新校舎に落下燃え上がる 木造建物は 望みなきを以て本館を死守する決心をなし 余は**本館第1階に至り 新館の様子を見 る為に扉を残して新館に向かいたるに既に火 に包まれて居り 突風余の顔面を襲う 余は 直ちに引かへして扉を外にひらき辛うじて本 館内に復帰せり 顔面に火傷を負ひたり そ れより生徒を指揮して貯水槽より水をバケツ に**移し扉に注水せしむ 水尽きたるを以 て都竹教員指揮官として1年生本館前の貯水 槽よりズックのバケツにて貯水槽に移し** *注水す 扉外へひらかんとする故 紐を以 って之を内に引張りたり 此方大丈夫と見当 つきたるを以て余は第一屋内体操場に火が移 りたる故 物象教室に至りズックバケツに水 を入れて持参し窓際の**手すりをぬらして 引火を防ぎたり 松村教員来り手伝う 木造 建物全部燃えたり 第一屋内体操場には食糧 営団の米約1000俵あり之を守ることは重大な る任務なるに 如何せん力及ばず遂に米を焼 くに至りたり 木造全部鳥有に帰せり 11時 頃迄に大体火勢衰へたり 横浜市の中心部全 部火の海と化せり *頃下火となりたるを以 て福本使丁余の宅を見舞に赴き序に余の昼食 を持参せり 山本太郎家全焼 家族は学院に 避なん 白山家同様 大島家同様 遠藤家も

同様なり 中学部は保有米を以て炊事をなし て職員及び家族に提供せり 町の避難民何千 人なるや 校庭**** 第一屋内体操場の 米の***学院生徒を使用 都竹教員をして 指揮 ポンプにて消火に努めしめ可なり焼失 を防ぎたり 伊澤教員は自分の家焼失したる も学院の消火に最善を尽したり 中居京君古 賀君も全焼せり 島津君も全焼せり 門衛の 飯田君及 中村助教 吉田会計も全焼せり 夕食の炊き出しを食したるの后家に帰へる 死屍累々たり 宅に避難せるはS家家族一 同(夫人及び2児)青山寮全員即ち阿部、香 川両姉、及び寮生5名 三崎より本日来れる Eの父上、Y君及び母上、J子及びA子、H 夫人及び子供、S氏一家即ち夫人及び4児等 合計30名に垂んとす 俊子炊さんに多忙を極 はむ 電燈と水道を断たれたるを以て甚だ不 便を極む 余は帰宅一同の健在を見て再び学 院に来たる 学院第1階は陸軍衛生隊の救護 所になり大活動をなせり Y、Sの両嬢火傷 担架にて学院に運び診療を受く 両嬢を医 務室寝台に臥床せしむ 都竹君生徒を指揮し て八木家全焼のあとの防空壕より寝具その他 を掘り出して運び来り**せり 山本家を部 長室に 海老塚家 (全焼) 祖父上及び子供達 を第一応接室に伊澤家は地下室にその他警備 室宿直室等第二階は避難民に提供 村田教務 主任宅健在 村田君教頭来たりたる后指揮を 取り大いに活動す 用意周到、指揮適確 大 いに其の才能を認めたり 余は今夜帰宅して 眠むる

横浜は一挙にして一大焦土と化せり 学院は 航専の本校舎2階は焼け、第1階と3室の地 下室助かり木造全部焼失 中学部は本館は完 全には助かり木造全部焼失せり

【注】

国民儀礼:宮城遥拝

勅語:青少年ニ賜リタル勅語

勅諭:軍人勅諭

大編隊:B29爆撃機500機、P51戦闘機100機

計600機

青山寮:関東学院の学生寮 阿部、香川両姉:寮の舎監 俊子:坂田トシ(祐の妻)

昭和20年6月7日(木)雨

5時起床 防空壕に現在人員退避出来るよう (計8名)整頓 7時少し前朝食一日一生祈 禱例の通り 朝食後に作業を継ぞく 完了し て着衣 学院に至る 今朝疲労を感じたるも 中学部教頭室に於いて職員会議 聖書朗読 (一粒の麦の聖句) 清水教頭感謝 会議終わ り中庭に於いて本日召集の生徒を集め点呼1 年生約250名 上級残留生徒約20名出席 国 民儀礼前に雨降り始めたるを以って小講堂に 入れて国民儀礼 終わり礼拝 余司会 ロマ 書第5章の始めの方を朗読 祈禱の後、奨励 を与えたり 最初に先日の空襲に敢闘して本 校舎を守り得たる感謝の辞を述べたり 生徒 の父兄S氏出席 終わり余の所に来たり今 朝の話に対し謝辞を述べたり 同氏も焼け出 されたり 上級生を残し講堂の整頓をなさし め1年生は直ちに帰宅せしむ 安藤寿々代教 員ピヤノを送り来たり生徒をして之を小講堂 に入れしむ 保坂かんとくし来たりけり 余 は余の寝台を第1応接室より余の部長室に移 せり福本相手に、片山教授家族同伴 本日敦 賀に帰任するに付き挨拶に来訪 餞別金20を 贈る 三崎に於いて使用したる毛布1枚を伊 澤君に1枚を海老塚君に贈りたり 10時頃警 戒警報発令ありたり 古賀教授自転車にて正 門内のマンホールに突入はね返へり大負傷を 眉字に負いたり 夫人を呼び手当てせり 昼 食は博物室に於いて結び2個 航専室に於い て栄養食1人分を食せり 中居京君、宅に夫 人と共に立ちより昼食(携帯弁当)の後 余 の室を訪ね懇談せり 夫人の弟君の所 (久ケ 原)より通勤のことにせり 大島君病気の為、

数日間欠勤する旨夫人来校届け出たり 3時少し過ぎ帰宅 H教員3時過ぎ来訪 空襲の際I嬢爆死の状況報告 責任辞職の意を述べたり 余は其の適当なる引率を賞揚し辞意を留まらせ大いに懇談激励せり

【注】

三崎:三崎寄宿舎

H 教員: 捜真女学校教員

昭和20年8月15日(水)晴 夜明け方少しく雨

5時の報道をきいて起床 警戒警報直ちに空 襲警報 艦上機飛来 空中戦ありたり 解除 登校 八木君礼拝司会 本日は作業校内に於 いて (1組と上級生) なさしむ

昼食は携帯の弁当 12時少し前中庭に集合 学院捜真関係者全部登校せり 及び近所の町 民2、30名加わり 国民儀礼の後ラヂオの前に 整列 12時をまつ 12時になり**の玉音に より大詔を宣わせ給う旨放送 やがて君が代 吹奏終わり 聖上陛下の玉音を拝し一同恐懼 感激、感極まりて熱涙の泪で最敬礼。次いで 内閣の告諭(鈴木首相)あり 其の関連の情 報報道 終わりて関東捜真の職員生徒を講堂 に集め 余講話をなし一同に新たなる決心覚 悟を促し 大御心に副い奉るよう話せり 時 に1時5分前也 2時より鈴木首相の大詔を 拝してと題して御話ある報道ありしが 都合 により7時の報道後に変更せり 4時頃帰宅 5時少し過ぎに夕食 7時報道をきく ラヂ オ低調になり、きき悪くなれり 続いて首相 の講話あり拝聴せり 8時少し過ぎ就床

【注】

大詔:終戦の詔書

昭和20年8月25日(土)時々雨

5時及び6時の報道をきいて起床 7時前に 朝食 一日一生祈禱例の通り 7時頃米機少数の編隊にて低空飛行 今朝雨少しく降り もやかかり はっきりせざるも感無量なり **の大御心を忖度申上げ 俊子声をあげて 泣く 余も暗涙に咽ぶ 8時少し過ぎ登校 1年3年は昨日県庁に至り ニューグランド 付近の建物を宿舎にするする為に片付け清掃 本日は4年と2年とを増加することにせり 礼拝は余司会し「汝の敵を愛せよ」の聖句を 引用して激励せり

電車の都合にて西村君と教頭遅く登校 教頭 と助手のこと及び秋葉君の報償金取り扱いの ことに付き相談せり 10時40分頃能野君と共 に昼食 終わりて懇談中古賀君来る帰る 古 賀君今朝 向かいの平沼氏と共に村田重蔵氏 訪問 戦災土地買い入れすることに付き第1 回の交渉をなせり 午後1時過ぎ余は渡辺房 吉博士(去る13日永眠のこと昨日の朝日新聞 の広告にて見たるを以って) 邸を訪問 夫人 と会い弔問し それより徒歩にて山下町スタ ンダード建物に至り 学院生徒の後片付け作 業を視る 清水教頭、村田、山本の職員及び 其の他の建物にて八木君、西村君等に会い 一同非常なる骨折りを以って連合軍の宿舎の 為に働き居るを見てかへる徒歩にて 4時少 し前学院にかへり海老塚君に会い5時前に帰 宅 夕食6時頃 本日Yさんの快復祝いと 俊子の誕生日との祝いとをかねて赤飯のご馳 走なり 一同楽しくおいしく頂く 八木君は 作業の生徒達と帰宅せり 9時の報道をきい て就寝 夕食後相川君、古賀君来訪 高商部 のコンクリート校舎雨水侵入のため使用出来 ざるに付き縷々相談 当分中学に止まること にせり 台風のため連合軍進駐は48時間順々 延期の報ラヂオにて報道ありたり

【注】

報償金:勤労動員の報償

渡辺房吉博士:神奈川県医師会長

昭和20年11月20日(火)晴

早朝作業中古賀君来訪 中島大佐よりのたより昨夜来たり 海軍の建物学院に決定したる由の通知を報告 歓喜に溢れたり

朝食一日一生祈禱 学院礼拝は八木君 横須 賀ゆき 白山君、相川君、古賀君と同道 最 初に公郷に中島大佐を訪問11時少し過ぎ、外 出中なり 夫人電話にて大佐に通知 12時頃 帰宅 一同弁当を喫す 夫人心尽くしの御手 製のパン及びみかんを頂く 1時頃まで話せ り それより追浜に至り 技術廠を訪問 途 中にて廠長多田力三海軍中将にあい御礼の挨 拶をなし 事務所に至り石原大佐にあい御礼 を述べ それより養成所に至り総務部長() 少将にあい挨拶をなしたり 主事伊藤氏の案 内にて建物全部を巡視せり 守衛所に於いて 学院の為に守衛4名を早速傭入し 建物及び 物品の管理を厳しくするよう依願せり 4時 頃帰途につく 追浜駅にて中島大佐と別れ南 太田下車 古賀、相川両君とかえる 白山君 は学院に至る 帰宅夕食 9時過ぎ迄青写真 を見 建物の坪数測量 約9千5百坪の広大 なるもの也 10時のニウスをきき眠る

【注】

海軍の建物:海軍航空技術廠工員養成所

自山君:白山源三郎 相川君:相川高秋 古賀君:古賀武夫

中島大佐:海軍大佐中島一郎 (施設監督官)

昭和20年12月3日(月)

早天祈禱会 八木君司会せり 礼拝は余司会せり 終り白山君と本日の理事会に提案すべ

き専門校のこと 経済専門学校を新設するこ となど相談せり 渡部元氏松本より上浜 相 川君の宅に泊まり今朝早く来校理事会に出席 理事会は10時開会の予定が30分以上おそく開 会せり 来会者千葉、菅谷、渡部、安藤、熊 野、岡本、清水、古賀、白山、坂田の10理事 相川、遠藤の両君計12名 12時少し過ぎ終り 用意の昼食を共に1時出発 追浜の新校舎視 察同行者千葉、菅谷、熊野、清水、安藤、 白山、岡本及坂田の8理事 2時少し過ぎ着 各々建物を視察せり伊藤主事案内しくれたり 総務部長の命なりと称し数人の工員らしき人 物品を運び居たり 持出さるる恐なきやう伊 藤主事にお願してかへる 4時頃金沢八景よ り乗車帰へる 白山君と共に学院に立よる 進駐軍将校の学院視察は午後になり捜真の授 業を視て好感を以って帰へり (他日中学を視 るとのこと) たる由 5時少し過帰宅 6時 ごろ夕食 今夜は電気あり明かるく食事せり 7時のニウスに戦争犯罪人大物沢山の氏名発 表ありたり 8時ごろ又停電に付臥床

				3 32 3 3,500
月		Я		73 0.5/100 x
れたいいうかのまでがわるとうしているからいい	時(ね)アルトソクアのとろしゃくろれりとけいまっていりとしていうらいちょうリアをいるる	サフキグラーはこうが他はようえる、私の人の	所不在以後也的人也是相名。你一天口的人的人的人的人的人的人们是我们的人们是相名。你一天口的人的人的人们是我们的人们是我们的人们的一个人的人们的人们的人们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们	

坂田祐日記 1945年 (昭20) 5月29日 (部分)

思いつくままに

──「坂田祐日記英語篇」読解に携わって──

佐々木 晃

はじめに

1898(明31)年に始まり、没年1969年で終わる65冊の坂田祐日記の原本が現在関東学院歴史資料室に保管されている。数冊を除いて他の大部分は複写されて「キリスト教と文化研究所」が保管している。その他、坂田記念館が1990(平成2)年三春台に竣工、開館されて以来、今日まで常設展示資料として一般に公開して来たものの中に約40冊の手帳式の日記帳がある。'Kyo Bun Kwan Vest = Pocket Diary and Daily Reminder for ()'と印刷された革表紙のポケットダイアリーである。

この約40冊全てが日記であるかどうか現時 点では判断できないまま、とりあえず一時研 究所に移し、原本(資料室保管)或いは複写 (研究室保管)と照合し、もし日記であれば、 年号的に重複しているか否かを確認してい る。但し、その内1916年、17年の2冊は英語 で書かれていて、明らかに日記であることが 判明している。何故かこの2冊の他に上述65冊の原本中2冊、1919、20年の日記も英文で 書かれている。本稿では坂田祐によって書かれたこの4冊の英文日記を順次公開し、今後 の坂田祐研究の資料の一端として提供する事 を目的の一つとし、試みに今回その一部を本 号に発表する。

さて、資料室に保管されている坂田祐日記の第1冊目が書かれた1898年は18歳の少年坂田(当時中村姓)祐が足尾を後に上京し、20歳で陸軍教導団騎兵科に入団した年である。昨年度研究所が「坂田祐資料特別研究チーム」を新たに発足させ、今回本格的に坂田祐研究プロジェクトを立ち上げることになっ

て、英文坂田祐日記が公開される段階に到った。最初に取り上げるのは1919(大正8)年に記されたものである。日記の原本は言うまでも無く全て手書きであり、それだけに判読は極めて困難であった。今、ようやく一冊を判読、参考のために日本語に翻訳し終わったところである。1919年は中学関東学院が横浜三春台に呱々の声をあげた学院にとって記念すべき年である。ここから着手したのも筆者の心のどこかに秘められた動機であるとも言える。私立中学関東学院が設立披露の記念会を挙げたのは1919年1月27日であった。坂田祐41歳であった。

紙面の関係上、本稿で扱った英文及びその和訳の殆どは小見出しにかかわりのある部分の抜粋であることを予め諒解の上で読んで欲しい。1919年の日記全文の英語と筆者が付けた日本語訳は、研究所に保管されている。

§ 1 中学関東学院設立

「学校創立の責任を全うすべく第一になすべき事は、土地を選定する事であった。方々を探したがなかなか見つからなかった。ついに市の中央に、最も適当な土地が与えられた事は幸いであった。それは現在の三春台の高地である。かつて陸軍連隊区司令部のあったところ、兵隊山と呼ばれていた。陸軍省の管轄から神奈川県の所管に移っていた。当時の県知事は有吉忠一であった。その好意によって比較的廉価に払い下げを得る事が出来た。(中略)時は大正7(1918)年の6月であって、

(中略) 時は大正7 (1918) 年の6月であった。人殺しを稽古する道場の兵隊山が、日露戦争で金鵄勲章を受けた予備軍人を校長とす

研究ノート

るキリスト教精神の学校の敷地となり、人を 殺すのではなく、人を生かす福音を教える平 和の殿堂と変わるとは、実に奇しい摂理であ った。(坂田祐著《恩寵の生涯》より。以下 同書を《恩寵》と略す。)

§ 2 神奈川県知事有吉忠一と坂田祐

大正八年一月八日神奈川県知事より『私立 中学関東学院』の設立が認可された。設立者 C.B. テンネー、生徒定員六百名。次いで一 月二十五日、坂田祐を学院長に任命する事が 認可された。創立の申請に対して官庁の認可 があったので、これを県下に公表しなければ ならない。生徒を送ってもらうためには少な くとも横浜市内の各小学校には知ってもらわ なければならない。有吉知事の懇切なる指示 により、創立の披露会を開催することにした。 県当局、市内小学校長は勿論、教育関係者に 案内状を出した。時は大正八年一月二十七日 の午後、会場は横浜開港記念会館。来会者約 三百名、学院からテンネー理事長以下理事な らびに教職員、県から有吉知事、市から久保 田市長代理吉田助役が出席した。テンネー理 事長は設立者として挨拶し、わたしは学院長 として、キリスト教を根底とする学校教育の 必要を力説した。有吉知事の祝辞は懇切周到、 大いに感奮興起させられた。(《恩寵》)

神奈川県知事有吉忠一に関して坂田日記に次のように記されている。

April 21 MON. fine

K.G. On the way back <u>paid a visit Governor</u>

Ariyoshi who was going to become Hyogoken governor. Came back at 4 : 30.

4月21日(月)晴

関東学院。帰宅途中<u>兵庫</u>県知事に赴任する有 吉知事を訪問し、4時半帰宅。

February 26 SAT. fine windy

After that went to Yokohama station to see Governor Ariyoshi off. At11: 30came back to K.G.

4月26日(土)晴、風強し その後で<u>有吉知事を見送るために横浜駅へ行</u> く。11時30分学院へ戻る。

50年後即ち1969 (昭和44) 年11月に関東学院創立50周年記念式典が、発祥の地三春台校で行われた。既に92歳を超えられた坂田はグレセット講堂のステージに立ち挨拶を述べた。(同年12月16日没)

「今より五十年前、一九一九年一月二十七日、横浜開港記念会館において設立の披露会を催しました。当日は寒さ甚だしく、雪が降りました。県から、有吉知事が臨席され、『将来の商業都市横浜に最も必要な健全な商業道徳を身につけた商人が、キリスト教に基づいた人間教育をする関東学院から生み出される事に大きな期待をかけています』と、懇切到れり尽くせりの祝辞が述べられ、一同感激いたしました。」(《恩寵》)

§ 3 創立披露会とその準備

「私立中学関東学院創立に対する官庁の認可が下りたのでこれを県下に発表しなければならない。少なくとも横浜市内の小学校に知って貰わねばならない。」有吉忠一知事の懇切な指示によって創立の宣言、披露会を行うことが決められた。創立披露会を目前に控えて、知事の指示に従って市内の小学校校長をはじめ、県、市、教育関係要人訪問、案内状の発送等、準備に精力的に携わる様子が端的に記されている日記を紹介しよう。

(註) 以下英文中 K. GはKanto Gakuin 関東学院、T. K. はTokyo Gakuin 東京学院を表わす。

January 17 FRI. very fine

Recently <u>very busy for preparation for the</u> opening of K.G.

1月17日(金)快晴 最近関東学院開校の準備で非常に忙しい。

January 20 MON cloudy

T.G. $8 \sim 5$. Was busy for sending invitation to the announcing meeting of K.G.

1月20日 (月) 曇

8時~5時 東京学院。<u>関東学院設立披露会</u> への招待状発送で多忙。

January 21 TUES. fine but cold T.G.. 8 ~2. Busy for dispatching of invitation.

1月21日 (火) 晴なれど寒し 朝8時から午後2時まで東京学院。<u>設立披露会招待状発送</u>で多忙。

January 22 WED. fine but cold

T.G.. 9 \sim Busy for sending the greetings (K.G.) Came back at 5 : 30. While I was out Mrs. Nambara called. Hoshino also called in the afternoon.

1月22日(水) 晴なれど寒し 関東学院設立挨拶状発送で忙しかった。 午後 5時半帰宅。留守中午後南原夫人, 星野来訪。

January 24 FRI. cloudy
T.G. 8 ~ 5 Made preparations

T.G. $8 \sim 5$ Made preparation for the announcing meeting of K.G.

1月24日 (金) 曇

関東学院設立披露会のための準備。

January 25 SAT. rainy

In the morning went to Soshin. Led the chapel and made a speech. After that giving no lesson went to Kencho and Shiyaku Sho.

1月25日 (土) 雨

午前中捜真(捜真女学校)へ。礼拝の説教。 礼拝後授業が無かったので<u>県庁と市役所へ赴</u> き~

(註) 既に坂田は捜真女学校で倫理の授業を していた。

さて、創立披露会当日の坂田祐は日記にどのように書いているのだろうか。1月27日を開いて、読んでみよう。

January 27 MON. cloudy

At 12:30 got to Yokohama Memorial Hall. At 3. an announcing meeting was held (Kanto Gakuin). It was closed at 6. After refreshment came back at 8.

27日 (月) 曇

12時30分横浜開港記念会館着。 3 時関東学院 創立披露会開会。 6 時終了。茶話会の後、 8 時帰宅。

会場到着から帰宅まで原文では僅か4行である。念のため原資料に当たってみたが1919年の日本語で書かれた日記は見当たらなかった。

§ 4 仮校舎建築に着手 上棟式

入学式まで2ヶ月、12,000坪の兵隊山校地 に校舎は未だ無い。直ちに仮校舎の建設を始 めなければならない。2月20日に仮校舎の棟 上が行われたと日記に書いてある。

February 20 THU. fine

In the morning went to T.G. and at 10 left there for Yokohama with Takada and Utsumi. At 1:20 Muneage (or Teisoshiki) was held on the Heitaiyama. After that went round the neighbourhood to look for house and at 5 got a restaurant for supper with T.U.Tak. Came back at 8 p.m.

2月20日 (木) 晴

午前中東京学院。10時高田と内海を連れて横

浜へ。午後1時20分兵隊山で棟上(定礎式) が行われた。そのあと、付近を歩き回って適 当な家を物色した。5時レストランで一緒に 食事をした。午後8時帰宅。

§ 5 引越し

March 6 THUS. fine a.m. cloudy p.m.

Sent out the Nimotsu by 2 bashas and 2

tegurumas. Chiye and all family left at
about10:30. I went to T.G.. and lunched

3月6日(木)午前中晴、午後曇 荷物を馬車2台と手車2台とで運んだ。知恵 と家族全員10時30分家を出た。 会は東京学院 へ赴きそこで昼食。午後2時半 K.G.S. へ。

there. In the afternoon at 2:30K.G.S.

(註) 開校に備えて坂田は東京から横浜へ住居を移す必要を感じて、適当な住居を物色中だったが、下記住所に移転が決まって引越しをした。

住居移転先

横浜市神奈川区柳町1109

March 7 FRI. fine

Arranged things all day . Uncle Sugawara and Kinsaku helped all day. Uncle Sugawara stayed two nights..

3月7日(金)晴

終日荷物整理。菅原のおじさんと金作が一日 中手伝ってくれた。前者は2日間泊まり通し。

March 8 SAT, fine

Arranged things all day. After school (Soshin) Uncle Sugawara returned. Tsuto stayed. Takada and Utsumi moved here (near our house) from Tokyo. Wakamatsu helped. They lunched and supped. After supper I visited their new house.

3月8日(土)晴

今日も終日荷物整理。捜真が終わって帰宅し、 菅原のおじさんが帰った。 伝 (つとう) はま だ居る。高田と内海が東京からここへ (我が家の近くに) 引っ越して来た。若松が手伝ってくれた。彼らに昼食と夕食を出した。夕食後内海と高田の新しい家を見に行った。

§ 6 生徒募集のため市内小学校訪問

March 20 THUS. fine

In the morning Soshin gave an examination. After that visited primary schools and got back at12. Mr. Ishikawa came and lunched with Utsumi and I. In the afternoon Mr. Takada came back from Tokyo. After that Ishikawa, Utsumi and I went to Heitaiyama to show it to Ishikawa and came back at5. Ishikawa returned soon. In the evening Takada & Utsumi called.

3月20日 (木) 晴

午前中捜真で試験を行った後、<u>市内の小学校</u> <u>廻り</u>をして12時帰宅。石川が来て、内海と余と共に昼食。兵隊山に案内し、学校を見せた。 夜高田と内海来訪。

March 21 FRI. windy but fine

In the morning visited primary schools and came back at 12:30. In the afternoon went to Tokyo and attended the farewell meeting at T.G.. Came back at 9 with T & U.

(註)英文中TはTakada(高田運吉教頭)、

UはUtsumi(内海教員)の略 3月21日(金)強風、晴 午前中今日も市内小学校訪問して12時半帰 宅。午後東京に行き東京学院で送別会に出席 した。高田と内海と一緒に9時帰宅。

March 24 MON. rainy

In the morning and afternoon visited primary schools.

3月24日 (月) 雨

午前、午後小学校訪問。

§ 7 入学試験·合格発表·身体検査·入学式 《試験》

April 4 FRI. fine

Went to K.G. in the morning early and gave entrance examination. Came back at 7 in the evening.

4月4日 (金) 晴

入学試験のため朝早く関東学院。7時帰宅。

April 5 SAT. fine a while in later rain Went to K.G. in the morning early and gave entrance examination. Came back at 7 in the evening.

4月5日(土) しばらく晴、後雨 入学試験のため朝早く関東学院。7時帰宅。

April 7 MON. cloudy

In the morning went to K.G. <u>Announcement of the boys who passed the examinations</u>
《発表》

4月7日 (月) 曇

午前中関東学院へ。入学試験合格発表。

《身体検査》

April 8 TUES, fine

Went to school. <u>Had physical examinations</u>. <u>Hoshino came and helped</u>. I came back at 6.

4月8日 (水) 晴

学校へ。<u>身体検査。星野来校し身体検査を手</u> 伝ってくれた。 6 時帰宅。

《入学式》

April 9 WED. fine

Nyugaku shiki The opening ceremony was held at 9 a.m. Saw cherry blossoms of Kamonyama on the way back with Takada & Utsumi, Sasaki and Yatsushiro. Had a prayer meeting for tasks at home at 4 with Takada & Utsumi and Sasaki. Supped to-

gether. In the evening Nagasawa called. 4月9日 (水) 晴

午前9時入学式挙行。高田、内海、佐々木、 八代等と掃部山の桜を見ながら帰って来た。 家について、4時彼らと共に学校のために祈 禱会をして、夕食。夜、永沢来訪。

§ 8 「予備召集」

日露戦争から凱旋した坂田は現役軍人から 離れ、予備役軍人となった。予備役軍人は在 郷軍人とも呼ばれていた。在郷軍人は国策上 の判断で時々「臨時召集」という召集令状を 受け、指定の連隊に出頭して再訓練・再教育 を受ける義務があった。これを「教育召集」 とも呼んでいた。

当時退役後も予備役軍人に対して、定期的に身上調査が実施されていたと思われる。予備軍の動向を把握し、万一動員の必要の生じた時のためだろうか。事実1919年の英文日記の前後の日記に彼の属する連隊(宇都宮)司令部から送付された調査書と、それに対する司令官宛本人の回答の写しが書き込まれている。それによると坂田祐の戦時職務は宇都宮連隊区司令官騎兵特務曹長(上級職)の身分で第八師団架橋縱列小隊長と規定されている。1919年には5週間にわたる軍事訓練が行われた。所属連隊である宇都宮に赴いた際の日記を読んでみよう。

April 29 TUES. Fine

K.G. Came back at 2. After lunch at school had a prayer meeting and a farewell for me. Made preparation for Army.

4月29日 (火) 晴

関東学院、昼食後学校で余のために送別の祈 禱会が行われた。夕刻高田、内海、佐々木、 永沢来訪。陸軍入隊の準備をする。

April 30 WED. rain a little K.G. in the morning and came back at 10.

After lunch left home at 11:30. Took the express train at Ueno station and got Utsunomiya and got Yamashita Kwan which Mr. Aogi provided me. Went to bed at 8:20 Cor. A card to Kwanto Gakuin

4月30日(水)小雨

朝関東学院、10時帰宅。昼食後11時30分家を 出て、上野駅で急行列車に乗り、宇都宮着青 木氏が既に(滞在中の宿舎として)手配して くれていた旅館山下館に入り、8時20分就寝。 関東学院宛葉書を出す。

(註) 英文中 Mr.Aogi とあるのは青木氏だ と思う。青木氏は青木義雄で、内村先 生が、かつて、箱根で開かれたキリスト教青年会の夏期学校で、後世への最 大遺物と題して講演された時の聴講者 で、先生の最も愛される弟子の一人と なった。この頃は宇都宮在住の銀行家 だった。坂田が宇都宮の騎兵隊に服務中、同銀行における聖書の集会に出席 したのが縁で、その後親しく交際した 人物。

MAY 1 THUR. fine

Got K.18.at 7:30 in the morning. Shoi, Taii, Tokumu Socho were called. After the commander's address came back at 12. In the afternoon Mr. Aogi called and took bath with me ate supper. At 7 went to the bank and had a meeting. Met there Rev. Ito and $\pm \pi$ (Hijikata). Came back at 9:30 through rain.

5月1日 (木) 晴

朝7時30分 K.18に集合。少尉,大尉、特務曹長が召集された。司令官の挨拶の後12時宿舎へ帰着。午後青木が来て風呂を浴び夕食を食べた。7時銀行で、集会があった。そこで伊藤牧師と土方に会った。雨の中9時半宿舎に帰る。

(註) K.18臨時応召中所属していた騎兵18

連隊の略称だと思う。K は騎兵 Kihei の頭文字か。

MAY 2 FRI. rainy

Went to K.18. And came back at 4. At the hotel met Mr. Fukuda (shichohei shoi) who was called to the barrack 4 years ago with us. Came back at 9.

5月2日 (金) 雨

K18へ行き、4時宿舎へ戻る。ここで4年前の召集の際兵舎で会った福田輜重兵少尉に再会した。

MAY 3 SAT. rainy in the afternoon, was fine but sometimes.

Went to K.18. Came back at 3. Took the 3:20 train and got home at 8. Met Utsumi, Sasaki who called on me.

5月3日(土)雨後午後時々晴

K18へ。午後3時宿舎へ戻る。3時20分の汽車で午後8時帰宅。来訪せる内海と佐々木に会う。

MAY 4 SUN. fine

At home in the afternoon. Took the 4:50 car and got Utsunomiya at 9. and the hotel at 9:20.

5月4日(日)晴

午後在宅。4時50分の汽車で宇都宮9時着。 宿舎に9時20分戻る。

MAY 5 MON. fine

18K. Came back at 3. Hashiba and Yoshikawa called on me at the hotel in the afternoon. In the evening wrote letters and cards.

5月5日(月)晴

18K へ午後3時宿舎に戻る。午後葉柴と芳川宿舎に余を訪ねて来訪。夕刻手紙や葉書を書く。

MAY 6 TUES, fine

18K in the morning. After lunch there came back and took the 1:16 train and got home at about 6 in the evening (via Akabane-Ikebukuro). Takada Utsumi Sasaki called. 5月6日 (火) 晴

午前中18K。昼食後1時16分の汽車で赤羽・ 池袋経由、夕方6時頃帰宅。高田、内海、佐々 木来訪。

MAY 7 WED, fine

K.G. at 8:30 in the morning and had a ceremony for congratulation for Seinen siki of H H the Crown Prince.

(皇太子殿下成年式祝賀) Came back at 12. And dined (with) Takada, Utsumi and Nakai at our house in the afternoon. They called again with Igari and saw me off at the station at 4:40 p.m. Got Utsunomiya at 9. and the hotel at 9:20.

(註) Igari 猪狩は関東学院の事務職員 5月7日(水)晴

午前8時30分関東学院。皇太子殿下成年式祝 賀式を行い、12時帰宅。高田、内海、中居を 家に招いて食事。午後彼らは再度猪狩を連れ て来訪し、4時40分発の列車を駅で見送って くれた。宇都宮9時着、9時20分宿舎着。

MAY. 8 THUR. fine

18K. Came back at 4. In the evening went to the bank and had Bible class. Came back at 10.

5月8日(木)晴

18K。午後4時宿舎に戻る。夕刻4時銀行に 行き、聖書研究会。10時に戻る。

MAY 9 FRI, fine

18K 8 ~ 2. Came back at 4. In the afternoon before supper went to a barber. Went to bed at 8:30

5月9日(金)晴

8時より2時まで18K. 3時宿舎に戻る。夕 食前に散髪屋へ。8時30分就寝。

MAY 17 SAT. fine all day but cloudy in the evening.

18K. Came back at 3:30. In the morning went to Oya with the officers and soldiers on horse back.

5月17日(土)日中晴、夕方曇

18K 3時30分宿舎に戻る。午前中数人の将 校や兵隊たちと馬で大家へ出かけた。

MAY.18 SUN. fine

Went to 18K at 6:30. Kogun took place today. Left at barrack at 7. Got Mashiko at 4 p.m. and stayed there. We Junshikwan stayed Kubo Gofuku ten

5月18日(日)晴

18K午前6時30分集合 本日は行軍実施。 兵舎を 7 時出発益子着午後 4 時。泊。われわ れ准士官は久保呉服店に宿泊。

MAY19 MON, fine

Left Mashiko at 7. Came back to the barrack at 4. Got hotel at 7.

5月19日 (月) 晴

朝7時益子出発。午後4時兵舎へ帰着 7 時 宿舎へ戻る。

MAY 20 TUES. cloudy

18K. At 4:30 entertained by the officers (Genyeki) at Kaikosha. Came back at 7:30. 5月20日 (火) 曇

18K 午後4時30分現役将校たちに偕交社へ 招待され懇親会。7時半宿舎に戻る。

MAY 21 WED. rainy

18K. Came back at 5. In the evening wrote

letters.

5月21日 (水) 雨

18K 午後5時宿舎に帰る。夜は手紙書き。

MAY 23 FRI. very fine

18K. in the morning Shageki. Came back at 3:30. Uchimura Sensei got back at 5:10 with Aogi san. After supper went to the bank where Sen-sei gave a talk. Came back at 9:30.

5月23日 (金) 快晴

午前中18K 射撃演習。宿舎3時30分。内村 先生5時10分青木氏と共に宇都宮着、夕食後 銀行で(内村)先生の講話会。9時30分宿舎。

MAY 24 SAT. fine

At 7:20 in the morning left Utsunomiya by train with U. sensei and got home at 11:20. After lunch went to Kamakura and joined the excursion of K.G. at 2:30 and took the 4:25 train. Got Yokoyhama at 5, and broke out up. Had supper with Takada, Utsumi, Sasaki, and Nakai.

5月24日 (土) 晴

朝7時20分内村先生と宇都宮を汽車で発って 11時20分帰宅。昼食後2時半に鎌倉へ行き、 遠足実施中の学院生の一行に合流、4時25分 の電車で横浜に5時着解散。高田、内海、佐々 木、中居の諸氏と共に夕食をした。

MAY 25 SUN fine

Took 9:30 p.m. train at Ueno. Got Utsunomiya at 11:35. Got hotel after that went to 18K. at 1 a.m. And went on Royei exercise. Stayed that night at xxx.

5月25日(日)晴

上野から午後9時30分の汽車に乗り宇都宮の 宿舎に11時35分着、午前1時18K着、直ち に露営訓練に参加し、**に泊まった。

MAY 26 MON. fine

Yenshu began early in the morning succeeding from yesterday. It finished at 7 a.m. And then came back to the barrack. Came back to the hotel at 12:30.

5月26日 (月) 晴

演習は昨日に引き続き早朝始まった。午前7時に演習終了。それから兵舎に帰り、12時30分宿舎に戻る。

MAY 27 TUES. fine

Kanetsu of reserves. $8 \sim 3$ Came back at 5:40.

5月27日 (火) 晴

予備役軍人の閲兵が午前8時から午後3時まで行われた。5時40分宿舎に戻る。

MAY 31 SAT. fine

18K. Went to Hohei Tai and heard of New cannon (三八式). Came back at 12. After lunch there got back at 2:30. Took the 3:20 train and got home at 8:30. On my way home Captain Motohashi was with me on the same train. Went to bed at 9:30.

5月31日 (土) 晴

18K。歩兵隊に行き、新式小銃(三八式歩兵 銃)について説明を聞く。12時自隊に戻り昼 食、2時30分宿舎に戻る。3時20分の汽車に 乗り8時30分帰宅する。帰宅途中本橋陸軍大 尉が同じ列車に乗り合せ一緒に帰る。9時30 分就寝。

JUNE 1 SUN. fine Last night thundering and lightening heavy raining.

At home till 4:30. The teachers of K.G. called. Left Kanagawa at 5. Got Utsunomiya at 9.

6月1日(日) 晴昨夜は雷、稲妻を伴う豪雨 4時半まで在宅。

関東学院の教員たち来訪。神奈川を5時に出

発し、宇都宮に9時着

JUNE 2 MON. fine

In the morning went to 592 regiment to see MG and IK with the other officers and came back at 11:30. Examined the weight of the body, it was 15,400. It increased 800 匁 in a month. When I got the barrack weighted 14,600. Got back at 3. In the evening supped with 金子良太郎(群馬県吾妻郡),my jusotsu and gave him a book 国漢文辞典

6月2日 (月) 晴

午前中第592連隊へ行き他の将校たちと共に MGと IK を見学し11時30分自隊に戻る。体 重を量ったら15,400だった。入隊した時は14,600だったから、一ヶ月で800匁体重が増えた ことになる。 3 時宿舎に戻る。夕方、余の従 卒金子良太郎(群馬県吾妻郡出身)を夕食に 招き本一冊(国漢文辞典)を贈った。

JUNE 4 WED. Fine cloudy rainy

18K. Today the last day of the 5 weeks. Came back at 3. On the way back called on Major Takamura's house with Captain Nomura. Mr. Aogi called and left the Yamashita Kwan (山下館) at 4. With him called on the bank and then got the station. Took the 5:05 train with Captain Motohashi(?) and Mr. Takahashi. Got home at 9.6月4日(水)晴、曇、雨

18Kへ。5週間の最後の日。3時宿舎に戻る。戻る途中野村陸軍大尉と共に高村陸軍少佐宅を訪問する。青木氏来訪し旅館山下館を4時に引き上げ、彼と共に銀行を訪れて後駅へ向かう。午後5時5分の汽車に本橋大尉、高橋大尉と共に乗車し、午後9時帰宅。

臨時召集期間を終えて。

JUNE 5 THUR. rainy

K.G. in the morning, came back at 12. Slept two hours after lunch.

6月5日 (木) 雨

午前中関東学院。12時帰宅。昼食後2時間昼寝。

JUNE 7 SAT. fine but warm

K.G. 8 ~6. Had tennis matches of teachers after that faculty meeting and then supper all together (Giu-nabe). After supper straight way went to Tokyo and joined a meeting held (at) Mr. Nakada Shingo's. It closed at 11. Went to Nambara, with Hoshino and Nambra and stayed there.

6月7日 (土) 晴、暖かい

8時から午後6時まで関東学院。教員テニス競技会。終了後教員会議。そのあと夕食会全教職員で牛鍋を楽しんだ。食後大至急東京へ向かい、中田信吾宅での集会に出席した。11時集会終了。帰途南原と一緒に星野と南原宅に行き泊まる。

「白雨会日誌」大正8年6月4日(星野鉄 男記)にこう記録されている。

「先に5週間の召集にて宇都宮騎兵隊に入隊せる坂田君、首尾よく、肥え太って色黒くなり帰る。4月より開校せる氏を院長、高田君を教頭とせる関東学院は、益々隆盛に向わる。坂田君の留守中は高田教頭、目のまわるほどの忙しさなりき。(《恩寵》)

§ 9 内村鑑三夏季休養会

AUGUST 4 MON, fine

In the morning went to K.G.. with Ichiro on the way back called on Igari and came home at 11. In the afternoon Nagasawa kun called. In the evening made preparation to go to Nasu Onsen

8月4日 (月) 晴

午前中一郎と一緒に関東学院へ行き、帰りに

猪狩を訪問し11時に帰宅。午後永沢君来訪。 夜、那須温泉行きの準備

(註) 那須温泉 内村鑑三門下が毎年夏1週 間避暑を兼ねて共同生活を送り親睦を 図りながら聖書研究をするのが慣わし であった。名づけて家庭団欒会、休養 会などと呼んでいた。この年は那須温 泉休養会であった。

AUGUST 5 TUES. windy

Left home at 7. Got the 9:10 train at Ueno. Got Kuroiso at 1:20. Arrived at Nasu at 2:20 by automobile. Got Matsu Kawa Ya hotel. There met Kaiho kun. Okata kun and Tagami (from Sannohe) Miss Fujisawa Kuni. Yoshizawa Nao: Tsukamoto Yoshi. U. sensei and Mrs. Got here 2 hours later. 8月5日(火)風強し

朝7時に家を出て、上野発9時10分の汽車に 乗る。黒磯着1時20分。タクシーに乗り那須 着2時20分松川屋ホテル着。ホテルで海保君、 岡田君、(三戸からの) 田上、ミス藤沢くに、 吉沢なお、塚本よし、2時間遅れて内村先生 夫妻に会う。

AUGUST 6 WED. very fine

Studied in the morning two hours or more. In the afternoon Sensei came over to our room and talked till 5 p.m.

8月6日(水)快晴

午前中2時間以上学習。午後(内村)先生われわれの部屋に来られて午後5時まで話す。

(註) 会場よりやや離れたところにある一戸 建ての家(8・6・6畳3)が内村鑑 三の休養のために確保されていた。毎 晩の聖書研究集会はここで行われた。

AUGUST 7 THUR. very fine

In the morning Mrs Sakurai (Chikako) called on Sensei with her two grandsons. At

8 left the hotel for Omaru hot spring with 4 kyoyu (教友) and Sensei. Got there at 10. Lunched there and left there at 1:50 p. m. Got back at 3:20 p.m. In the evening at 7. a meeting was held at Sensei's room as usual. Mrs. Sakurai (Chika) attended with her 2 grand sons.

8月7日 (木) 快晴

午前中櫻井夫人(ちか子)孫2人を連れて先生を訪問。8時ホテルを出て教友4人と先生とで大丸温泉へ。10時温泉着。そこで昼食を食べ、1時50分温泉を後にして3時20分帰着。夜7時例によって先生の部屋で集会。櫻井夫人(ちか)二人の孫と一緒に出席。

AUGUST 8 FRI. rainy

At room all day. In the evening meeting at Sensei's room as usual. Mr. Tsunajima Cho-jiro arrived from Okayama.

8月8日 (金) 雨

一日中在室。夜いつもの通り先生の部屋で集 会。綱島長次郎氏岡山から到着。

AUGUST 9 SAT. Fine, cloudy

In the morning consulted with Mr. Kaiho and made a rule for Kakikyuyokwai. At noon Mr. Kaiho left for home. In the morning took a walk to Electric Power Station with several friends . In the morning Mr. Ishihara, Okawa and Takeuchi arrived. In the afternoon took a walk to the park. In the evening a meeting at Sensei's room. Mr. Fukuma (xxxx) was present.

8月9日(土)晴れのち曇

午前中海保氏と相談して夏季休養会の規則を 拵えた。昼、海保氏帰宅。午前中は数人の友 達と近くの発電所まで散歩をした。午前中に 石原氏、大川、竹内が到着。午後公園まで散 歩。夜先生の部屋で集会。福間氏出席。

AUGUST 10 SUN fine

9 a.m. at Sensei's Chapel and sermon. At noon Mr. Okada returned home. In the afternoon took a walk to (*****) with Sensei. After supper heard Miss Fujisawa speak her present troubling. 7:20 Zadan Kwai. at Sensei's room.

8月10日(日)晴

午前9時先生宅で礼拝、説教先生。昼、岡田氏帰宅。午後先生と***まで散歩。夕食後藤沢女史から彼女が現在経験している問題についての心境を聞く。7時20分から先生の部屋で座談会が開かれた。

AUGUST 11 MON. fine

In the morning had a photograph taken by Ishihara kun with Sensei, Ohashi, Tsunajima, Okawa, Ishii, Takeuchi, Yoshikawa, Mrs Uchimura, Miss Naoko Yoshizawa. In the afternoon Mr. Ishihara returned. Okawa and three others went to Omaru. In the afternoon at 3. went to 高尾温泉 with Sensei and Mr. Ohashi. Came back at 5:30. At 7:30 had a meeting at Sensei's room as usual.

8月11日(月)晴

午前中、先生を囲み大橋、綱島、大川、石井、 竹内、石原、内村夫人、吉沢直子と一緒に写 真を撮る。撮影者石原君。彼は午後帰った。 大川ほか3人は大丸温泉へ。3時高尾温泉へ 先生と大橋氏とで出かける。5時半帰宿。7 時半から例によって先生の部屋で集会。

AUGUST 12 TUES, fine

At 7 in the morning left Nasu with Okawa, Ishii and Takeuchi. Sensei and Mrs. Uchimura came to our room to see us off. Got Kuroiso at 7:30 by jidosha and took 7:50 train. Got Utsunomiya at 9:20 and called on Mr. Aogi at the bank. Lunched together,

met. Mr. xxx (漢字) and also Tagami young man from Stanmore. Took 1:16 train. Got home at 6 p.m.

Saw many letters and cards. 暑中見舞 8月12日(火)晴

朝7時大川、石井、竹内と共に那須を後にする。先生夫妻われわれの部屋に見送りに来てくれる。自動車で黒磯7時半着。7時50分の汽車に乗る。9時20分宇都宮着。青木義雄氏を彼の銀行に訪ね、一緒に昼食を食べ、そこで三戸から参加した田上青年に会う。1時16分の汽車に乗り、午後6時帰宅した。

暑中見舞いのたくさんの手紙、葉書に目を通す。

§ 10 後書き─英文日記に関して思うこと── 一那温泉休養会の日記《恩寵》─の書き出し が興味を惹くのでここに引用する。

「私は今から43年前に、内村先生の夏の休養会が、この地那須温泉で催された事を思い出した

それは大正8年の夏であった。<u>私の日記</u>に 以下の様に書いてある。

『八月五日 午前七時家を出た。昨夜の大風未だ止まないが天気晴朗である。八時十分上野駅に着、待つこと約一時間、九時十分発の汽車に乗る。(中略1)黒磯駅に着いたのは午後一時過ぎであった。駅前の小松屋で自動車に乗った。(中略2)那須温泉場に到着し、旅館松川屋に入った。』(《恩寵》)

繰り返しになるが、上掲英文日記のその日 (August 5 Tues) の日記を日本語訳で読む と次の通りである。文中の下線部と比較して 読んで見よう。

8月5日(火)風強し

朝7時に家を出て、上野発9時10分の汽車に 乗る。黒磯着1時20分。タクシーに乗り那須 着2時20分松川屋ホテル着。

下線部と本稿に引用した同年同日の英文日

記、その和訳とは内容的に一致している。従 ってこの点に関しては「私の日記に以下の様 に書いてある」の」『私の日記』は43年前に 書いた1919年の英文日記を指していると考え ても差し支えない。ところが、(中略1)と、 (中略2) が問題である。紙面の関係で中略 した箇所(1)、(2)をここに挙げられない のが残念だが、(1)では車中の暑さ、自分 の扇子嫌いのため扇子を持参してこなかった 事への後悔、(2)では自動車に乗った時の 感慨等、実に細かく描写されている事に驚か される。この43年前の思い出は、英文でメモ 的に書きとめた日記を読みながら、それに纏 わる思い出を書き足したものなのか、それと も英文日記の他に夏季休養会用の記録があっ てそれを含めて『私の日記』と言っているの かという疑問が生じる。

因みに《恩寵》には「内村先生をめぐって」の章に「那須温泉休養会の日記」とそれより2年前、1917 (大正六)年、御殿場東山荘で開かれた「聖書之研究読者家庭団欒会の日記」の記事が載っている。これも40ページを割いて書かれた坂田日記である。本稿でこれから扱おうと企てている1917年の日記も英文である。恐らく同様の疑問というか、今回と「電どく筆者の想像的結論に到るのではあるまいか。本稿執筆に当たり、しばしば用いた坂田祐唯一の著書《恩寵の生涯》の編者である酒枝善旗氏は御殿場の記事の後に編者註として次のように書いている。

「坂田先生の、(御殿場) 東山荘での集会の 日記を拝読しながら、これは、わが国のキリスト教の歴史にとって、本当に意味深い記事であると思います。何よりも、内村先生のその日その夜の教えと交わりの態度とご様子が生々として、眼に見える様で、本当に感銘深いものを覚えます。この貴重な日記を『待晨』に発表して下さった事に対し坂田先生に心から御礼を申し上げずにいられません」

又、今回の那須温泉休養会の終わりに付せ

られた編者の言葉は、「この『那須温泉休養会日記』によって、内村先生をめぐって生々と展開される信仰の交わりの消息を伝えていただき感謝にたえません。内村先生ご自身の日記は勿論ですが、坂田先生や齋藤宗次郎先生など、文字通り親しく先生の謦咳に接せられた方々の日記その他の思い出の記録は内村先生における信仰の消息を知り、それを通して、我々自身の信仰生活を反省せしめられるための貴重な文献であります。」である。(下線は筆者記入)

8月5日から約1週間毎日の日記の僅か1日分を取り上げたに過ぎないが、実は43年前の夏に行われた内村先生那須温泉休養会の想い出は《恩寵》に(約1ページ分の内村鑑三日記を含めて)16ページにわたって詳細に記されている。たまたま関東学院の教職員親睦旅行が那須温泉で開かれるに当たって、43年前の思い出を当時の自身の日記を辿って書き綴ったものであるに違いない。毎日の行動、時間、参会者の名前と出入り、毎晩内村鑑三の部屋で開かれた聖書講話の内容に到るまでが詳しく記されている。

この二つの編者の感想を読んで気づくのは、「坂田先生の、(御殿場) 東山荘での集会の日記」、「日記その他の思い出の記録」なる表現、用語使いである。

著者が若いときから書いて来た日記や覚書 にもとづく云々は本書序文の中で南原繁が述べた言葉である。又著者坂田自身もその序のなかで、つぎのように述べている。

「数年前、信仰の経路を同じうする親しい 教友、酒枝義旗兄の懇望を断わりかね、『待 晨』誌に、主として、私の信仰のあかしを書 いて、その回数およそ七十回に達した。」

本稿では那須休養会期間中の日記は第一日 目8月5日分だけを取り上げたに過ぎないが 休養会最終日までの日記と《恩寵》中に日記 として紹介されている内容についての比較で 同様の事が言える。 今回日記の中から拾った事柄は中学関東学院創立にまつわる一連の行事、在郷軍人の予備召集期間と那須温泉休養会だった。恐らく、英語で書かれているメモ(覚え書き)以外に日本語で書かれた日記、思い出など関連資料を編者酒枝義旗は編集の助けとして坂田から借り受けて用いたのであろう。問題は、それら日記の他に、日記に基づく付帯的記録のようなものが現存しているか否かが、何故坂田祐70年間の日記のうち、4冊だけが英語で書かれたのかの解明とともに今後の坂田祐資料研究プロジェクトの重要な課題だと思われる。

1919年の坂田祐日記英文篇の判読、和訳は完了して、「キリスト教と文化研究所」に保管されている。

2004年度 資料委員会報告

村 椿 真 理

Report of the Resource and Reference Committee, 2004

Makoto Muratsubaki

目 次

- 1. はじめに
- 2. 旧研究所保管図書の分類作業中間報告
- 3. 資料委員会収集資料報告(2005年2月現在)

1. はじめに

資料委員会は2005年2月現在、5回の定例委員会、ならびに本年度も夏季に4回にわたる大学図書館内資料調査作業を行い、旧「関東学院大学・日本プロテスタント史研究所」以来の散在している資料の調査、また旧「関東学院大学・日本プロテスタント史研究所」(以下、旧研究所と略す)保管図書の分類整理、今なお埋もれている日本に関係するバプテスト史関連資料、関東学院史関連資料他などの発掘収集調査を行った。以下は保管図書整理と、今年度の活動により収集された特筆すべき資料を紹介し、2004年度の活動報告とする。

2. 旧研究所保管図書の分類作業報告

昨年度までの旧研究所、未整理図書分類作業を今年度も継続して行った。千数百冊に及ぶ和洋書文献の分類整理は、現段階でようやく全体の半分が整理され記録されたことになる。図書館の未整理寄贈図書の保管所には旧

研究所の資料の他にもアメリカン・バプテス ト事務所からの寄贈書なども多くあり、それ らも今後調査して行く検討を始めている。価 値があまり認められないような資料の中に、 極めて重要な散逸しては絶対にこまる宣教師 会リポート類が含まれていたりするからであ る。それらは図書館から持ち出されることは ないので、現時点で問題はないが、研究のた めに借り出すことも現況下ではできないこと となっている。旧研究所の貴重資料にも同じ 問題があるが、調査終了時点で、保管されて きた古資料の保管、研究のための貸し出しの 方法など含めて、大学図書館と協議をしてい きたいと考えている。旧研究所の資料に関し ては可能ならば次年度にはすべての作業を完 了し、更なる資料調査の課題に向かいたいと 協議している。

3. 資料委員会収集資料報告(2005年2月現在)

委員会が今年度入手した資料文献は以下の 通り(以下は和書洋書の順に、入手した順に 記載)。

1) 『路加伝福音書 使徒行伝』元合本 Robert Morrison 訳 道光25. 1845年 英番聖書公会蔵版 London printed by W. Watts.

- 2)『教の鑑』原装代箋 正教会 明治13年 発行
- 3) 『聖書概観』バプテスト叢書 熊野清樹 他編、ヨルダン社、昭和24年
- 4)『真理易知』(ヘボン訳) 1873年の2版 活版和装
- 5)『真理易知』(ヘボン訳) 1883年 日本横 浜印行 明治16年(第3版)
- 6) 『近代バプテスト研究』高野進著 ヨル ダン社、1989年
- 7)『新約聖書』耶穌降世一千八百六十三年 蘇松上海美華書局蔵板 一 ブリッジマンーカルバートソン (BC) 訳 E. C. Bridgman, M. S. Culbertson 分冊セット 以下、全9巻
- 8)『新約聖書』耶穌降世一千八百六十三年 蘇松上海美華書局蔵板 二
- 9)『舊約全書』甲子即耶穌降世一千八百六十四年 江蘇滬邑華書館活字板 一
- 10)『舊約全書』甲子即耶穌降世一千八百六十四年 江蘇滬邑華書館活字板 一
- 11)『舊約全書』甲子即耶穌降世一千八百六十四年 江蘇滬邑華書館活字板 二
- 12) 『舊約全書』甲子即耶穌降世一千八百六 十四年 江蘇滬邑華書館活字板 三
- 13)『舊約全書』甲子即耶穌降世一千八百六 十四年 江蘇滬邑華書館活字板 四
- 14)『舊約全書』甲子即耶穌降世一千八百六十四年 江蘇滬邑華書館活字板 五
- 15) 『(訓点) 新約全書 正教会』 1889年 正教会の訓点新約全書 明治22年
- 16) 『神天聖書 第二本 出似至比多地傅』 Robert Morrison 訳。HOLY BIBLE IN CHINESE. VOL.II EXODUS. 1823年 同光 3 年
- 17)『新契約聖書』 永井直治訳 挺身社 1928年 初版
- 18) 『さいはひのおとづれわらべてびきのと ひとこたへ』(ヘボン編) 奥野昌綱訳、 横浜、1873年

- 19)『修身論』(ヘボン訳) 明治17年 日本横浜印行
- 20)『人の神を拝むべき理由』(フルベッキ 述) 明治27年 初版 基督教書類会社
- 21) 『基督教に関する誤解を弁す』(フルベッキ氏述) 明治34年 第5版 教文館
- 22) 『耶蘇譬喻畧解』 R.H.Graves 紀好 弼・撰 光緒3年 1877年 羊城浸礼會 板
- 23) 『新約聖書 譬喻畧解』 R.H.Graves 紀好弼・撰、安川享訳 明治14年6月
- 24)『新約聖書』耶穌降世一千八百七十九年 北英国聖書会社、日本横浜印行 明12年
- 25) 『新約筌蹄』(馬太傳~加拉太書 上中2 冊) ウエスレー, J (ワッドマン, J・ W/田中達 合訳) 教文館 1897年
- 26)『五車韻府』全4册(小型本・上海再刊 本)Robert Morrison 著
- 27) A HANDBOOK OF MISSIONS, Protestant Missionary Societies in Great Britain, London, The Religious Tract Society. 1880. 1 st Edition.
- 28) Hervey, G. Winfred. THE STORY OF BAPTIST MISSIONS In Foreign Lands, from the Time of Carey to the Present Day. C. R. Barns. VG/NONE. Centennial Edition, Revised and enlarged. 1892.

調査収集された諸資料は以上の通りであるが、委員会では迎える年度、更なる資料調査、収集活動を継続する予定である。

公開シンポジウム

関東学院の奉仕教育

--- 2004年度公開シンポジウム ---

日時:2005年1月12日(水) 18:00~19:30

会場:関東学院大学八景キャンパス フォーサイト21 601号室

基調講演-

関東学院の奉仕教育

人間環境学部 所澤 保孝

はじめに

今日私はここで関東学院の社会奉仕の歴史、各校における具体的奉仕活動プログラムの総合的紹介、今後の展望を語るというのではなく、お集まりの皆さんと奉仕教育における校風、建学の精神、校訓の役割の重要性について共に考えてゆきたいと思います。

1. 何のための教育か

1) 人間とは何か

以前から人間は「裸のサル」、すなわち毛のないサルと言われてきました。ともかく、われわれは霊長類の特徴を強く引きついています。人類学者の指摘によれば、発掘した骨が人の骨なのか他のサルの骨なのか分からないときは、お互いに殺し合った形跡があるかどうかと言うのが一つの決め手になるそうです。いやな話しですが、人の特徴の一つはお互いに殺し合うと言う点にあるかもしれません。逆を言えば、お互いに仲良くしなければならない存在。放っておけば同じ種同士殺し合ってしまう存在なのです。

これは一つには他の動物とは違って、人の 場合は、本能が深く押し隠されていることに よるのかもしれません。このことにより人は 本能のみでは行動できず、行動するときは常にあれかこれかと考え、選択して行かなければなりません。したがって、考えや行動選択の基準を身につけていかなければならないのです。人は常に「より善く」ありたいと願っている存在でもあります。

2) 教育とは何でしょうか。

あまり深く語る時間的余裕がありませんが、一つには「文化の伝承」と言うことが言えると思います。より具体的には、教育とは「訓練」プラス「啓発」であるとも言えます。すなわち、既存のものをより良く身につける「訓練」と、既存のものにとらわれずに新しいものを生み出してゆく「啓発」の部分とがあると思います。いずれにしても、教育の目的と重点は「人間教育」にあると思いますし、教育は100年の大計です。

3) 校風・建学の精神・校訓

教育は家庭における教育を基礎に展開されるものだと思いますが、学校という場で教育を展開してゆく場合、法規、財政、施設、教育の目的に関わる理念と具体的プログラム等が必要になってきます。私は総じて、学校の「校風」が重要であると思っています。校風は特に私立学校では何のために教育をするのかという目的に関わって、もともと大切なものでした。今までは子どもの多さと志願者の多さを背景に偏差値による学校選び・生徒選びが中心的に行われてきましたが、今ではそれだけでは十分ではなく、どのような校風の学校なのか、自分がその学校に合っているの

か、ということが学校を選ぶ際のより重要なファクターになっているのではないかと思います。私立学校はこの点が最も重要な点であると私は思っています。

「校風」とは学校文化であり、それは、(1)制度文化、(2)教師文化、(3)生徒文化とから成り立っています。全て明確に規定されているものばかりではなく、「Hidden Curriculum、隠れたカリキュラム、潜在的カリキュラム」なども重要な要素を占めています。特に、これらの文化全体を導くのが私は「建学の精神」であり、それを具体的に表明しているのが「校訓」であると思います。

私は関東学院大学出身者ですが、在学中に 教職課程をとって「教育原理」を加藤仁平先 生という日本教育史の有名な先生に教わりま した。その先生が「君たちはすばらしい校訓 がある。君たちはこのような教育機関に学ん でいることを誇りにしなさい。校訓や建学の 精神は学校教育全体を導くものです」とおっ しゃっていたことを思い出します。当時、加 藤先生の言葉には大変勇気づけられました。 最近になってやっと先生がおっしゃっていた 意味が少し分かってきたような気がします。

4) アイデンティティ形成の重要性

アメリカ人の精神分析学者 E.H.エリクソンは、人格発達におけるアイデンティティの 重要性を次のように指摘しています。各個人は、出生以来、父母、家族を始めとする対人 関係の中で社会化されながら自我発達を遂げてゆき、さまざまな社会的自己とその同一性 (複数)が形成されてゆきます。特に、青年 期後期には、それまでの同一化群を最終的に 取捨選択し、秩序づけ、統合する自我同一性 の確立が要求されます。この自我同一性の確立は、社会的な自己定義であり、大人として の自己確立であります。「自分は何ものであるか」「自分は何になりたいのか」「自分はどんな自分を選ぶべきなのか」等の問いで悩み ます。私はこの時期大切な役割をするのが、 彼らが学ぶ教育機関の建学の精神や校訓であ ると思います。

2. 関東学院の建学の精神と奉仕教育

それでは関東学院はどのような建学の精神を持ちどのような校訓を持って、どのような人間を育てることを目指しているのでしょうか。これを私はテンネー先生の残された言葉と坂田祐先生の残された式辞とからみていって見たいと思います。

1) テンネー博士の教育理念

関東学院の設立者である C.B.テンネー先生は、大正8年1月27日、横浜開港記念館における関東学院の披露会での挨拶で、関東学院について次のようにその方針を述べています。

- (1)設立せんとする学校は日本の学校であること。
- (2)十分なる教育機関とすること。
- (3)人格の修養に重きを置くこと。

私は先生の考え、そして関東学院の教育の 目的を最も良く表しているのは六浦校地正門 両脇の建物、すなわち、1号館2号館の壁に 書かれている英文の文章に表れていると思い ます。(「関東学院の群像」より、原文英文) 「……自分のことだけに留まる教育は劣悪な 種類である。真の教育には無私の目的がある。 そのような教育は自分を越えて、他の人々を 祝福するにいたる。私たちは自分たちに何か 得ようと大学に入るのではなく、世界におい てより大きな奉仕をする準備のために入るの である。大学の門を出ることは、入学と同様 に重要である。ここでどんなに優秀な学生を 育てたとしても、彼らがその賜物を自分たち のために用いる限り、彼らを大いに誇ること はできない。他者への奉仕を忘れてはいけな い。そして関東学院においては、「仕えられ るためではなく、仕えるためであり、また多 くの人のあがないとして、自分の命をあたえ

るため」(マルコ10:45) に来られたお方を お手本に持っている。……」

2) 坂田祐先生による建学の精神と校訓について

良く知られているように、坂田祐先生は大正8年中学関東学院の創立第一回入学式で建 学の精神と校訓について次のように述べています。(「恩寵の生涯」より)

「……私は式辞にキリスト教の精神を高調して建学の精神とし、これを具体的に表現するために『人になれ』」と力説した。これは私が祈って上から示された言葉であった。「… 諸子は将来学者になり、教育家になり、実業家になり、政治家になり、弁護士になり、医者になり、軍人になり……になるであろうが、何者にかなる前に、先ず人にならなければならない。……」と強調した。

次に述べたことは「奉仕せよ」であった。 人のために、社会のために、国のために、人 類のために尽くすことであると力説した。爾 来キリスト教の精神を持って本学院建学の精 神とし、これを具体的に表現するために「人 になれ」「奉仕せよ」の二つの言葉を校訓と して、機会ある毎にこれを強調して今日に至 ったのである。キリスト教の教訓をもって人 たるの人格をみがき、キリストの愛の精神を もって奉仕することである。」

3. 関東学院の面している課題

このような立派な建学の精神と校訓を持つ 私たちの学院ですが、学院が直面している課題を一言で言うならば、宗教の面では世俗化、 教育の面では大衆化の問題であると言うこと が出来ます。すなわち、キリスト教に向けて 教育する場からキリスト教精神に基づいて教育する場へと変化しています。宗教やキリスト教に対する社会の理解も変化が著しく、急速に世俗化が進んでいます。

また、大学を中心として教職員や学生の数 が増え、量の変化―組織の拡大-が急激に進 行しており、学院内での共通認識が形成しに くくなっています。したがって、学院が取り 組まなければならない焦眉の課題としては、 特に教職員各員、そして学院に在学する園 児・児童・生徒・学生、およびその保護者達 の間での共通認識形成の努力、各校における 校風の維持形成努力、建学の精神や校訓をふ まえた日常の教育指導・学校運営の展開を挙 げることができると思います。

4. 奉仕教育の必要性

1) 建学の精神から

このように「奉仕せよ」という校訓をいただくわが学院ですが、建学の精神の基盤になる聖書の教えが奉仕教育、他者に仕えることの教育の必要性を示していると思います。一例を挙げれば、マタイによる福音書;23章11節から12節でも「仕える人」になることの重要性が説かれています。

2) 社会的変化

奉仕教育の必要性は社会の変化からも説明することができます。すなわち、社会生活の「競争原理」から「共生原理」への移行の必要です。20世紀は科学技術と効率性とに基づく競争原理の社会でした。これを説明するものとしてカール・セーガンの説いた「核の冬」の例を挙げることが出来ます。地球環境問題を考えても分かるように、もう一国だけでものを考えている時代ではなく、地球全体・人類全体でものを考えて行かなければならない時代です。大学ではただ専門の知識の習得や研究をするだけではなく、共生の時代に生きる人間の生き方を追求する必要があります。

5. 生涯を導く校訓の理念

私は校風や建学の精神や校訓はただ在学生の教育に必要なものだけではなく、学生の人格形成に大きな影響を与えるものであると思っています。このことを調べるために少し前

の資料ですが、「大学通信 (No.2)」から卒業生達が校訓に対してどのように思っているかを見ていってみましょう。

- 1)「この校訓は在学中にはどんな意味のものであるか、教育を受けながらも少しも解読することが出来なかったが、社会に出て現在の年齢になって、やっとこの八文字に含まれている深大な校訓が我々の人生には必要である事が朧気ながら解ってきた。」
- 2)「建学の精神としてのキリスト教を学校教育の場にあって具体的に示したものとして普遍性があり、すばらしい。在学中に完成出来る校訓ではないだけに卒業後の生涯教育の中でも生涯の人生訓として価値ありと思う。」
- 3)「実社会に出て以来、常に脳裡より離れ ないのが、この言葉です。私にとってすべ ての行動の基準となってきました。」
- 4)「世界で一番すばらしい校訓だと思って居ります。現在教鞭をとっている高校でも折にふれて話しております。英語の方がよりピッタリ感じます。唯、実行するのに限界を感じますが、死ぬまでには、この域に到達したいと微力ながら、がんばっております。実社会にでて、奉仕の精神ほど大切なものはないと感じております。本当に人間はこうあるべきだという格言ともいえ、偉大な校訓であると卒業してはじめてわかった次第です。」

6. 卒業生による具体的奉仕活動の例

1) 工学部機械工学科第11期生の例

最初は卒業生の校訓と具体的奉仕活動の関係を聞くために、機械工学科第11期生のS.T. 氏をとりあげようと思い、お会いしてお話をお聞きしました。同氏はいま小田原、横須賀等を含む多くの自治体でボランティアとしてボール紙を使った甲胄作りを開発・指導して、それをユニークな地域活性化の市民運動 に結びつけています。同氏はこの活動の土台には「もちろん、関東学院大学で学んだことや若い頃に接した校訓がある」とおっしゃっていました。

2) 大崎重勝氏によるウズベキシタンにおける「NORIKO 学級」

ところがS.T.氏から自分の親友で関東学院の校訓を基にもっと凄いことをしている友人がいるので是非その人の活動を学院の皆に紹介して欲しいとたのまれました。このようにして私は大崎重勝氏によるウズベキシタンにおける「NORIKO学級」のことを知りました。大崎重勝氏は私財を投じてウズベキシタンとキルギスの国境の町リシタン市という所に日本語学級を作られた方です。S.T.氏は親友として「NORIKO学級」の維持活動に協力しており、私も紹介されて何回か大崎重勝氏からお話を聞くことが出来ました。S.T.氏から写真をお借りしましたので、その写真を使って「NORIKO学級」のことをご紹介したいと思います。

大崎氏は (株)コマツに勤務中多くの海外 プロジェクトを手がけられましたが、1993年 にウズベキシタンに大型プレスラインを受注 し、そのプロジェクトマネージャを命じられ たのですが、ウズベキシタンに関する情報が 全くなく困っていたところ、ちょうどウズベ キシタンの陶芸家アリシェル・ナジロフ氏が 技術交流で九谷焼の窯元の所に滞在している のを知り、訪ねて行っていろいろなことを教 わったそうです。それ以来、アリシェル氏の 全面的協力を得ることが出来るようになり、 ウズベキシタンに赴任以来アリシェル氏の弟 さんのガニシェルさんが献身的にお世話をし てくれたそうです。帰国後アリシェル氏の親 心に応えるために息子さんのフェルズ君を日 本に招き、10ヶ月間小松市の小学校に通わせ たそうです。その後フェルズ君に会うために ウズベキシタン・リシタン市を訪問し、紙芝 居や折り紙などを使って現地の子ども達と交

流したところ、多くの子ども達から日本語を教えて欲しいと頼まれて、子ども達の熱心さにほだされてその場で来年も訪問することを約束してしまったということです。次の年、夏休みに現地の学校の教室を借りて日本語教室を開いたのですが、今度は子ども達からさらに、常設の学校が欲しいと頼まれてガニシェル氏と相談の上、学校を造ることを決心されました。私財を投じて建築に取りかかり、99年11月に奥さんの名前を冠して日本語学級「NORIKO学級」を開校しました。大崎氏

「NORIKO学級」を開校しました。大崎氏は教育機会に恵まれない貧しい現地の子ども達のために、そして日本語や日本文化を習う機会など皆無に等しいウズベキシタンの一地方の子ども達のために人生を捧げようと決意されて自力でこの学校を造られたのですが、その後病気になられ日本で療養中です。現在はリシタン・ジャパン・センターの日本側ボランティアが運営のサポートをしたり講師として交替で教えたりしています。

おわりに

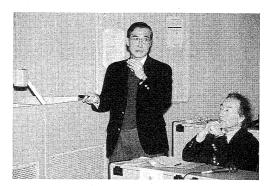
大崎氏によれば、今必要なことは、ボランティアで「NORIKO学級」の維持運営や日本語講師をしてくれる大学生達。そして、日本の学校が経済援助付で、日本で学びたいウズベキシタンの生徒や学生を一人でも多く受け入れてくれること、日本が中央アジアの国々に目を向けることであると話しておられました。

私が今回のシンポジュームで、講演することにした理由の一つは、この大崎氏の実践を紹介したかったためでもあります。ここに紹介した大崎氏の例は数多くの卒業生のされている活動の中の一例に過ぎないかもしれませんが、この学院に学んだ卒業生の一人がごく自然に、日本では未知の国に等しいウズベキシタンで教育機会に恵まれない貧しい現地の子ども達のために、私財を投じて国際的奉仕活動を行っていることを皆さんに知っていた

だきたいと思いご紹介しました。一人の卒業 生の始めた国際的奉仕活動への協力の輪がこ の学院の中でも広がってゆくことを心から願 いつつ、私の講演を終わらせていただきます。



挨 拶



基調講演

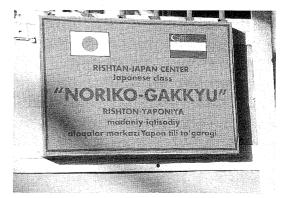


パネリスト

キリスト教と文化 第3号

大崎重勝氏によるウズベキシタンにおける「NORIKO 学級」





ウズベキシタン・リシタン市「NORIKO 学級」銘板

大崎重勝氏ご夫妻



「NORIKO 学級」正門



教室内部 正面

関東学院の奉仕教育



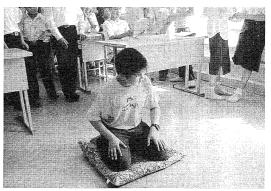
教室内部 正面から後部へ



教室内部と生徒達 カメラを持って立っているのはガニシェル氏



生徒達による「さくら さくら」の合唱



生徒による落語の発表

発題 1

関東学院中学校・高等学校の奉仕教育

関東学院中・高等学校教諭 阪井 隆

1. 建学の精神

――人になれ、奉仕せよ――を考える

◎背景-1

聖書信仰に立つ人間像(旧約聖書、新約聖書)

聖書授業による意識啓蒙(創造、あがない)、聖書信仰に基づく諸施設と交流体験など。その内容は以下の通り。

①横浜訓盲院(中区竹の丸181)

【通所と生活所】

盲人・身体知的障害などの重複がある。 散歩、野球、洗濯物の片付け、野外作業な ど。

- ②聖坂養護学校(中区山手町140) 知的遅滞児童生徒(中学生と高校生)。 マンツーマン方式で日常生活に参加。
- ③オリブ工房(中区本牧原16-1)

【通所地域センター】

知的障害・身体的障害者で18歳以上の人た ちの通所施設。

通所利用の人たちと共同生活、作業(陶芸・ 貴石など)。

- ④ナザレ工房(神奈川区神之木 7 1) 【通所施設地域センター、デイケアー施設】 18歳以上の知的身体的障害者の通所施設。 公園で一緒に遊ぶ、山下公園を一緒に歩く。
- ⑤グリーンワーフ東戸塚(戸塚区川上町151) 【介護施設】

介護認定を受けた老人の保健施設。

高齢者施設が社会になす役割を知る機会と する。

ケースワーカーや看護士の話、お茶のとき にゲームなどに参加したり、入所者の話し相 手になる、など。 ⑥恵和 (保土ケ谷区今井町691)

【知的障害者の通所と寮】

18歳以上の利用者。グループホーム、通所、 寮生活者。

男子寮・女子寮とがあり、日中の活動や生活に参加。

⑦聖星学園(金沢区富岡東4-13-2、柳町、 柴町) 【通所と保育】

18歳以上の知的障害者の通所更生施設、保 育施設。

デイプログラム (木工、陶芸、縫製など) への参加。 昼食にも共に参加。

⑧綾瀬ホーム (綾瀬市吉岡2337)

【通所と滞在生活者の施設】

18歳以上の知的障害者の通所の施設であり、生活の場でもある。

日常生活に参加してプログラムを盛り上げ てほしいとの希望がある。

⑨さがみ野ホーム (綾瀬市深谷3136)

【綾瀬ホームと同じ】

18歳以上の知的障害者の通所の施設であり、生活の場でもある。

知的障害者への予備知識が求められる。

⑩進和学園やましろホーム、アサヒホーム(平 塚市高根306)

知的障害と身体的障害の重複高齢者施設と 若年者の施設。

生活を共にして知的障害の人との関わりや 手がかりを見つける。

(課題1)

かつては感謝祭の贈り物を届けること(1966年頃)から始まった関係であった。時間の経過の中で、生徒との交流をすることに自然と形が変わった。一日をその交流に使うようになった。一時に一学年(約250人)の交流は難しい状況が現れてきた。生徒も教師にも重荷に思う課題が生じるようになった。また施設側にも高齢化と利用者の人数の減少によって受け入れの困難さが生まれた。さらに社会

的批判としての報道に取り上げられ、訪問を 中止せざるを得なくした。

そこで<u>施設ならどこでも</u>との意見がある中で、あえてキリスト教の<u>精神で立ち上がった</u>ところにこだわり続けている。

(課題2)

自由参加、希望者募集の方法で、学校主催の実習を行うことに困難さがある。受け入れ相手にもキリスト教を主張できない現実が生じてきた。役所関係、職員確保、学校の授業期間には生徒が訪問実習をすることができない等。受け入れ側の人数が極端に縮小された(殆どが5~10人規模の受け入れ人数)。

- ・学習効率から見るときはこの方がよい。
- ・利用者の生活ペース保持のため。
- ・近隣の学校の受け入れが増加。
- 大学生の実習増加。
- ・大学・専門学校受験に実習体験の必要 など。

◎背景-2

創始者たちの祈りにある人間像

- ・キリスト教に培われた人間(聖書によって 教育された人間)を生み出す。
- ・キリストの兵士として世に奉仕する人間を 社会に送り出す。
- ・キリストの平和に貢献する人間が社会のリーダーとなること。

それにしても、人間の尊厳と命の大切さは どこに根拠をもつかが奉仕の課題である。

◎背景-3

体験学習から得、学ぶべき人間像

ある知的身体的障害者の施設を訪問した折りに聞いた話しとして記憶に残ることがあった。福祉やボランティアについて学ぶことも大事であるが、施設にとって何よりも大切なことは、より広い社会を知っていること、広い分野に触れる機会を持っていることがより

大切であることを語られた。施設に入って働くならば現実を目のあたりにできるし、体験することができる。施設の人々にとってより必要なことは外の社会を紹介されることであると。生徒の奉仕活動体験がその後の学びに意味を持つことを想像する。

2. 奉仕ということ

- ・奉仕をする側が、生きる喜びを味わうこと。
- ・他者に仕えることが自分の生き方に繋がる こと。
- ・自分の存在意義や根拠が相互関係の中に自 然に受け止められること。

【参考】――ある高 3 生徒の文章から―― 《生きるということ》

このテーマから思い浮かぶことは、「自分たちは何のために生きているのか?」などといった人生における目標や目的について考える。しかし、「何のために生きているのか?」と問われて正確に答えられる人はいないし、正確な答えはないと思う。

……。途中省略……

裕福で便利な時代、ぬるま湯のような時代を何気なく過ごした結果、「進路が決まらない」「やりたいことが見つからない」という人が増えてきた。それは目の前にある現実や自分から目をそらしているからと思う。人は一人で生きていくことはできない。誰かに育てられ、教えられ、友と一緒に成長していく。どうにもならなくなったなら、誰かが励ましてくれ、落ち込んでいる友達を励まさなければいけない。目の前に困っている人がいるのに、見て見ぬ振りをするのではなく、自分なりに手を出し、支えとなることが生きていくことだと思う。

人間は確かに弱い、でもそんな弱い自分が 今まで生きてこられたのは、たくさんの人が 自分を支えてくれたからだと思う。今度は自 分が誰かのために行動しなければいけないと 思う。人間は自分を見つめることによって、しなければいけない使命みたいなものを見つけることができると思う。そしてその使命とは、結局は<u>「他人のために生きること」</u>だと思う。一人が皆のために、皆が一人のために

(アンダーライン=阪井)

ここには「他者に仕えることが自分の生きること」だと言っている。他者に仕えることは、なにか特別のことではない。「自分を生きること」としていることが心に響く。

発題 2-

関東学院六浦中学校・高等学校のボランティア活動の取り組み

関東学院六浦中学校・高等学校教諭 木本 喜將

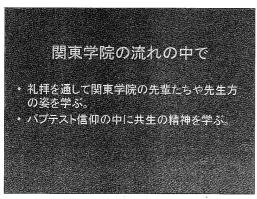
1. はじめに

本学院の校訓は、キリストの教えに基づいた「人になれ 奉仕せよ」である。「人になれ」とは、神の存在を知り、謙虚に人として生きることである。また、全ての人間は、自己と全く同様に、あるがままに神に愛されて

いる存在として、かけがえのない価値ある存在であり、それぞれ固有の使命を与えられた独自の人格であることを知らなければならない。さらに、イエス・キリストは、この世に生を与えられた者の使命が、自己中心の生き方を改め、隣人と共に生きる生き方を目指すことにあると教える。「奉仕せよ」とはそのことである。本校においては、社会福祉の問題を、単なる社会問題としてではなく、キリスト教の人間観に基づき、自己に拘わる生き方の問題としてとらえ、福祉の心を育成するようにつとめている。

2. 実践報告 (パワーポイントによる)





校訓「人になれ奉仕せよ」 ・神ではなく、人間であることを知る者となれ。 ・全てのもの僕となれ。

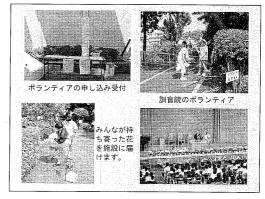


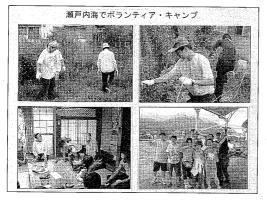
年間通しての校内における ボランティア活動

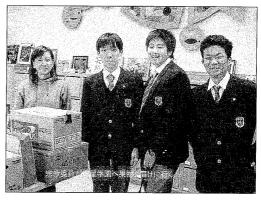
- ・オルガニスト・ギルド
- 聖歌隊











高校2年 ホランティア講座内容

- 1. ボランティアとは何か
- 2. ボランティア活動の4原則(1) 自主性: 主体性2キ 会性・連帯性3無給性:無償性4先駆性・開拓性・ 創造性)
- 3. ボランティア活動の種類。
- 4. 心身障碍者と共に生きる。(視覚障害 聴覚障害 知的発達障害 精神障害 身体障害など)
- 5. 高齢者と共に明るく生きる。
- 6. 援助技術の理論と実践

土曜講座におけるボランテァ講座

- この講座は、学校より徒歩約20分のところに ある「聖星保育園・金沢保育園」に出向いて 援助技術を学ぶ講座です。
- ・この保育園には障碍を持つ児童もいて、受講 者にとってすばらしい体験学習の場となる。
- ・土曜日の朝9時から午後3時までの実習時 間。
- ・受講者は中学1年から高校3年までいる。

校外ボランティア活動に 参加した生徒は何を培ったか

- 1. 正しい言葉使いや正しいマナーを身に つける。
- ・ 2. 誰とでもコミュニケーションがとれる。
- 3. 命令されなくとも、主体的に仕事を見つ け出すことができる。
- 4, あらゆる視点から物事を考えることができる

3. 今後の課題

学校における福祉教育は、強制的であってはならず、自発的な活動へと導くことが大切である。そのためには、注入 (講議) 授業だけでなく、体験学習によって気付かせる (自己啓発) 授業計画が必要である。しかし、体験学習を計画するためには、事前授業などの準備に時間がかかり、1時間単位や2時間単位では、計画できない体験学習が多く、また、学校は生徒の管理責任上、安全性を重視するで、自発性といっても学校サイドで生徒の活動をコントロールする必要が出てくる場合もありえる。学校で企画するボランティア活動には安全性の面からも保護者の同意が必要である。以上の点から、学校におけ

る福祉教育を徹底するためには、学校の運営 における組織的な位置づけを明確にし、指導 教員を確保する必要がある。

しかし、現実的には、環境が整わなくとも、 生徒の発達段階に応じたボランティア活動を 学校と言う現場で出来る範囲内において実践 することである。むしろ、そのほうが、自発 的な活動者を生み出すことになると確信す る。今後の課題として、指導教員は、学校と いう枠内で適切な福祉教育の教材製作に努力 すべきであると考える。

追伸

CD ログをご覧になりたい方は、関東学院六浦中・高等学校の木本喜将までご連絡ください。

2004年度バプテスト研究プロジェクト報告

村 椿 真 理

Report of the Baptist Study, 2004

Makoto Muratsubaki

1. はじめに

本研究会は、旧「関東学院大学・日本プロテスタント史研究所」の研究遺産を受け継ぐものであり、関東学院大学の伝統であるバプテスト派に関する神学的、歴史的研究を深めることにより、学院の伝統を継承発展させ、学院、大学、ひいては日本のバプテスト派の明日の道標となすのみならず、これによって日本におけるバプテスト研究の発展に寄与し、さらに「教派を超えて現代日本社会に貢献できるバプテストのよき信仰の遺産を明らかにする」との目的を掲げ、設置された。

今日、キリスト教の伝統に立つ日本の諸私立大学が、既にそれぞれ独自の伝統に基づくキリスト教研究を行ってきているが、パプテストの本格的学術研究会は、関東学院大学旧神学部、旧研究所の廃部、活動休止来、正は日本のパプテスト系大学のどこにも設置されることなく今日に至った実情があった。本研究所では開所当初より、こうしたバプテスト研究会の設置を求める声が多く寄せられていたが、こうして研究会が形成されたことは誠に意義あることであった。本プロジェクトの最初の研究会は、2年中期の研究会としてその研究計画が前年度内に準備され、正式に承認されたが、このプロジェクトは今後、

継続して共同研究体制を築き上げ、バプテスト研究の成果を豊かに発信していく会となることを目指している。現時点では研究者は全て本学院に関係するメンバーで占められているが、いずれ学外研究者にも参加を呼びかけ、日本におけるバプテスト研究の拠点となることを願ってやまない。

今期研究会参加者は以下の通りであり、研究会の活動報告は今後研究所ホームページに 開催状況を順次紹介できるようにしたい。

所 員:影山礼子、村椿真理(代表)、

森島牧人、安田八十五、

研 究 員:高野 進、

客員研究員:大島良雄、川島第二郎、

佐々木敏郎、松岡正樹

(五十音順)

2. 今期研究プロジェクトの概要

1) 今期研究テーマ:「バプテストの歴史的 貢献」

今期はプロジェクト立ち上げの初回である ことを考慮し、各研究者の個人研究テーマに 添った研究内容を生かせる形で研究会を行な うこととした。

本学関係者でこれまでバプテスト研究に携

わる者は決して少なくなかったが、これまではこのような研究会が存在しなかったため、個々にその研究を継続してきた。それ故、今後の共同研究態勢を整えるためにも、今回はそれぞれの研究者がどのような研究をしてきたか互いに知り合うことも大切であると考え、こうしたテーマを掲げることとなった。「バプテストの歴史的貢献」という大きな主題の中で、研究者各員が実際にはオムニバス的に研究を行い、それを発表し合い、まとめることとした。

2) 研究計画の概要

研究会設立初年度、最初の取り組みにあたり、2004年5月に最初の研究会を開催し、今期研究テーマについて協議しコンセンサスを得る。定例研究会は年4回(5月、9月、12月、3月)を目処として開催し、毎回2人程度が各自の研究の中間発表を行う。但し初年度は3回の開催もあり得るものとする。そして各研究者ごとに論文執筆を行う。プロジェクトの総括としては、執筆した邦文研究論文をとりまとめ、全体の調整を行い論文集として発行する。なお研究論文はすべて共著とし、本研究所から発表することとする。論文集は可能であれば将来も研究会ごとに同形式の単行本としての出版を目指し、本会からの研究成果の発信としたい。

3. 研究会開催報告

研究会は2004年度、これまでに3回の定例 会を以下のように開催した。

第1回研究会設立会

5月27日(木)

於・キリスト教と文化研究所

協議:「新プロジェクトの概要と今後の 活動」

研究者 9 名参加

第2回研究会

10月2日(土)研究発表会

於・キリスト教と文化研究所

- ①高野 進研究員「バプテストの歴史と 思想研究—現代的意味」
- ②佐々木敏郎客員研究員「最近の国際バ プテスト研究の動向」 研究者 9 名参加

第3回研究会

12月4日(土)研究発表会

於:キリスト教と文化研究所

- ①川島第二郎客員研究員「初期日本バプ テストのミッション本拠地、横浜山手 67番及75番Bにおけるミッション・ プレスとミス・サンズの聖教学校の活 動の詳細について」
- ②松岡正樹客員研究員「英国バプテスト の日本伝道について」

研究者8名参加

第4回研究会(予定)

3月14日(月)研究発表会

於:キリスト教と文化研究所

- ①大島良雄客員研究員「バプテストの東 北伝道」
- ②村椿真理所員「教団新生会の研究」

研究プロジェクト報告

2004年度「いのち」を考える研究プロジェクト年間活動報告

松田和憲

2004年度「いのち」を考えるプロジェクトチームの主な年間活動としては、以下5回にわたる研究会を開催したことである。

第1回 2004年4月28日 (水)

「2004年度いのちを考える研究プロジェクトの活動方針について」

(司会・松田)

今年度は『生の肯定と死の受容』を通年の主要テーマとしていくことで方向性を決定した。各人がこのテーマに沿って、自分の専門、関心事を切り口として、生の価値観、生命倫理、日本の精神風土、「いのち」の自己決定権などについて発題を随時行い、研究テーマをさらに深めていきたい。

第2回 2004年6月23日(水)

「『いのち』に子どもがどのように出会っているのか ―― 子どもと授業」

発題・安達 昇(客員研究員) 安達客員研究員が、小学校の総合学習における「『いのち』の学習と実践を通して見えてくること」と題して発題をし、活発な意見交換を行った。

- *参加・体験的手法により生きる喜び、辛さ、 楽しさなどを感得する。
- *教材 (ワークシートなど) を活用すること が、直接的に生命を扱うよりも近道となる。
- *「いのちは・・・だ」とロゴス化することが子どもにとってチャレンジとなる。 子どもたちの受け止め方の多様性、独自性、

すどもだらの受け止め方の多様性、独自性、また背景と表現されるものの力強さ。

*子どもたちが自分と向き合ったのち、他者

の言葉を聞き、考える→それぞれが違うこ とを認識し、それを受容する。

- *「いのち」とは何かと問うことは、「人間と は何か」について問うことと重なる事柄で あり、永遠のテーマを考える糸口となる。
- *精一杯生きていくこと、そのことが「いの ち」である。
- *生きる存在が他の生きている存在とどのように繋がっているか、子どもの視点から見る。
- *「いのち」と共生、「いのち」の社会性について
- *「人権科」の教育課程の一部になり得る。

第3回 2004年9月29日 (水)

「いのちの選択――自己決定権の範疇とそのあり方」

発題・三浦一郎(客員研究員) 三浦客員研究員が、法の視点から「いのち」 に関する自己決定権について発題し、それに 基づいて質疑の時間をもった。

- *法において、既成事実が先行している多く の事例を紹介。
- *今日「いのち」の選択にかかわる問題が極めて多岐に亘る点を指摘。
- *ひとの始期、終期の判定から「いのち」の 判定にまで及ぶ。
- *自己決定に関する憲法の条項はなく、基本 的人権の一つ、幸福追求権と見なされるが、 この件の規定については曖昧な点が多い。
- *自己決定権を制限する条項は何か。
- *自己決定を権利と捉えることは権利のインフレ化を招きかねないとの見方もある。

- *自己決定をめぐる「法の倫理」と「個人の 倫理」の関係において妥当性の判断は容易 ではない。
- *「社会の良識 (Common Sense)」、通念などは社会や時代によって異なる。
- *文明論的脈絡と社会受容をどう捉えるか、 これも看過できない論点である。
- *ひとが「いのち」の選択をすることが許さ れるのか→そもそも「いのち」は誰のもの か?
- *法による規制、強制、罰には限界があり、 法律以外の歯止めが必要である。
- *高度先進科学技術の発展に伴い、国際的共通理解と対策という新しい課題が生じた。

第4回 2004年11月24日 (水) 「いのちを慈しむ『全人的ケア』」

発題・吹抜悠子(客員研究員) 吹抜研究員が人間の苦難(義人の苦しみ) の問題追究を契機にキリスト教信仰に辿り着 いた点を証示し、その死生学的根拠を示した。 *死生学を「人間科学」の学問的領域として の位置付け。

- *いのちをいのちたらしめているものは霊性 (Spirituality)。
- *霊性を重んじることは、人間の全人的理解 に通じ、かつ死との対決を浮かび上がらせ る。
- *超越的関係との関係性を基盤として生きる 意味、目的、死や苦しみの意味を探求する。
- *終末期の全人的苦痛は、危機的状況における苦しみと共通するものがある。
- *今日、世界的に Spirituality が注目されているが、「WHO 憲章」前文の健康に関する定義がまだ採択されるに至っていないことに見られるように、文化、宗教などと切り離して考えることはできない。
- *キリスト教以外の諸宗教、文化、習俗との 共通理解は可能か。
- *Spirituality を含めて他者と関わる重要性

について。

- *臨床牧会を通して、ひとの「いのち」に向き合うとき、人間理解そのものが問われる。
- *絶対者の受容が、自己受容へと導かれ、他 者受容が可能になる。
- *絶対者・超越者のいのちへの慈しみに、自 分も他者も与かっていることを知り、いの ちを慈しむ神の慈愛を享受するというの が、全人的ケア成立の根拠となる。

第5回 2005年1月19日 (水) 「バイオエシックスの両義性」

発題・石谷美智子(客員研究員) 石谷研究員が、バイオエシックス誕生の背景と、それが両極化しつつある現況について、 自らの問題意識を含めて発題をし、それについて意見交換を行った。

*パターナリズム(父権主義的配慮)から自 己決定へ

アメリカにおけるバイオエシックス誕生の 経緯、同時代の日本の状況、パターナリズ ムの衰退と自己決定、自己決定が問いかけ ていることなど

- *原理尊重主義バイオエシックスから共同体 優先主義バイオエシックスへ
- 共同体の価値の見直し、共同性、共同体優先 主義の危険
- *専門家、研究者による最先端医療技術…… 人類の挑戦、知の挑戦 日進月歩の革命的技術、テクノロジーに疎 外されていく人間

2004年度は、より具体的に「いのち」の問題について考えを深め、その重要性を認識する一年間であった。特に客員研究員の方々が、自らの問題意識、現場から、良き準備をされた発題を担当し、それに触発されて諸問題についての研鑚を積むことができた。特に、安達客員研究員、三浦客員研究員は本「所報第3号」に投稿されているのでご覧頂きたい。

研究プロジェクト報告

2004年度「奉仕教育における課題と実践」グループ活動報告

経済学部教授 高 野 進

文部科学省および中央教育審議会が進めてきた奉仕の義務化の流れを一方で視野におきながら、「奉仕」の意味するところを検討し、どのような実践が望ましいか、また現実的に実践可能かについて研究を進めてきた。

2002年度には、私立の中学校、高等学校における奉仕、ボランティア実施状況についてアンケート調査を行って、そのデータと分析を研究所報に発表した。

2003年度においては、中学校教科書の公民、国語、英語などにおいて扱われている奉仕、ボランティアなどについての記述あるいは示唆すると思われる教材を取り上げ、そのような教材が、生徒のよき市民となるための意識形成のために、どのように役立てようとしているかを、分析してきた。

2004年度においては、小学校の国語教科書

を取り扱ってきた。小学校教科書では、ボランティアについて、明確に記述をしているものは多くはない。しかしさまざまな教材の中に、他者への思いやり、隣人・友・世界の人々との共存について、考えるきっかけを引き出すことができることがわかってきた。それらを子供たちに注目させるには、教師たちや大人たちが素直に読み取り、日常の中でそのあり方を生かすことにならなければならない。

また今年度はこの研究課題をまとめる時期でもあるので、公開シンポジウムを実施した。テーマは「関東学院の奉仕教育」、基調講演は所澤保孝本学人間環境学部教授、パネリストは阪井隆関東学院中学・高等学校教諭、木本喜将関東学院六浦中学・高等学校教諭であった。示唆的で、有意義な研究の機会となった。参加者約80名。

研究プロジェクト報告/総括

2004年度「キリスト教と日本の精神風土」研究グループの 活動と今後への展望

Group Activities on Christianity and Japanese Spiritual Features in 2004 Academic Year Including Summary for Past 3 Years

研究グループ世話人 椿 木 紀 男

はじめに

2001年10月13日キリスト教と文化研究所の 開所記念講演、隅谷三喜男氏の「日本社会と キリスト教」(キリスト教と文化第1号 pp. 111-115) は、本研究グループの形成に先立 つものであったが、本研究所の目指すべき研 究の方向に、重要な示唆を与えた。

「キリスト教と日本の精神風土」研究グループは、開所に先立って開かれた、所員会議での議論の中で、漠然とながら、一つの方向として提案されていた。半年ほどの準備期間を経て、名称も確定し、2002年度に活動を開始したが、研究グループ名は隅谷氏の講演題目に影響されたように記憶する。

ここでは、3年間の活動をふりかえり、今後の展望について述べたい。本グループは、日本におけるキリスト教の受容、日本の文化にキリスト教が果たした役割、日本人および日本の国家とキリスト教との軋轢など、16世紀半ばに日本にキリスト教(カトリック)の宣教師到来、幕末にはじまるプロテスタントの伝道開始以降、今日に至るまでの長い歴史をふりかえりながら、日本の精神風土との関わりで「キリスト教と文化」の問題を考えるべく発足した。

そこで発足の当初に、以下4項目の研究課題を設定した。

1) 宣教師達の伝道活動を通してみた日本

の精神風土

- 2) キリスト教からみた日本の仏教
- 3) 靖国神社をめぐる諸問題
- 4) その他関連する諸問題

具体的な活動は、年間5回の定例研究会を中心に行った。研究会は、グループメンバー (所員、研究員、客員研究員)の発題を基本 にしたが、公開研究会はメンバー外の外部講師にお願いして実施した場合もあった。

3年間の学び

以下に、全研究会のテーマと発題者名を記したが、3年間に取り組めた課題は極めて限られている。

2002年度

第一回研究会 6月1日(土)

「経過報告と研究課題に関連して」

発題: 情木紀男所員

第二回研究会 6月30日(土)

「日本の国家形成とキリスト教」

発題:帆苅 猛所員

第三回研究会 9月21日 (土)

「宣教師たちが出会った日本」

発題:大島良雄客員研究員

第四回研究会 11月30日 (土)

「幕末維新期のカトリック再布教」

発題:中島昭子客員研究員

第五回研究会 1月11日(土)

(所報「キリスト教と文化」第1号pp.

テーマ1:「宣教師が出会った日本―バ

プテスト宣教師―」

題:大島良雄客員研究員

テーマ2:「幕末維新期のカトリック再 布教ーパリ外国宣教会の活動

発 題:中島昭子客員研究員

2003年度

第一回研究会 5月31日(土)

(所報「キリスト教と文化」第2号pp. 23 - 33

テーマ:「植村正久研究―その1.近年の 植村正久研究についてー」

発 題:帆苅 猛所員

第二回研究会 7月19日(土)

(所報「キリスト教と文化」第2号 pp. 23 - 33

テーマ:「植村正久研究―その2.植村に 第四回研究会 11月20日(土)(公開研究会) おける日本とキリスト教ー」

発 題:帆苅 猛所員

第三回研究会 9月20日 (土)

テーマ:「ハワイ州における浄土真宗の 福祉活動――プロジェクトダー ナについて」

発 題:Lisa Gayle Bond 研究所員 第四回研究会 11月8日(土)(公開研究会) (所報「キリスト教と文化」第2号 pp. 68 - 120

テーマ:「坂田祐と関東学院」

発 題:「坂田祐のエレミヤ書の研究」 小川圭治客員研究員(前関東学

院院長)

「坂田祐と関東学院の教育」 大島良雄客員研究員(元文学部 教授)

「家庭における坂田祐」

坂田 創客員研究員(元関東学 院中高教諭)

第五回研究会 2月28日

テーマ「石原量の息子、石原純と石原謙 の功績と教育への影響」

発題:飛田伸一先生

2004年度

第一回研究会 5月22日 (土)

(所報「キリスト教と文化」第3号投稿中)

テーマ:田村直臣の「子供の権利」

報告者: 帆苅 猛所員 (人間環境学部)

第二回研究会

(所報「キリスト教と文化」第3号投稿中)

テーマ:田村直臣の「子供の権利」

報告者: 帆苅 猛所員(人間環境学部)

第三回研究会 10月2日(土)

(所報「キリスト教と文化」第3号投稿中)

テーマ:「巡礼地化する島:観光事業と 信仰/実践の経済学」

発表者:藤原久仁子客員研究員

(所報「キリスト教と文化」第3号投稿中)

テーマ:主に在って、歴史に学び、今を 生きる一あらためて靖国神社問 題を考える-

講 師:西川重則氏(靖国神社国営化反 対福音主義者の集い・代表)

第五回研究会 2005年1月26日 (水) (公開 研究会)(所報「キリスト教と文化」第3号 に概要を投稿中)

テーマ: 平和へのメッセージとしてのキ リストの山上の説教

講 師:森 一弘氏(カトリック教会・ 司教)

また、定例研究会の報告を経ない、グルー プメンバーの研究発表として、次のような論 文または研究ノートが所報およびニュースレ ターに掲載された。

- 1. 大島良雄: 仙台拠点の地方伝道・塩釜 (所報・キリスト教と文化第1号 pp. 13-30)
- 精木紀男:第2次大戦かにおけるアイルランド人宣教師の死について (所報・キリスト教と文化第1号pp. 79-83)
- 3. 精木紀男:万国バプテスト協会の鹿児 島伝道ーポール・シュック宣教師への インタビューメモ (ニュースレター No.9)

このように、研究会活動を一覧すると、3 年間の活動はかなり活発であったと言えよう。

加えて、発足時に掲げた4つのテーマは, 一応カバーしている。とはいえ、よく見ると 濃淡が著しいことや、研究グループの力量不 足のため外部講師に依存したテーマも含まれ ており、研究がまだ深化されていないものも 多い。

今後の課題と展望

3年間の活動を通して、「キリスト教と日本の精神風土」にかかわる解明すべき課題は、極めて多いことを教えられた。また、取り上げた課題も、メンバーの十分な蓄積の上に展開された研究、はじめられたばかりの研究が混ざっており、これらは、ますます深められることが求められていると言えよう。

また、メンバー外の講師によって、提起された課題の中から、研究グループが汲み取って新たな研究を開始することが迫られているものもある。例えば、西川重則氏の講演の中で、日本の宗教政策など歴史的な視点、今日的な視点など汲み上げて深めることが望まれる。

今日、日本社会、あるいは全世界が閉塞状態、あるいはカオスの状態にあり、光を求めて苦しんでいるかに見える。希望を見出せな

い社会が出来てしまったかに見え、若者達は もはや、もがくこともしないような社会とな ったかに見える。

キリスト教と文化研究所が、取り組むべき 課題は多い。

研究プロジェクト報告/公開研究会1

主にあって、歴史に学び、今を生きる ——改めて靖国神社問題を考える——

西川重則

公開研究会開催の趣旨説明と講師紹介

安 田:今日の公開研究会の司会進行役を務めさせて頂きます、キリスト教文化研究所の所員、経済学部の安田八十五と申します。 宜しくお願いします。

今日の研究会は、精木先生に書いていただいたプログラムに従って進行をして、3時ぐらいに終わり、その後、懇親会を開くようなスケジュールで進めたいと思います。

最初にまず、森島所長の方から簡単にご 挨拶の方、お願いしたいと思います。宜し くお願い致します。

森 島:本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。関東学院大学キリスト教と文化研究所の1つの研究プロジェクトであります、「キリスト教と日本の精神風土」の研究会を、本日このような形で開くことが出来ましたことも感謝なことであります。私自身このことを大変楽しみにして参りました。

さて、関東学院は、ご存知のように、この横浜の地にキリスト教の特に、伝道者の養成校としての大きな使命、"ミッション"を持ってスタートした学校であります。しかし近代日本社会の形成期に生み出されたこともあり、関東学院は、その歴史を様々な形で受け止めつつ、今日までを歩んで参りました。関東学院は、日本の宗教政策のただ中を、特にあの訓令12号等に見られるような逆境の時代にも、また二つの大きな

世界大戦の中にあっても、変わることなくこの"ミッション"を持ち続け、歩んできたのであります。ただ、60年代、70年代の大学紛争期には、関東学院の源泉とも言うべき神学部を失うという悲しい経験も経てきました。

今これらの歴史と遺産を踏まえる時、関東学院存在の今日的意義をあらためて問わなければならないと考えます。私個人としましては、関東学院が、本来与えられているあの"ミッション"に基づいた教育・研究活動を、今日的視点をもって確立していくことを願っております。

そのような意味からも、今回西川先生をお迎えして、私たちが日本のキリスト者として、日本のキリスト教大学として取り組んでゆかねばならない大きな問題を、共に考えあう場をもてましたことを非常に幸いだと思っております。ぜひこの学びを有意義に用いてまいりたいと思います。

- 安 田:森島所長どうも、ありがとうございました。では、最初に今日の公開研究会の趣旨説明と講師の西川先生のご紹介をキリスト教文化研究所員で工学部の精木教授のほうからお願いしたいと思います。お願いします。
- 精 木: 私共の研究所の設立の当初に、どの ようなことをやろうかという、研究のプロ ジェクト作りが始まりました。そこで3つ のプロジェクトが立ち上がったのですが、 その1つに、「キリスト教と日本の精神風 土」というテーマをかかげた、グループが

出来ました。その発足の時点で、最も、今日的な問題として捉えれば、靖国神社の問題を抜きにした研究所というのは、とても考えられないと私自身は思いました。そういう思いを込めて、プロジェクトチームが形成されたわけです。当初は大島良雄客開研究員、中島昭子客員研究員に幕末維新期のプロテスタントとカトリックの宣教について取り上げ、その後、帆苅所員による明治期の植村正久などを中心とする、その前後の人物を取り上げながら、勉強会をしてまいりました。私共の関東学院の創設者の坂田祐先生もその中の一人です。

そういう継続の中で、今年度、それぞれ のプロジェクトを総括して、今後どう展開 するか見直しをする時期にもなってまいり ました。ところがこの間、靖国神社問題を ダイレクトに取り上げていなかったことに 気づかされました。靖国神社問題は非常に 根の深い問題ですから、周辺というか、か かわるところはもちろん取り上げているわ けですが、ダイレクトに靖国神社問題をテ ーマにした研究会を、自力で持つことが今 は力量として出来なくて今日に至ったわけ ですが、この時期にやっぱり、まっとうに 勉強する機会を持ちたいという結論に至り ました。ついては、講師としては、西川重 則先生を措いて、他に適任の方はいらっし ゃらないと私どもは思いまして、お願い致 しました。喜んで来ていただけましたこと を感謝致します。以上のような趣旨でこの 勉強会を、特に公開で開かせていただきま す。

それでは、西川先生をご紹介させていただきます。ご紹介するまでもなく、西川先生は、1969年、大学が混乱した時代、あの時期に靖国神社法案(靖国神社国営化法案)が提出されたわけですが、その時以来、靖国にかかわってこられました。先週、3日ほど前にもお電話しましたところ、奥様

からまだ国会から帰ってきていませんと言われましたが、国会開会中は、毎日、国会で傍聴して国の動きを見ておられるのが最近の日課のようです。ご職業は、新教出版社の出版部に長年勤務しておられました。信仰的には、日本キリスト改革派教会・東京教会の長老をやっておられます。

私自身と西川先生とのかかわりを紹介し ますと、1969年に法案が出ました直後に、 ご案内にもありますように、靖国神社国営 化反対福音主義キリスト者の集い、略称「つ どい」と言っておりますが、その69年のこ ろから、今日に至るまで、ほとんど欠ける ことなく、毎月1回、第3金曜日に例会を 持って勉強をしておられます。私も最初の 10年くらいは、参加したのですが、考える ところがあって、お休みしております。考 えるところというのは、否定的な意味では ないので、現在は、3年に1度ぐらい、顔 を出しています。昔は、毎月お会いしたの ですが、今日は本当に久しぶりにお会い致 しました。その程度のご紹介に留めておき ます。ありがとうございました。

安 田:ありがとうございました。それでは さっそく、西川先生の方から、講演に入ら せていただきたいと思いますので、宜しく お願い致します。

講演本文

はじめに

西 川:それでは、今日のテーマに従って、 学びたいと思います。とても大きなテーマ を私自身もつけましたし、連絡のときに、 これで宜しいとも言われましたので、これ に従って、歴史的な背景あるいは現状、課 題、そういう流れになろうかと思います。 主にあって、歴史に学び、今を生きるとい う、私は、講演で最近こういうテーマとす ることが多くなっております。 来年、敗戦60年という、歴史の節目にあたりますので、改めて重要な秋(とき)に、イエス・キリストに従っている立場から、主にあって、歴史に学び、今を生きたいとの思いで、こういうテーマを、つけさせていただきました。副題的ではありますけれども、改めて靖国神社の問題を考えましょうと、そういう趣旨で、お配りしましたのは、非常に簡単なレジュメですが、歴史的な背景を読み取っていただくためのものです。

現状の報告をしないといけないかな、と思っております。基本的には皆さんがずっと研究されております、キリスト教と日本の精神風土という、とても大事な考え方、学びをなさっているとお聞きしましたので、そういう考え方に対して私も本当に大事なことだと思いまして、そういうことにも当然、深く関わるような内容としております。

さて、そんなわけで、一番初めに、とい うのは今、どんな状態だろうかという意味 で皆さんがお持ちになっている、この研究 会の案内のチラシに「講師からの呼びか け」という部分がありますが、ここに書い てあるようなことから、ちょっと現状を確 認していただきたいと思っております。今、 言われましたように、靖国神社問題も含め て、日本の今の国会は、すさまじい状況に おかれております。そしてその中の私たち にとっては、大変厳しい状況に立たされて しまった、いわゆる有事法制というのが今 年の6月に成立してしまったという状況で す。そして、有事法制というのは、これで 終わったのではなくて、これからも、戦争 への道というふうに考える限り、まだまだ 有事法制が出されるという状況ですが、と にかく今、去年および今年の6月で、10種 類の有事法制が通った、という状況です。 そして、もう一つは、戦争が出来る仕組み

という意味で、条約についても国会の承認、そういう状況になっております。そうした 状況から出てくる問題というのが、たくさ んありますけれども、一つは、憲法改正し ないと、戦争への道を国(政府)としては、 進めないという思いから、いわゆる憲法改 正、これは来年、相当の動きがあるだろう と思います。

それから、靖国神社および護国神社問題 ということになります。どちらも深いかか わりのある神社です。戦死者を合祀すると いう、まつるという意味で、護国神社もそ れにかかわっております。そうした問題は、 どうなるのか。それから、教育基本法の改 正問題、これは次の国会、通常国会に提案 されるということが今の時点で予想されて いる教育の問題です。それから、いうまで もなく、今の自衛隊というのは、専守防衛 という形の自衛隊の法律、自衛隊法ですが、 それは、最重要課題ではなくなる。そして、 海外派遣というのが大きく、重点をどこに おくかというと、そちらにおく、いつでも どこにでも行けるという、海外派遣方式、 つまり、海外派遣のための恒久法という、 法律が出来ると思います。1つ1つ、特殊 な立場に立った、特別な処置法案を出すの ではなくて、どこにも適用出来る法律とい う意味です。それも準備されております。 それから、いうまでもなく、防衛庁ではな くなります。やがて防衛省ができ、1人の 大臣が就任すると予想されます。

その他、天皇制問題も不可避で、憲法改正の中にも、明記されております。推進派の草案の中に、天皇の国事行為の中に、公的な祭祀、まさに靖国神社問題に深くかかわる祭祀を行うと、いうことです。そういう意味であらゆる領域において、変化がみられます。以上は、私が国会傍聴を通して、そう思っている事柄です。

そういう状況で、それでは、靖国神社は

どうなっているかというと、今年次々と有 事関連法案が成立しましたので、有事法制 下の状況になりました。つまり、靖国神社 は、有事法制下の靖国神社になったという 意味です。同時にそれは、靖国神社の話は 後で致しますが、ただ単に、靖国神社とい うのではなくて、靖国神社の一角に、新し い遊就館というのが出来ました。軍事にか かわる本格的な教育という意味で、私の出 版物も今日持ってきておりますので、ごら んいただければと思います。そういう意味 で、その前にすでに昭和館と言って、昭和 天皇の栄光と賛美を目的とするための建 物、国営の昭和館はもう出来ております。 靖国神社は民営ですが、民営であるとはい え、国の方向に深くかかわる新遊就館も出 来ました。 実はこういう状態でありまし て、今日、依頼されました、こういう大き なテーマを私はいつも考えて運動している 立場からみて、整理しながら与えられた時 間の中で、皆さんにご理解いただけたらと 思っております。研究会の案内のチラシに 書いてありますように、靖国神社問題は非 常に複雑かつ多様な様相を呈しておりま す。同じキリスト者といいましても、意見 の違いが顕在化しております。

そういう状態ですので、私は私の立場で、 私が信ずるイエス・キリストにおいて、み 言葉は、どういうことを私たちに求めてい るだろうかと、それが講演の終わりのとこ ろで、今後の課題になろうかと思います。 今までの話は、枕詞的なことですが、もう すでに、相当私にとっては重要なことを報 告したと思っております。

歴史に学ぶ

さて、そういう意味で戦前の宗教政策、 それから戦時中の宗教政策、もう1つは戦 後の宗教政策、つまり、この分け方という のは比較的ご理解いただけるかと思ってい ます。

今日のこういう言い方で講演したことは そんなにありません。宗教法学会で、1回 だけありますけれども、戦前から戦後の今 日までの流れを、お互いに学びあったらど うだろうかと。精神風土とのかかわりでも 意味があるだろうと、そう感じましたので、 よろしくご理解ください。

さて、それでは、1番目の歴史編ですが、 戦前の宗教政策の大きな特徴をあげればど ういうことになるだろうかというのは当然 でありますが、もう先ほどの報告によれば、 勉強は終わっているのではないかと思いま した。

<忘れてはならない1882年>

明治編ということになりますが、今でも 極めて重要だと思うのは、戦後も本質的に 変わっていないのではないかという思いも 私にはありますので、そういうこともふく みの中に皆さんご理解いただいて、まず、 1882年について述べます。この年は、忘れ てはいけない年なのです。天皇の祭祀、天 皇のまつりと宗教とを分離した年です。つ まりこれは、別名国家神道が、このときか らということになるわけで、国家神道とか 国家宗教的な言い方は、占領軍が日本に来 ました時から、英語でこういう言葉をつか ったものですから、逆に翻訳してこういう 言葉が出来ておりますが、実は、1882年の 時に、国家宗教、国家(政府)による最初 の分離政策というのが出来てしまった。つ まり、天皇にかかわる祭祀、または天皇の 祭祀と同じ方向の考え方を持っている宗教 は布教する必要はまったくない。国自体が そういう考え方にもとづいて、権力を持っ ていますから、天皇の祭祀それ自体、もう 布教宣伝ということになっているわけです が、逆に、民間の立場、キリスト教であれ、 仏教であれ、民間の宗教ということになり ましたので、時によって迫害され、時によ

って弾圧されるということが起こってもやむをえないという意味での民間宗教と分離したこと、これの始まりが1882年であるということなのです。だから日本の宗教というのは、もうすでにそれから後、時の流れの中で、どういう風になっていったかというと、戦争中に、より厳しくなることになるのはもう避けられませんでした。そういうことです。

それから、公認宗教という言い方を私の レジュメに書いておきました。キリスト教 および仏教、神道いわゆる教派神道を含め まして、これは公認宗教になります。キリ スト教は一番、最後になりますけど、いず れにしても、3つの三大宗教が国から認め られた意味での宗教、公認宗教となります。 聖書でいうと「使徒の働き」・「使徒行伝」 の中に出てきます。当時、新しい道という ふうにパウロがイエス・キリストの宗教を 呼んでいた時代には、キリスト教は、まだ、 いわゆる公認はされていない。ユダヤ教は 公認宗教だった時代です。だから当然のご とく、迫害されたということになることは、 使徒行伝を読めば、良くわかります。公認 宗教を求めるということではなくて、国の 権力との関係で、公認にされるという意味 でもあって、公認宗教というのは確かに、 キリスト教もそこに入りました。そういう 時代が、第一期の戦前の宗教政策というわ けで、この神社神道、つまり、国家神道と しての位置づけとの関係で、日本の戦前、 戦時中の歴史はどうなったのか、もう当然、 良くご存知のことが、次々と起こってくる ようになりました。これが最初の大きな流 れとして、まず抑えておきたい。祭祀と宗 教の分離ということが、こんなに早く起こ っていたということになるのです。

それで、1882年というのは、ここには何も書いてありませんが、たとえば、明治天皇の軍人勅諭がだされた年でもある、とい

うことです。それから、教育の世界では、 国歌というものを文部省が指定をするとい う年にも重なっていきます。いちいち、書 きませんでしたが、1882年の年というのは、 大変な年であったなあというふうに思いま す。それで、ちなみに、軍人勅諭が出来た のは、ただその時出来たのではなくて、い わゆる、その前に、西南戦争というのがあ って、西郷隆盛が、鹿児島にこもって、最 後まで戦うというふうな状況になってきま した。そして、国側が勝ちました。つまり、 賊軍は敗北し、そして、官軍が勝ったとい うことです。西南戦争のことを靖国神社で は、薩摩の叛乱というふうに英語で翻訳し ておりますが、西南戦争のことです。そし て、西郷隆盛を、靖国神社では祭らない。 当然のように、官軍だけまつるという靖国 神社ですから、そういうふうになった。そ のころ、西南戦争の翌年、いってみれば天 皇をお守りするという役割を担っているは ずの近衛兵たちが、実は西南戦争のときに なんの報奨金もいただけない。特別に働い たのに、おほめにもあずからない。当時は まだ、軍人勅諭がない時代ですから、不満 を爆発させ、皇居に乱入するという大変な、 竹橋事件というのが、起こるということは 当然あり得た。ところが、スパイがいたこ とになりますが、発覚して、一網打尽に逮 捕、監禁そして極刑に処せられた事件です。 それに恐れをなした山県有朋という大変有 名な人物がおりました。彼は軍人勅諭が必 要であると考えました。つまり、軍人は政 治に関与すべからずという、これが軍人勅 諭です。それが1882年に出来たということ でありまして、宗教政策だけの問題ではな くて、もうすでにこういうふうないろいろ な問題が日本の国の中に、明治以降、近現 代国家形成過程の初期の段階であったとい うこともあわせてご理解いただいて、キリ スト教の公認宗教について報告いたしまし

た。

<1939年、宗教団体法成立>

いろんなことのあとで、申し上げるつも りでおりますが、二番目の流れをまず言い ます。二番目は、戦争中はどうだったのか。 その中で最も重要なものはなんなのか。い うまでもなく、1939年に成立した、宗教団 体法という悪法が成立したことです。この 宗教団体法成立という意味は何か。宗教団 体法というのは、神社神道を特別扱いにし ており、それの文脈には入らないというこ と、これが最も重要な問題です。神社神道 は、当時国家神道である、従って宗教団体 法という法律によって、規制をしないとい う問題です。従って民間の宗教、キリスト 教も含めて、宗教団体法が成立したという ことは、大変な問題になりました。つまり、 大日本帝国憲法第29条というのがあります が、それは結社の自由です。第28条は、信 教の自由でした。ところで、大日本帝国憲 法の中で、信教の自由だけはとても良く知 られていると思うのですが、その次の条項、 第29条こそが本命でありまして、これは結 社の自由ということでありました。宗教団 体法も法律の枠組みで、国は考えるという ことを、良くご理解いただくと、結社の自 由というのはどうなるだろうか。全文を読 みますと、こういうふうに書いてあります。 第29条「日本臣民ハ、法律ノ範囲内ニ於テ ……結社ノ自由ヲ有ス」ということです。 法律の範囲内です。従って、時の状況に流 されるということは明白であります。ホー リネスの弾圧は、実は日本キリスト教団が 出来たあとも、依然として結社の自由との かかわりで弾圧されたということは明白な 歴史の事実であります。そういうわけで、 法律を作った立場から勝手に、法律の範囲 内で、恣意的に決めてしまうということを 知っている人であれば、結社の自由の不安 定が良くわかると思います。

宗教団体法も実はそういう不安定法とい うことであったというわけで、弾圧はいつ でも出来るということも含めて、ご理解い ただきたい。そういう意味で二番目の「結 社から自由」であった神社神道の世界が花 開く神社神道時代、国家神道時代というこ とになりまして、宗教団体法の趣旨説明、 国会の議事録を読んでおわかりでしょう。 宗教団体法の目的、趣旨というのは、たと えばキリスト教が信教の自由の名におい て、宗教団体法の規則に従わない、法律に 従わないということはどういうことなの か。従わないということはゆるされないと のことを、趣旨説明で明言されているわけ です。そういう意味で、それらのことを一 言で言うと、認可制ということになります。 これはたった2つの言葉にすぎませんが、 実は、非常に重要な言葉でありまして、国 が認可をするという意味です。認可、従っ て、この認可という考え方においてしか宗 教活動はできないということでありまし て、大変な法律が1939年にできたというこ となのです。

1939年、いうまでもなく、中国に対して全面侵略戦争を開始した1937年7月7日以降の状況ということになります。

補足説明した方が、わかりやすいと思いますから、宗教団体法はなぜこのときに成立を余儀なくされたかという問題ですが、今言ったような意味で、1937年というのは、中国に対して全面侵略戦争を開始した年のことです。そして、日本の天皇の軍隊が予想もしない敗北を繰り返しておりました。中国の抗議、抵抗、つまり中国の正式名称は抗日戦争であり、日本は支那事変という言い方をしました。それは、日本の政府が決めた名称です。事変であります。戦争ではありません。

しかし、中国からみると、文字どおり抗 日戦争でした。徹底したレジスタンスとし

て、日本と戦うということでありまして、 逃げる形で抵抗の拠点を重慶にした。とい うことをご存知だと思いますが、1937年の 翌年の1938年1月11日の出来事ですが、今 で言う厚生省というのができます。厚生省 というのは今の理解なら、福祉にかかわる 役所ですね。当時は、そうではなくて、強 い兵隊を作る役所だった。厚生省というこ とを考え出したのは、なぜかというと、さ ~ っき言ったように、南京大虐殺を行うまで にたくさんの天皇の軍隊が抵抗にあって、 多くの兵士が戦死するわけです。発狂もす る。天皇の軍隊は発狂なんかありえない、 と戦争中言われたようですが、とんでもな い。今でも千葉県には、発狂した人たちが たくさん、病院で生活されている。それほ ど抵抗された、徹底的に。言ってみれば日 本の方が負け戦を38年当時やっていた、そ ういう苦い経験をしたことから、健兵教育 のために必要なひとつの役所を新たに作っ た、そういうこともあまり知られていない かもしれません。そういう戦時中の宗教政 策はどうあるべきかということでありまし て、宗教団体法に、残念ながら日本のキリ スト教は教派を超えて、日本キリスト教会 をはじめすべての教派が宗教団体法に従う という方向になったことは歴史の事実であ りまして、少数の人を除けば認可制に屈服 したという時代であります。

したがってキリスト教会は抗議声明を書く、仮にそういうことがあったらどうするかと考えたそうですがそういうことは無かった。戦争が起こるまでは抗議の意味で平和を願うキリスト教の声明は沢山出されたが、戦争とともにそういうことも出来なくなった。資料的には地味ですけれど、日本基督教団の本部に行きますと、戦争中の資料が沢山置いてありますので読ませていただいてなるほどと本当に大変な時代を先輩の人たちは経験されたといつも思っている

出来事であります。

<15年戦争と宗教団体法>

さて、そういう意味で戦時中の宗教政策、 沢山のことをいわなければなりませんが、 その事をご理解頂くために、年をおって、 少し話します。1931年というのは、いわゆ る15年戦争が始まった年といわれ、関東軍 によって侵略が開始される31年9.18事変、 天皇もそれを許可してしまった満州事変、 前に言っていたのがこの年です。政府も天 皇も全部、関東軍を評価する。天皇がお褒 めの勅語を出したのは有名な話です。それ から37年に至って中国と全面的に戦争を始 める。そして38年に役所が一つ生まれ、39 年に宗教団体法が成立する。そういうこと です。1939年の3月24日、メモでもして置 いてください。私は今国会を傍聴している と紹介していただきましたが、いつもどこ に座っているかというと本会議場なら大先 輩の韓国の方々が抵抗のために宗教団体法 成立の直前に傍聴した席があります。1939 年3月24日、宗教団体法が成立する直前の 本会議です。歴史の事実として覚えてほし い。何のために朴永昌という方、あるいは お父さんの長老、安利淑さんという 3人が 死を覚悟して日本に来たのだろうかという と、日本のリーダー格の宗教界の指導者の 皆さんに会って宗教団体法は悪法だから通 さないように協力を頂きたいというお願い に来られていろんなリーダー格のかたにお 会いしてこんな言葉は使いたくないが、い わゆる陳情のつもりで来られた。ところが 趣旨はわかるけれどもと言って残念ながら 日本のキリスト教会のリーダーの方は誰も 動いてくれなかったという出来事がありま す。本当に、当時の日本のキリスト教にと ってそういう問題があったことを知って学 んでおりますが、その3月24日、その直後 に成立したわけです。その3人は言うまで もなく逮捕、監禁。リーダーの長老さんは

その後獄死されました。そういう歴史の事 実の中で宗教政策にキリスト教はどう対応 したかということを学ばなければならない ということであります。

そして39年もう一つ忘れてならないこと があります。護国神社という名称にいっせ いに改称させられた年です。つまり東京に ある神社はたとえば東京招魂社、なになに 県であればなになに県の招魂社、どこでも 招魂社という言葉を使っていました。それ は自由です。しかし、靖国神社に関連して 初めてこういう意味で触れますが、1939年 の時点で、県のどこにでもある護国神社と 名前をいっせいに改めた年、つまり国を守 るために戦ってくれた戦没者、戦死、戦病 死した人達を県単位で英霊としてお祭りす る神社つまり国を守って戦死された方々を 県の立場で合祀する。国はそこに着目して 招魂社ではいけない、いっせいに名を変更 させられた年です。同じ宗教団体法ができ たころにそういうことになりました。そう いうことも覚えていてほしい。宗教政策の 一環でもあります。

<東京招魂社から靖国神社へ>

同じ事例ですが靖国神社も初めから靖国神社ではなかったのです。1869年は、東京にある東京招魂社といっていたのです。1869年6月29日の出来事です。10年経ち、靖国神社と名称変更及び別格の名前を与えられた官幣社といった大変な地位につく、つまり明治天皇の勅命により出来た神社ということです。護国神社と名称をいっせいに変更をするということも同様に大変な出来事でした。もちろん靖国神社はひとつしかありません。そして、名称変更した意味ということは、まさにこの国のあり方、精神風土に深くかかわる歴史の中の大きな出来事となりました。

それでは1869年以降10年しか経っていないのに、その時なぜ名称を変更したのか。

第一義的には当時、自由民権運動というのが非常に盛んでした。そして、国の権力構造に対する批判、自由を求める民衆の声が、当然のごとく起りました。そういう時に、民衆の多様な意見、考え方を国は封じようとしたのです。一方で、近現代国家の形成過程の中で、アジアに対する戦争が、日清戦争そして日露戦争と続きます。そういう意味で、戦争が起こる、否、戦争を起こすという前提で考えたときに、天皇のために命を捧げた戦没者、そして天皇のために命を捧げた戦没者、そして天皇のために命を捧げた戦没者、そして天皇のために命を捧げた戦没者、そして天皇の方のです。

そして第二に、靖国神社の名称変更にかかわる意味づけを、全国民に知らせる働きというのはそこから始まります。つまり、教科書です。子どもの教科書、小学校の教科書は全部、天皇を賛美するところから始まって、その次には、靖国神社というところが出てきます。国定教科書です。私が、批判的に愛読している1920年の国定教科書は、まさに、そういう内容です。

そういう意味で、靖国神社と名称を変更したこと自体、大きな時の流れ・状況の変化を理解できると思います。国を守るものは誰なのか、もちろん、天皇制教育をされた国民が天皇の国を守るという意味です。そして、天皇を中心とする神の国のその天皇、国の中心の地位に立たれる天皇の国を守る。そして、守った。戦死した。戦病死した。その方々に対して特別な待遇をというのは当然ということになりますね。

ですから、名称変更の背景は、多種多様な重要な考え方がもろに反映された意味での、名称変更だったということになる。そして、同時に、内務省、陸軍省、海軍省の管轄になり、やがてそれは、陸海軍省の2つの管轄になりますけれども、内務省はもういらなくなります。いずれにしても、第

一段階は、内務省も含めてそうでした。つまり、もともと、陸軍、海軍の軍人との深いかかわりを持っている神社というのは、ここからきています。

そして天皇は、もうひとつの顔を持っていた、象徴天皇の顔しか知らない戦後はとてもそんなことは考えることが出来ない。 大元帥陛下という天皇は2つの顔のひとつです。そういう意味で、大元帥陛下、軍人の最高の責任者、特権を持っている、その大元帥陛下の命令に従い、戦場に参加する。そして、お国を守った。それを、名誉ある戦死という意味で天皇は直接、靖国神社に参拝をして下さる。こういう関係にある。これで、お分かりいただいたかと思いますが、特別な靖国神社と見なされた。

これは、宗教政策の非常に重要な、ひと つの側面であり、天皇を中心とする神の国 をめざす天皇制教育はずっと続いておりま して、今日まで来ているということです。

神社は非宗教というこれだけが、宗教政策ではありません。それから、戦後も見られる公認宗教的政治姿勢は今なお未解決の宗教政策の側面でもあります。公認宗教になったも靖国神社側では勝手に、合祀をするとなったも靖国神社側では勝手に、合祀をする。とそういう考え方で、牧師であれ、戦死した人は今もは、そこかられているというのは、そこかられているというのは、そこから大者の要望とか、意見とか警告に、初かち今日まで、耳を傾けるということが、今も続いているのです。

く戦時下の宗教弾圧>

さて、その次の話をします。1941年、太 平洋戦争が始まった年です。12月8日です。 そして、ホーリネスの弾圧を含めた、日本 キリスト教会も含めて、すべての大集団と いわれる教派が一緒になって、ひとつの日本基督教団というのが出来ます。そういう 状況に入っていきますということです。そ して、1941年12月8日の早朝から何が始まったのだろうか。宣教師の多くの人がその 日、逮捕、監禁されるということが起こり ました。それから、神社参拝などを拒否す るという牧師、長老、キリスト者は、少数 であったとはいえ、同じような運命に直面 しました。

特に、もうひとつここで忘れていけない のは、1938年の問題ですが、これはさきほ ど言いましたように、韓国の方が中心です けれども、日本の植民地政策の犠牲、被害 を受けている植民地時代ですけれども、し かし、神社参拝問題では、徹底的に戦うと いう長老派の最後の牙城として、牧師、長 老、信徒が戦っていました。しかし、1938 年の9月9日、10日の事件と言いまして、 一番重要な報告をすれば、当時、植民地支 配をされている韓国、今も分断されていま すが、朝鮮の歴史の中で、長老派の最後の 牙城として戦っていた、牧師、長老、信徒 の人たちが一堂に会することを余儀なくさ れました。1938年の9月9日、10日の38年 総会です。官憲に包囲されている中で、神 社参拝についての考え方を最終的に討議す るという建て前で、そこに集まりました。 しかし、残念ながら議長は、官憲の支配の 下にあった議長ですから、教会の議事法違 反の行為を最初から考えていたと思われま す。宣教師が抵抗して、議事法違反という 声と同時に逮捕される事件まであって、66 年前の1938年9月9日、10日の総会が終わ ったという意味は、今も韓国の牧師がおっ しゃっているとおり、神社は、実は宗教で はないという考え方を押しつけられ、抵抗 できなかった結果となり、恥ずかしいこと をしてしまった総会、取り返しのつかない 屈辱を残した総会であったということで

す。神社は宗教ではない、だから参拝して 何が問題なのかとごうまんに問いかける日 本の牧師の居丈高な姿勢、そして屈辱の声 明の採択を余儀なくされました。10日の午 後、ピョンヤン神社に集団公式参拝した事 件です。それは、1938年、つまり、植民地 に対しても治安維持法とか、宗教政策は、 深く関わっていた時代の日本の宗教政策の さまざまな影響と波紋というのが、そうい うかたちで出ていたという時代の話です。 これは、日本本土のことじゃなくて、植民 地時代、台湾及び朝鮮の歴史の中で起こっ てきた出来事であることも、今日この時点 での課題という意味では絶対に忘れてはな らない、日本の靖国神社問題に関わる歴史 であるというふうに思っております。さて、 少しとばしていきましょう。

1941年というのは、太平洋戦争ですが、 さっき言ったように、宣教師などは、スパ イだという意味で、私も知っている宣教師 はほとんど、逮捕されてしまいました。そ の後は、強制疎開と同じように、母国に強 制送還させられたという出来事が起こりま す。そういう意味で、ホーリネスの弾圧を 含め、さまざまな弾圧が起こりますが、も う一度ここで、たとえば、ホーリネスの弾 圧は、なぜ起こったのだろうかを考えて見 ます。1942年の6月26日の出来事ですけれ ども、要するに、宗教団体法が成立してい た。そして、ホーリネスは、結社の自由と いう点では、事実上結社の自由を与えられ ていない。そういう意味で、同じキリスト 教でもそういう違い、運命を余儀なくされ たという意味で、この明治憲法の第29条と いうのは、もろに、ホーリネスの弾圧につ ながっていったと思います。

同じ宗教政策であっても、大きな、日本 キリスト教会のような教派は、どこに所属 したらよいか。文部省に所属する、そして、 結社の自由うんぬんといったことは全部、 内務省に一任する。内務省は、弾圧する側ですね。文部省は、温存する側ですから、 文部省の管轄に入った、大きな宗派、日本 キリスト教団のような、弾圧、迫害から免 れる。そういう意味で、残念ですけれども、 これも歴史の中で、大変な深刻な問題とし て、起こった出来事です。これも私にとっ ては、忘れられない出来事ですので、補足 説明をしておきます。

<政教分離の戦後史>

さて、1945年以降、敗戦 8月15日というところに入ります。ここはもっとも現実の課題ともつながっていきますので、改めて私は皆さんに、きちっと歴史の事実に基づくことを報告したいと思います。1945年の8月15日前には、ポツダム宣言というのがありまして、それを、最終的には受け入れたということで、敗戦の日を迎えます。

そしてその後、何が起こっただろうか。 一番重要なのは、実は、「神道指令」とい う日本国憲法が出来る前の話です。1945年 12月15日の出来事ですが、これは略称です。 神道指令というのが出来ます。これは、 GHQ (連合軍総指令部)が出してきた、 戦後の日本の宗教政策の方向性を決定した 歴史的な文書です。これは、名前は略称で 神道指令という、実は、神社神道だけを戦 後弾圧するための指令と批判する声があり ますが、そうではなくてキリスト教を含め 全ての宗教に関る、全て平等に、国家と宗 教の分離の大原則をきちんと書いたのが神 道指令なのです。したがって、本来は、日 本の政府が戦後の宗教政策を考えていたと 言うならばこれに負けない宗教政策を書く べきであった。今もよく言われている神社 神道に対する差別であるとかでは、まった くありません。国家と宗教の分離を目的と する、これが真ん中に位置づけられた神道 指令です。よく覚えていてほしいのです。 「『神道指令』の今日的意義」という相当長

い論文を書かしていただいて、今も関心の ある方は参考にされています。

相手側の立場では、神道指令は亡国指令 だと明言していますが、神社神道を弾圧す るために作ったのではありません。神道指 令はそんなことはありませんと私は代わっ て報告しておきたい。つまり、神道指令の 一番の内容は国家と宗教の分離の原則に基 づいた戦後の宗教政策を GHQ の方で作っ たということです。占領政策ですから、高 度の政治決着によることは自明のことでし ょう。しかし日本の政府が作ることが出来 なくって、もう黙っておれなくて GHQ の マッカーサー総司令部が作ったのが神道指 令であり、誰も文句のいえない実に見事な 内容だといえます。むしろ評価しているわ けですが、それが精神的系譜となって日本 国憲法の第20条第3項が実はできたという ことなのです。

したがって私達が尊敬する憲法学者の誰 一人、神道指令を問題にする人はおりませ ん。ごく当たり前のことを言ってくれた、 重要なことを言ってくれたと50年代の憲法 学者の本を含めて、ずーと評価されている。 つまり憲法20条は非常に重要な命の命とま で言われ、民主主義の命とも言われており、 非常によく考えて出来た条文であることは 否定できません。第1項 信教の自由及び 政教分離、第2項は 参拝をするしないを 強制されないような問題を、第3項は国家 と宗教の分離をと3項から成り立ってい る。アメリカの憲法の「修正第1条」は、 国家と宗教の分離問題と言われますが、と てもとてもアメリカの第1条と日本の20条 を比較すれば日本がずっと優れておりま す。ドイツ、フランス、イギリスどこの国 と比較しても20条は最もきちっと書いてあ ると私は思っています。そういう意味で日 本国憲法20条は戦後の宗教政策の結晶を意 味しています。

神道指令の精神的系譜であるということ を確認していただければ幸いであると思っ ております。靖国神社問題を解決するため の一番重要な課題である政教分離の戦後 史、今は政教分離そのものの理解もまちま ちで様々な意見が飛び交ってますが、そう いう戦後史を直視しつつ、一番重要なこと をもう一度確認してほしい。

政教分離というのは国家と宗教の分離と いうことでそれが原則です。国家と宗教の 分離に基づいて解釈をしなければなりませ ん。すべての公務員は正しい原則に基づい て解釈・適用しなければいけません。原 則・解釈・適用を首尾一貫した立場で政教 分離の理解をしていただいている方には間 違いということは起こりません。しかし戦 後史は一貫した政教分離の原則・解釈・適 用ということが政治家などの中で殆どでき ていないということからさまざまな問題が おきている。小泉首相が4回も靖国神社参 拝をいたしましたが、政教分離の言葉を一 言も述べていません。法務大臣の経験のあ る自民党の人もそうです。今の閣僚もそう です。それほど政教分離ということは地味 で一般には研究のテーマにもならないぐら いの位置づけになってしまっています。キ リスト教の大きな責任課題、我々がなすべ きことの非常に重要な論理の構築、運動の 展開の重要性が浮かび上がってくるでしょ う。しかし本来の憲法20条3項の解釈では なくて、実は1977年の7月13日津地鎮祭裁 判、最高裁大法廷判決というのがありまし た。1977年の出来事です。市の地鎮祭問題 から起こってきました第一審、第二審、第 三審、最終までいきましたが、残念ながら 最高裁の10人の裁判官は、政教分離の正確 な解釈を避けたわけです。天皇制秩序を優 先する日本的解釈が問題だと思うし、同じ 考え方で政教分離の考えを厳格、徹底した 分離原則というふうに位置づけないで小泉

首相あるいは中曽根康弘元総理大臣も靖国 神社参拝を強行しました。

1985年8月15日、中曽根首相は政教分離 の立場を少しは気にしていたようですが実 は最高裁判決を拡大解釈して合憲解釈をす るということをやってのけたわけですね。 つまり首相が参拝するそれは何も不可能で はない。その参拝するときにどういう目的 で参拝するのか、参拝した場合はどういう 効果があるのか。効果というものも目的と いうものもあいまいな基準によって宗教活 動ではない宗教行為ではないとか、こうい う場合では違憲にはならないという判定基 準を生み出した訳です。それから効果、首 相が参拝したからといってそんな影響があ るわけではない。とにかく合憲か違憲か決 めるのに恣意的な判断基準を最高裁の判決 から作り出してしまったわけです。以来77 年以降、推進側は目的と効果によって合憲 であるような考え方をしましょうと、それ で今日まで、ずーと参拝を繰り返している わけです。首相の個人的な意見をマスコミ に発表したことは本命ではなくて目的、効 果基準に基づいて合憲だという新しい政府 見解がちゃんとあるわけで、そうした解釈 で今の首相も参拝をやっているわけです。 そこをきちっとわれらの立場で言うべき言 葉と言うべき材料および論理、政教分離の 大原則に基づいた批判をしないかぎり私達 の働きというのは十分には理解していただ けないとの立場で、ずーと地味な勉強をし ている一人です。首相が参拝したとき、い やこれは別に宗教的行為でもなければ、宗 教的活動でもありません、つまり「英霊」 と呼ばれる、尊い命を捧げて下さったそれ に感謝の意を靖国神社に行って表現するだ けだと繰り返し言っているだけです。どう していけないのかと首相が言っています ね。そういう言い方ならばべつに首相では なくてもそうした思いで参拝する人は沢山

います。

そういうレベルで事柄を解決するという、言ってみれば考え方それ自体が、中国から、韓国から徹底的に批判されてもそれは内政干渉だ、なにも耳をかたむける必要はないというのが現内閣の考え方です。だから首脳会談が出来ない。靖国神社問題が出来ない。靖国神社問題にいるので、いくら首相や外務大臣にいるんなことを警告してもそんなことを警告してもそんなことを警告してもそんなことを警告してもないとないもとなにも耳を傾ける必要弁を国するによっ。荒っぱくいうとそういう答弁を国する側も政教分離という言葉を正確に解釈しも多くないという現状であるのです。

今日、ここに来る直前までその問題で国 会傍聴しておりました。外務委員会で実に 情けない質問の仕方、なんと情けないを でと思った。これがレベルなのですから、 そういう意味で私達はこういう文化研究そか、 精神風土研究グループとかが、そういう意味で私達はこういうですのが、 をか、精神風土的な感覚でも 考える多くの日本人、学者、有識者、て、 学者、国会議員、閣僚、首相によって、 等者、国会議員、閣僚、首相によって りまいる現状に対して、 きちっと解 決する方向性を示し、国会や行政とい 対して警告しないわけにはいかないではないですかと私は思っている次第です。

< 人権条項について徹底した学習を>

でもお願いをしないといけないのですが、そう簡単に今のようなレベルは解決しない、できないという思いがしますが、それはいつにかかって日本の国の為政者が、政教分離原則、あるいはその前の憲法19条思想信条の自由、21条の表現の自由、結社の自由、こういう重要な人権条項について徹底した学習をしていて為政者として当選するのであれば話は別ですが、勉強も何も

しないまま、国会議員に当選し今のような 状態になってしまったと言っても言い過ぎ ではない。熱心な憲法学習、政教分離につ いての十分な学びをしないままに戦後59年 が来てしまったといえば言える状態なので す。一つそういう事を考えて頂きまして、 次にうつる前にもう一つ言っておきます。

1957年のこと、時の首相、岸信介、実は 岸信介内閣のときにこんな事があったのか と思う報告をしておきましょう。政教分離 にかかわる重要な報告だと私は思います。 当時、戦後の日本の中でアジアの国々から 宗教団体の人が日本に来るとか、日本の宗 教者と会議を開くとかそういうことがあっ て、たとえばインドなどからきますね、そ ういう時に時々、日本の内閣の誰かに来て 頂くとか、なにかを要望するなどが当然あ ります。そういうことがたまたまあった時 に岸内閣総理大臣の名において実に見事な 公的に出した文書 、それは今、情報公開 で、現実にそれがあることがわかったので す。文書も知っていますけれどもひとこと で言いますと今日説明したような政教分離 に基づいた公的な文章なのです。岸内閣と 言えば、岸内閣の首班である岸信介という 人は1969年5月3日に自主憲法制定国民会 議を作った初代の会長でした。自主憲法制 定国民会議とは何ですか? 日本国憲法を 「改悪」するために日本人の立場で天皇を 中心とする憲法を早く作りたいという国民 運動の初代会長に就任した岸信介ですね。 毎年憲法を改悪するために5月3日に東京 で集会を開いている会の初代会長です。

その中に政教分離問題とか天皇制の問題とかあらゆる問題が私たちが願わない形で自主憲法制定国民会議の皆さんは憲法を改悪しようとしている。しかし岸内閣の時にはまだできなかった。まだ50年代であった戦後史の中で、まだまだそういう時代には本来の政教分離しか公表できなかった。時

代に逆らう公文書、公の文書が書けなかった時代である。だから岸信介自身にどれだけの力量があったかどうかは別として公的には私が解説したようなことしか書けなかったであろうということを是非知って靖国神社法案の提出が強行され、69年の6月30日に第1回国会提出となったのです。今年は丁度35年経っています。私は「つどい」の代表として毎年その日を覚えてなぜ、靖国神社法案が提出されたかを忘れないために集会を開いています。そういう立場で言うとなりことです。

<1969年6月30日に、なぜ靖国神社法案が 国会に提出されたか>

したがって、次の報告に移りますが、1969 年6月30日に、なぜ靖国神社法案が、日本 の宗教政策として神道指令の精神的系譜で あり厳格、徹底した政教分離原則を守り、 擁護べき立場の為政者、多数の国会議員が なぜ、靖国神社法案のような悪法を国会に 提出するのをよしとしたのだろうかという こと、それは、69年はすでにそんな時代だ ったということなのです。つまりそういう 意味で69年6月30日を忘れてはならないと 私は思っているのです。なぜ、1969年6月 30日に第一回の靖国神社法案を出したのだ ろうかということは大変重要なことですか ら報告しておきます。靖国神社は1869年6 月29日に東京招魂社という名称で創建され ました。それから100年ではないですか、 30日は翌日です。当時靖国神社と日本遺族 会が中心になって靖国神社法案を提出する ことを強く要望したという話です。必ず一 回の国会で靖国神社法案を成立させると考 えていた時代です。それほど対日平和条約 ができた後、日本は日本回帰現象の時代で あって、靖国神社法案を出しても大丈夫と 思っていた時代の話です。靖国神社もそう

思っていた時代です。ところが74年の6月 3日まで何度も何度も靖国神社法案は審議 未了・廃案になりますね。ついに74年6月 3日に参議院で最終的な審議未了・廃案に なりました。廃案になった本当の理由は何 なのか、ご存知かもしれませんが、最終段 階では靖国神社当事者が靖国神社法案がこ んな法案なら成立することに反対だという ことに変わってしまった。初めはそう思っ ていなかったそれを解く鍵は何だったの か。戦後の宗教政策は認証、宗教団体法の ときはなかった言葉です。宗教団体法は国 の権力構造のもとで許可制、認可というこ とがありましたね。ところが戦後の宗教政 策の基本は宗教法人法です。宗教法人法は 国家権力によって認可されるような法律で はありません。日本のキリスト教、プロテ スタント・カトリックその他の宗派を含め て自分たちが宗教活動をしたいというとき には、何も宗教法人法にお世話にならなく てもできる。でも、宗教法人法、法を媒介 として認証するという行為をするというな ら、それはそれでいい。東京都知事との関 係で靖国神社は認証を得て宗教活動をして いるわけです。キリスト教も同じように宗 教法人法という法律を通して認証行為をし ている。つまり認証というのは許可とはま ったく異質な考え方です。手続きに過ぎな いわけです。それほど宗教法人法は政教分 離及び宗教の自由を大事にしている法律で す。こういう優れた法律ができているわけ です。したがって靖国神社も宗教法人法と いう立場で認証行為をしたのであれば小泉 首相の参拝に対して NO と言うべきであ る。宗教政策から見てもそうあるべきであ る。今日、お配りした大事な資料、8月2 日に都知事が来年の8月15日に、一年間よ く準備して今の天皇に靖国神社参拝をお願 いするという運動を展開しているわけです ね。今年8月15日、日曜日でしたけれど礼

拝が終わって近くにある靖国神社に飛んで 行きました。その日、小泉首相ではなく都 知事が靖国神社参拝をしました。参拝後出 てきて共同記者会見をやっているときにど ういうふうにコメントするか多分そうする であろうということを予想しながら、すぐ 近くで抗議の姿勢で待っていた。予想どお り、来年の8月15日を目指して今の天皇に ご参拝頂きたい、皆さんにも協力をと言い ました。そうした発言及びその政治姿勢が 根本的に間違っていると、毎年東京都庁に 代表の一人として抗議集会を繰り返してい ます。東京都知事が認証行為をしているん ですからね。政教分離を守るべき都知事が 靖国神社参拝を自らやる、主権者である私 たちとして、そんなことをやらせてはいけ ない、象徴天皇でしかない天皇になぜ、8 月15日に靖国神社参拝を強要するのか、い やしくも、石原都知事も宗教者の一人です。 キリスト教ではありませんが。他の宗教で あっても公的な立場に、立っている公人と してこういうことを平然とやってのける時 代に今なってしまっていることを忘れてな らないし、改めて、戦後の宗教政策という ことを考えましょうということになろうか と思うのです。認証という言葉を書いたの はそういう意味であります。74年、靖国神 社が靖国神社法案の成立を断念した真相を 究明し続けてきた私は、あれから30年を経 過した今、有事法制下の靖国神社と重ね合 わせて考えています。簡単にその要因を報 告するのではなく、皆さんといっしょに靖 国神社の本質をより深く掘り下げ、歴史的 検証をすることによって解明するように願 っています。さて、終わりに近いと思いま すが、いろんなことを申し上げたかと思い ますが、これは簡単なレジュメでしたが、 これから肉付け的なことを幾つか申し上げ てみたいと思います。

<まとめ>

何といいましても江戸時代ではなく、日 本が独立国家として1868年以降実に様々な 経験をした。一番大きな経験をしたのは、 国際戦争を実は次々と日本がやったという 歴史の事実です。日清戦争、日露戦争、15 年戦争、常に日本の国は自衛の名によって 侵略戦争をくり返しました。国を守るとい う建前、あるいはそういう大義名分で戦争 を繰り返してきた。でも、歴史の事実はそ うではないのではないですか、それが、私 の研究であり出版につながっています。 『「新遊就館」ものがたり』、今日持ってき ました。これはそういうことを前提として 靖国神社の問題点について批判しました。 『「昭和館」ものがたり』と対になってい ます。

ともあれ、靖国神社に祭られている人た ちは戦死、戦病死した人たちであり、その 人たちの中にもう一つ靖国神社問題を考え るのに重要なことは約5万に近い方々が旧 植民地時代にあって勝手に祭られているこ とです。2百46万人のなかに祭られている わけです。約5万の人たちが戦争中強制連 行されたり、家を犠牲にして日本人という 名において戦わされ、特別攻撃隊に参加し た人たちも遺族に知らされずに、勝手に今 も祭られている問題、したがって靖国神社 問題は国内問題に留まらない。もう一つの 問題は例えば中国、あるいはシンガポール、 インドネシア、アジア全域において天皇の 軍隊が派兵された、その派兵の目的は何で あったのか詳しいことは時間がありません ので話せませんが、いずれにしても天皇の 軍隊は官軍の立場でやったということで す。植民地時代に圧制を強いられた方々が 戦った場合、実質賊軍と同様に見なされた、 そういう考え方で靖国神社の歴史観は成り 立っている。官軍賊軍の関係は変わってい ないということです。

国内的には治安維持が大きな問題になり つつありますが、宗教政策の面から考えて みたい。キリスト教が公認宗教として、一 応国から弾圧されないような立場になった といいますけれども、今後のまとめ的な課 題を言えば、いまも実質変わらない点があ るかもしれない、いや、ますますそうなり つつあるのかもしれない。公認宗教、ある いはまた、日本の宗教政策、戦前は特に保 護と監督が大前提だった。保護するという ことは同時に監督するということ、これは 対になっている。ところが戦前のキリスト 教会は2月11日とか4月29日とかいう日に 長老派は集会を開くなどやりました。その 日にまず、明治天皇に、信教の自由を与え てくださった明治天皇に感謝の意味を込め て開会の時にお祈りをするとかがなかった わけではない。そういう問題です。保護と 監督、これは国策上実にうまくやってのけ た悪い宗教政策なのです。国家は同時に支 配をするわけです。保護と監督、実際は支 配されたわけです。そういう問題を克服で きているかどうか、という問題です。

もう一つは宗教団体法が成立した問題に ついてです。宗教団体法を成立させたとき に神社神道はその枠組みから自由にされて いた。つまり関係ない。依然として国家神 道たりえた。つまり、天皇の宗教、天皇の 祭祀というのはそういう位置づけで考えら れていたという問題、宗教団体法の枠組み で説教しようとしてもそれは許可制ですか らそこにスパイが、私服刑事が説教を聴い ているという状態ですね。そういう事例は 多くあった。それから、1939年護国神社の 名前を変更したのは「国を護る」神社、「国 を護る」ための思想統制あるいは国論統一 あるいは大東亜共栄圏構想、どの場合を考 えても天皇を中心とする「神」の国、天皇 を中心に考える思想、そういうことと不可 分の関係があっての名称変更問題であっ

た。そしてそうした思想に従わなかったら 逮捕、監禁するというのが、ずーと続いて きた。

日本のキリスト教の歴史を学べば、そんな時どんな対応を示したのか、少数を除けば時代の潮流に屈服してしまった。そういう時代に戦った人たちがいますが、それが韓国あるいは台湾の長老派の皆さんを含めてのことでありますが、そういう歴史は本当に知らされていません。

そして戦後、神道指令で実に内容の濃い 宗教政策をやってよろしい、つまり、宗教 行政というならこれに尽きるというような 内容が憲法の条項にきちっと明記され、 我々が何度読んでも、そのような条項は光 っているわけです。19、20、21条あたりにず ーと続いており、それらについての深い認 識、それらがなぜ人権条項になったかつま り、戦前戦中の歴史の事実にもとづく、歴 史の教訓にもとづいた条項がじつは人権条 項なのだと。そして我々は各条項を生かし 戦うべきだし、国に警告するのなら警告す る場合の我々の位置づけ、立場を明確に、 全ての教派がお互いの関係の中で協力し合 って今生きているかどうかつまり、主にあ って、歴史に学び、今を生きたいというふ うに、今考えているかどうかお互いに私も 含めてよい関係を保ち、協力しなければな らないと、神と隣人との前でそう思ってい る私です。

そんな意味で、今日大きなテーマを付けさせていただきましたが、そんな考え方だということを常日頃地味ですけど日本の国のあり方のなかで、日本のキリスト教会が教派を越えて一緒に考える問題、大学は大学で一緒に考える問題はたくさんあるなと常日頃考えていたので電話連絡をいただいて、先生にこういうテーマでよろしいですかと申し上げまして、良いというご返事を頂きまして、今日「キリスト教と日本の精

神風土」という大変重要な研究グループの 皆さんとお話をすることになりました。

日本のキリスト教というのは決してマジ ョリティーではありません、マイノリティ ーです。だけれども、非常に重要なことは 原則とか契約をとても大事にすることがで きる一方、相対的に柔軟に考える、そして、 キリスト者として、柔和と謙遜なキリスト 者として共なる歩みを続けることができる はずだと思っています。それに相応しい日 本の国のキリスト教の責任課題はあるなあ と、つまり神社神道のようなあいまいに無 原則に包み込むような宗教ではなくて、日 本の厳しい厚い壁の風土にあってもそれに 対して対峙でき、きちっと私たちがキリス ト教の根本精神に基づいて私たちのあるべ き理念を心に刻みながら、日本の精神風土 を少しでも変革できる方向へと共に協力で きたら大変意味のあることだと。それぞれ の賜物を生かして協力関係を蜜にすべきと の思いを、常に持ちたいとそんなことを考 えさせていただきました。有事体制下の日 本、厳しい日本ですけれどもそれだけに書 かせて頂きましたように多様な要素があっ ても大原則の下にあってきちっとやると必 ず希望をもって私たちの国を主の喜び給う 国の方向へとつくり出すことができるとの 希望をもって明日を望み見ながら、共に努 力をしようではありませんか。そんな祈り に支えられて今日、参加しました。

安 田:どうも、西川先生ありがとうございました。主にあって、歴史に学び、今を生きるということで靖国神社問題を考える、という戦前の宗教政策から戦中、戦後の宗教政策、最近の生々しいいろんな有事法制の問題等を踏まえて、最後にキリスト教の役割ですね、そういう点にも働いた大きな問題提起でなかったかというふうに感じております。それでは、後30分位時間がありますのでいろいろ質疑応答、ご意見等を自

由に意見交換の場にしたいとおもいますで よろしくお願いいたします。

(質疑の質問者の録音が不明のため、西川氏の回答のみを記す。質問に大きく2つの補足内容が加えられた。講演の補足とも言えるので、項を分けて記す。)

補足1:伊勢神宮問題について

まさに今後における有事体制づくりの日本へと直進するわけです。民主党もそんなに変わらないから野党第一党の立場で似たようなことを、菅代表が党首の時にこう言ったものです。「私は国会議員になって一度も伊勢参拝をやったことがない、やがて民主党が政権を取ったとき、党首だから伊勢参拝しなければいけないと思って参拝した」のだと、それで2回参拝したのです。今まだ党首なら今年も参拝したかもしれない、そういう野党が政権を担当すると豪語している時代である。

靖国神社問題は大変な問題だと思いまし て毎年抗議声明をだしているのです。そし たら「産経新聞」がこう書いたのです。「靖 国神社問題はしょっちゅう抗議声明を出す が、伊勢参拝問題は抗議しない、これは文 化の問題だから当然だ」と。これが「産経 新聞」の書き方です。しかし、私は伊勢神 宮参拝に対しても、毎年抗議声明を出して いたのです。「朝日新聞」の記者が、私が 出したのを忘れたのか、「産経新聞」がそ れをせせらわらってそういった文書を書い てあったので、私にお詫び方々送ってくれ た。西川さんが書いたのを「朝日新聞」が 早くそれを取り上げていればよかった、そ ういうことなのです。だから伊勢神宮問題 について、私は本を書くことを依頼されて いるのですが、日本の精神風土でなにがお こったかというと、最も重要な問題は1933 年美濃のミッション宗教弾圧事件でしょ う。生徒が伊勢神宮参拝が避けられない修 学旅行をするのを拒否した事件です。時の 文部大臣、鳩山一郎が、国レベルの問題と したのですが、なかなかそういう問題もま だまだ広く知られていない。何故美濃ミッ ションを迫害したのか、プロテスタントの 教会がですが、大垣市で。そういう問題が あります。1933年はいろんなことがおこっ た年です。

伊勢神宮問題は、靖国神社問題と一対に 考えて下さい。最後に今後の課題となるの が伊勢神宮問題ですから。もう一つは新遊 就館ができたのが2002年、130年経った時 にあたらしい遊就館を作ることを計画しま したね、2002年の7月13日に新遊就館がで きました。翌年に有事法制が成立した、現 在、推進派はこう言っています。イラクで 名誉の戦死をした自衛隊員をどこに合祀す べきかよく考えよ、政府は今すでにそう言 われているのです。内閣総理大臣にむかっ て。そういうときに、国(政府)としてど う考えるでしょうか。そういうことを平気 で考えるような状況なのです。そして合祀 をするのは靖国神社ですね。靖国神社も喜 んでお引き受けするといっているのです よ。そして、名誉の戦死として位置づける。 そしてもうひとつはそういう教育をせよと 言っているのですよ、今。今後の課題とい うと、合祀は良いのでは、名誉の戦死は良 いのでは。当たり前だという国民が多けれ ば次の問題、キリスト教はどうなるか、仏 教はどうなるかおそらく大変な問題に直面 するはずです。なぜなら靖国神社法案に反 対したのは宗教者だけではなかったのです よ。69年から74年まで。自民党を除いて全 部の政党が反対したのです。最後に靖国神 社当事者がこのような法案では靖国神社に とってはあまり良い内容ではないからと、 反対した。しかし今は、靖国神社は喜んで 合祀を受け入れるという状況。政党的にい うとばらばらになっている。非常にマイノ

リティーのキリスト教である。依然として 神のみを畏れて人を恐れずこうした問題に かかわる覚悟をすべき時代がやって来るの です。私自身は覚悟しなければと思ってい る。平和運動にかかわっている民衆の家宅 捜索が公然となされる時代となっているの です。私は悪法には従いませんという立場 ですから悪法が成立する度に、従わない理 由を主の前で、自己吟味する昨今です。も う、130件位家宅捜索されています。来年 はどういう時代になるかなとアジアとの関 係を大事にすべきだとの私の思いからは、 現在国際的な靖国神社問題の時代であり、 中国では今年常徳で4月2日に私は発言を 求められました。一万人抗議集会で是非発 言してほしいということになり、本当に実 現しました。そういうことが隣国では可能 ですが、日本では反対運動をしていても1 万人がひとつの場所に集まって靖国神社参 拝の反対運動はできません。

こういう時代であるからこそ日本国憲法 の原則に基づいて抵抗することが求められ ています。難しい厳しい時代になっている ということを考えながら歴史をお互いに学 びましょうということです。今後の課題は 教会がもっともっと厳しくなるということを御言葉に学びつつイエス・キリストの僕 として我々はどうあるべきか考えていきましょうということです。

補足 2 : (質問)国家神道と神社神道について

国家神道と神道はまったく違うものであり、国家神道いうのは作られた神道で民間神道が中心であって日本文化の要素になっている。神社神道と国家神道のちがいをご説明いただきたい。

西 川:一般的、通俗的には1882年のときに 国家神道という言葉は使わなかったと思い ます。祭祀と宗教の分離という言い方をし ましたね。それは明治政府の宗教行政の問 題であり、国家神道の位置づけとして、事 実上国家の宗教としました。そして、より 厳しく民間宗教を、弾圧・迫害するように なりました。言葉の問題でいうとそれ程重 要ではないけれど、歴史的には重要な問題 として戦後も未解決の問題を抱えていま す。

戦後は違憲訴訟などがしょっちゅうあります。国家神道が復活するのかどうか、原告側は常に復活するという。けれども神社神道の学者はそんなことは無い、ありえないという言い方をします。かみ合わない問題ですね。こちらの学者にも意見の違いは依然としてあります。向こう側は国家とは何か国家神道はなにかという本を出したりして釈明して今日に至っています。

もうひとつは神道、神道と言っていますが、神社神道を指している場合があります。私が言っているのは神社神道のことを言う場合が多い。教派神道は国家神道の方には位置づけられなくて、民間宗教のほうに位置づけられています。だから弾圧の対象になった。一般に、国家神道という言葉をきちっと行政の世界で使っていないといま、国家神道が復活するとは言っていない。しかし天皇の祭祀にかかわる問題である。天皇制を中心に考える神社神道の宗教の問題を言っていると考えないと分りにくい。

私には毎月一回は「つどい」がある。先ほどお配りした62号は「つどい」で出している月に一度発行の機関紙です。教派の東部中会の委員会では「中会ヤスクニ」というのが出されている。その最近の号に、私たちの教派の牧師の皆さんにお願いするつもりで74年に私の本なのですが『靖国法案の5年』を書きましたが、その中に「慰めの神学」という表現でまとめてあります。もう一つの問題は平和遺族会全国連絡会に属していまして、肉親を「英霊」と呼びた

くない、かつての戦争は侵略戦争だという 立場の遺族であり、日本の遺族なのです。 日本遺族会の皆様はまったく逆で肉親は 「英霊」である、国が戦ったのは自衛のた めだったと。日本の遺族の違いが浮き彫り になっている。

でも私もそういうことはよくわかっているし、知っている。だからなにもできないのではなくって、日本遺族会の方々に、私たちがご理解いただきたいと願っているのは「慰霊」という問題、霊を慰めるという言葉と追悼の峻別を是非はっきりさせてください、一方、牧師の立場であれ、学者の立場であれ慰めの神学を本に書けたらもっといい、靖国神社問題の神学的問題をきちっと書いてほしいと、私の本にも書いて要望してから30年以上たっているわけです。

なぜ自分の肉親が靖国神社に祭られて も、それを感謝をし涙を流して天皇のため に戦った、だから天皇に参拝してもらいた い、ありがとうと言ってもらいたいとなぜ 殺された遺族がそう思うのか。一つは日露 戦争が終わったあたりから「英霊」という 言葉が定着した日本であり、それまで「慰 霊」という言葉も使われなかったし、普及 もしなかったのに、旧満州事変、1931年9. 18、その翌年朝鮮を支配していたその場所 で大慰霊祭をやった。旧満州事変でたくさ んの人が亡くなった。旧植民地の場所で大 慰霊祭をやった。そのとき、カトリックの 方も含めて韓国のキリスト者は、学生も含 めて大慰霊祭に反対し、参加を拒否したと 言われています。キリスト者として韓国の 皆さんがです。日本でも上智大学のカトリ ックの学生の靖国神社参拝に反対したりし た。実は、多くの人々は、「慰霊」につい て、正確な知識がなく、特定の宗教用語と は思っていない。言葉もあいまい。平気で 「慰霊」という言葉を使い、追悼という言 葉と区別することができない。だから、小

泉首相も靖国神社参拝をした時に靖国神社 は国民、遺族にとって、戦没者追悼の中心 的施設である。追悼施設である靖国神社に 参拝している。なぜ悪いのかと、首相は考 えている。何が問題なのか。

さてポイントは追悼と慰霊の言葉と思想の相違の問題ではありませんか。追悼と慰霊はまったく違うのです。思想も概念も違う。慰霊は宗教の言葉ですが追悼はそうではありません。政府も全国戦没者追悼式と合憲の意味で使っています。52年の最初の追悼式も慰霊という言葉は憲法的には使えないので追悼式という言葉で始まって今日まで来ている。それを公人としての首相は、8.15、日本武道館へ大慰霊祭があるから行くぞと言っているわけです。

慰霊は靖国神社の言葉であり神社神道の言葉です。慰霊という言葉について論争がありました。私がキリスト教の代表として72年のときに参加した時に、大議論があり「読売新聞」に載せてくれたと思います。

「西川 キリスト教の代表で追悼と慰霊は まったく違う、峻別すべきであることを明 言している」ということが載っているわけ です。依然として中曽根構想として慰霊構 想が残ってしまって、靖国神社問題の重要 性は言葉を媒介にしてきちっと整理できな くなってしまったから、何でもないことだ とある人は慰霊のために行くのがなぜ悪い というし、ある人は追悼のために行くとい う。区別ができない。慰霊という言葉は靖 国神社でも初めはなかったのを、作り出し た言葉です。戦後史の政教分離説があるよ うに慰霊という言葉も戦前の歴史がある、 その辺は博士論文に値するとされるほど、 国を大きく左右するような大きなテーマで はないですかと思っています。72年に私の 最初の論文を発表しています。改革派の諸 先生方どうですかと言って書いたのです。 みなさんも宗教の多元社会の精神風土のな

かで無分別に使っていることばが、どれほど悪い影響を及ばしているか、日本語の使い方、どういうときに使っていいか正確に日本語の使い方を、あるいは、どういった時に使ったらいけないかということを、これは、私の本は言葉の本が多くて社会通念がに使われている言葉の問題も、平和を創り出すための一生かけた研究テーマなのです。

たとえば PKO というのも、日本の政府 は誤訳を平気で使っています。国連本部で 良くできる日本人の通訳の方が言うのです けれども、正確にはいえない、なぜいえな いかと問い返したら、政府から言われてい るからとの答えだった。軍事作戦ですから、 正確には Operations とsをつけなければ いけない。Operation ならばお医者さんの オペのことであり、sを付けたらアメリカ なら軍事作戦と理解する。本当は、自衛隊 は軍隊、陸上自衛隊は陸軍という考え方で PKO は出来ています。だから今出かけて いって、「自衛隊がいるから非戦闘地域」 こんなことはナンセンスであり、こういっ た言葉の吟味も多くの国会議員は関心がな くて、PKOならばいいとか、それで今ま で来ているわけです。名の知れた出版社の 本でも、この種の問題になると実にあいま いな物書きが次々と本を出している。私は 影響が大きいだけにほんとに大変だと思 う。

そういう問題もありますので、今後の課題というのならば息の長いことですけれども、私のテーマはみことばに基づく慰めの神学を研究してくださいと言って、今回改革派の「中会ヤスクニ」に書き、慰霊の神学ではなく、慰めの神学を出してくださいとお願いしている。

日本遺族会の皆様も、なぜ父が、なぜ肉 親がなくなったのかと悲しみを隠し切れず に靖国神社に行って慰霊をしたいといって

いる。その慰霊とはいったい何なのか。慰 霊の名において戦場に駆り立てた昭和天皇 ですから38年以来毎年臨時大祭を春と秋、 2回敗戦の年まで繰り返し行った。慰霊顕 彰を大義名分に戦没者の遺族を慰めて、そ れで、若人を戦場に駆り立てた昭和天皇の 戦争責任もあるわけで、そういった大きな テーマだと私は思いますので、なぜ戦争を するのか、自衛戦争のためだと釈明するこ とに対し、私は、戦争は答えではないと考 えている立場で、ほんとに平和を創り出す ためには、大変重要なことでありその中に、 靖国神社問題がこんなに深く、思想史的に かかわっているということをご理解いただ けるとありがたい。言葉の問題で終わるの もなんですが、重要性という意味なら、ほ んとうに重要だなと思いまして、日本伝道 と靖国神社の今を問う形で、慰めの神学の 創造を目指してゆくということは、私がず っと考えてきているテーマのひとつであり ますので、これもほんとは最初に言うべき でしたけれども、今改めて勉強するひとつ に入れてくださいということでよろしいで しょうか。

なお、討議が時間切れになったが次の発言 があった。

関東学院六浦中学校・高等学校で教員を している秋吉です。西川先生には昔靖国神 社に連れて行ってもらったことがありまし て、教団の神奈川教区教会に所属している 者です。神奈川では、ヤスクニ・天皇制問 題小委員会の委員でありまして、あと、横 浜港南台教会に、西川先生をお招きして、 ご講演を拝聴したことがあります。

大学の先生方もいらっしゃるので、先生 方にお聞きしたいのですが、本学院の建学 の理念は120年続いてきています。坂田院 長のご発言が幼稚園から大学院まで浸透し ている中にあって、坂田先生がおっしゃっ

ていた、「人になれ 奉仕せよ」と言う校 訓と、彼が考えている天皇観、靖国神社観、 国家観というものはいかなるものだったか という吟味が必要な時期ではないか、とい うことです。校訓を継承するのはいいので すが、中学生高校生を相手にして思うのは、 石原都政での「奉仕」と言うものがめちゃ くちゃな形で生徒に押し付けられている、 「奉仕」と言う言葉の在り方というのも、 その意味合いが、主たる神への奉仕という ものと、強制の奉仕あるいは「お国のため」 の奉仕と混同されてしまうのではないかと いう危惧があります。坂田院長自身も日の 丸を揚げて、君が代を歌っていたことが、 『恩寵の生涯』にも書かれています。関東 学院として、天皇制とどのようにして向き 合っていくのかということが、我々学院に 勤める者として大きな課題になるのではな いかと思います。是非この辺についてコメ ントをいただければと思います。

安 田:どうもありがとうございます。今の問題はかなり大きな問題で、去年「坂田祐と関東学院」と言うシンポジュームをやらしていただいたのですが、そのときにはその様な問題まで踏み込めませんでした。この問題はかなり大きいので、この後のコーヒータイムでゆっくり議論したいと思います。以上で本日の公開研究会は終了とさせて頂きます。

この原稿は「キリスト教と日本の精神風土」研究グループの2004年11月20日に開催された公開講演会のテープからおこしたものです。なお、講演に先立つ案内チラシには、講師からの呼び掛けとして、次の言葉がありました。

「有事法制が成立しました。その結果、憲法・靖国・教育および護国神社・自衛隊海外「派遣」・天皇制問題など、あらゆる領域において、変化が見られます。靖国神社も有事法制下の靖国神社となり、そのために「新遊就館」がオープンしました。

また靖国神社問題は複雑多様な様相を呈しています。

平和を創り出すために、私たちの課題をご 一緒に考えましょう。」

主要な著作

- 1. 靖国法案の5年 すぐ書房
- 2. 靖国法案の展望 すぐ書房
- 3. 宗教弾圧を語る(共著) 岩波新書
- 4. 天皇の神社 靖国 増補版 有事法制下 の靖国神社問題 梨の木舎
- 5. 主の「正義」と今日の日本 いのちのこ とば社
- 6. 平和を創り出すために いのちのことば 社
- 7.「昭和館」ものがたり いのちのことば 社
- 8.「新遊就館」ものがたり いのちのこと ば社

その他 論文など多数